特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名	
1	住民基本台帳ネットワークに関する事務	全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大阪府知事は、住民基本台帳ネットワークに関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

住民基本台帳ネットワークに関する事務では、全国の都道府県サーバを1拠点(集約センター)に 集約したことに伴い、大阪府サーバの運用及び監視に関する業務を集約センター運用者に委託し ている。委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、契約書に秘密保持の事項を明記 し、情報保護管理体制を確認することとしている。また、委託業務の履行に際して、情報保護に関 する誓約書の提出を義務付けている。

評価実施機関名

大阪府知事

個人情報保護委員会 承認日 【行政機関等のみ】

公表日

[平成30年5月 様式4]

項目一覧

I 基本情報			
(別添1)事務の内容			
Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要			
(別添2)特定個人情報ファイル記録項目			
Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策			
IV その他のリスク対策			
V 開示請求、問合せ			
VI 評価実施手続			
(別添3) 変更箇所			

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	住民基本台帳ネットワークに関する事務	
②事務の内容 ※	住民基本台帳ネットワークに関する業務は「1. 本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」及び「2. 附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」に分かれる。 1. 本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 大阪府は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システムとして、住民基本台帳ネットワークシステム(以下「住基ネット」という。)を府内市町村と共同して構築している。 なお、住民基本台帳は、住基法に基づき作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民にる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の用出に関する制度及びその住民にも地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の用力便を増進するとされら行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確から禁たのりに行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。 具体的に大阪府では、住基法の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。(別添1を参照) ①府内市町村からの本人確認情報に係る変更の通知に基づく特定個人情報ファイルの更新及び通知の基礎となるものである。 具体的に大阪府のは、住基法の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。(別添1を参照) ②た政府がは、住基法の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。(別添1を参照) ②作民による請求に基づく当該個人の本人確認情報の開示開示結果に基づく住民からの本人確認情報の訂正、通加のは制御をの中のに対する調査(3大阪府の知事部局の他の部署及び大阪府の他の執行機関が地方公共団体情報システム機構(以下機関で)。これに認情報の表示(の、近に関する事務を実施する。なお、都道府県知事保存附票本人確認情報の子正、に見書の附票に対解成立正確に行う声熱がある。そのため、附集本人確認情報の子正、は民業に対しているの所の表で開発しているのよれ、都道府県知事保存附票本人確認情報の子正、は認情報に係る変更の通知に基づく特定個人情報ファイルの更新及び機構のの通知、通知では開始の事理とがは認情報の通知に基づく住民からの附票本人確認情報の目記を、追加なに制御のの事業を使用である。)には、個人番号は含情報の野東本人確認情報のの研究、追加なに制御家本人を認情報の機関での知事部局の他の部署及び大阪府の他の執行機関が機構に行う附票本人確認情報の表示(の社会のの報事が良の知る部別の他の部署を対した。第本に認当する附票本人確認情報の表示(の社会の対理を対しませいの事業が検索する条件に該当する附票本人確認情報の表示	
③対象人数	<選択肢>(選択肢>30万人以上30万人以上3)1万人以上10万人未満4)10万人以上30万人未満5)30万人以上	

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム		
システム1		
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム ※「3. 特定個人情報ファイル名」に示す「都道府県知事保存本人確認情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、都道府県サーバにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステムの内の都道府県サーバ部分について記載する。	
②システムの機能	1. 本人確認情報の更新 : 都道府県知事保存本人確認情報ファイルを最新の状態に保つため、市町村CSを経由して通知された本人確認情報の更新情報を元に当該ファイルを更新し、全国サーバに対して当該本人確認情報の更新情報を通知する。 2. 大阪府の他の執行機関への情報提供又は他部署への移転:大阪府の他の執行機関又は他部署による住基法に基づく情報照会に対応するため、照会のあった当該個人の個人番号又は4情報等に対応する本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、照会元に提供・移転する。 3. 本人確認情報の開示: 法律に基づく住民による自己の本人確認情報の開示請求に対応するため、当該個人の本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、帳票に出力する。 4. 機構への情報照会: 大阪府知事部局及び他の執行機関が全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。 5. 本人確認情報検索: 都道府県サーバの代表端末又は業務端末において入力された個人番号及び4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する本人確認情報を一覧を画面上に表示する。 6. 本人確認情報整合: 都道府県知事保存本人確認情報を受領し、当該本人確認情報を用いて当該ファイルに記録された本人確認情報の整合性確認を行う。	
	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム	
③他のシステムとの接続	[]住民基本台帳ネットワークシステム	
	[] 宛名システム等	
	[] その他 ()	
システム2		
①システムの名称	附票連携システム ※「3. 特定個人情報ファイル名」に示す「都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、附票都道府県サーバにおいて管理がなされているため、以降は、附票連携システムの内の附票都道府県サーバ部分について記載する。	

②システムの機能	1. 附票本人確認情報の更新 : 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを最新の状態に保つため、市町村CSを経由して通知された附票本人確認情報の更新情報を元に当該ファイルを更新し、附票全国サーバに対して当該附票本人確認情報の更新情報を通知する。 2. 大阪府の他の執行機関への情報提供又は他部署への移転 : 大阪府の他の執行機関又は他部署による住基法に基づく情報照会に対応するため、照会のあった当該個人の4情報等に対応する附票本人確認情報を都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルから抽出し、照会元に提供・移転する。その際、番号法で認められた場合に限り、大阪府の他の執行機関又は他部署からの求めに応じ、附票本人確認情報の提供に併せて当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、照会元に提供・移転する場合がある。 3. 附票本人確認情報の開示 : 法律に基づく住民による自己の附票本人確認情報ファイルから抽出し、帳票に出力する。 4. 機構への情報照会 : 附票本人確認情報を都道府県知事保存附票本人確認情報の組合せをキーとした附票本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の附票本人確認情報を受領する。 5. 附票本人確認情報検索 : 附票和上ので代表端末又は業務端末(都道府県サーバと共用する。)において入力された4情報に氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する附票本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 6. 附票本人確認情報整合 : 都道府県知事保存附票本人確認情報を用いて当該ファイルに記録された附票本人確認情報の整合性確認を行う。		
③他のシステムとの接続	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム []宛名システム等 []税務システム		
システム6~10	[]その他 ()		
システム11~15			
システム16~20			

3. 特定個人情報ファイル名

- (1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル
- (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル

4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由

(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル

大阪府では、以下の必要性から、都道府県知事保存本人確認情報ファイルを取り扱う。

・都道府県知事保存本人確認情報ファイルは、転出入があった場合等にスムーズな住民情報の処理を行うため、また全国的な本人確認手段として、1つの市町村内にとどまらず、全地方公共団体で、本人確認情報を正確かつ統一的に記録・管理することを目的として、以下の用途に用いられる。

①住基ネットを用いて市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務(住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務)の処理を行うため、区域内の住民に係る最新の本人確認情報を管理する。

②市町村からの本人確認情報の更新情報の通知を受けて都道府県知事保存本人確認情報ファイル を更新し、当該更新情報を機構に対して通知する。

- ③大阪府の他の執行機関からの照会に基づき、本人確認情報を提供する。
- ④住民からの請求に基づき、当該個人の本人確認情報を開示する。
- ⑤住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務において、本人確認情報を検索する。
- ⑥市町村において保存する本人確認情報との整合性を確認する。

①事務実施上の必要性

(2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル

大阪府では、以下の必要性から、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを取り扱う。

・都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルは、国外転出者に係る本人確認手段として、1つの市町村内にとどまらず、全地方公共団体で、附票本人確認情報を正確かつ統一的に記録・管理することを目的として、以下の用途に用いられる。

①附票連携システムに係る附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務の処理を行うため、区域内の住民に係る最新の附票本人確認情報を管理する。

②市町村からの附票本人確認情報の更新情報の通知を受けて都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを更新し、当該更新情報を機構に対して通知する。

③大阪府の他の執行機関からの照会に基づき、附票本人確認情報を提供する。

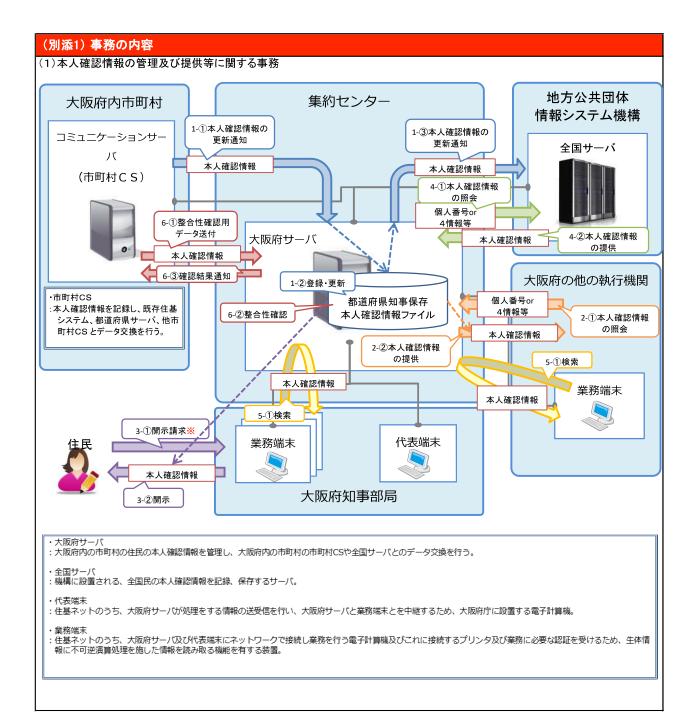
その際、番号法で認められた場合に限り、自都道府県の他の執行機関からの求めに応じ、附票本人確認情報の提供に併せて当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、照会元に提供する場合がある。

- ④本人からの請求に基づき、当該個人の附票本人確認情報を開示する。
- ⑤附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務において、附票本人確認情報を検索する。
- ⑥市町村において保存する附票本人確認情報との整合性を確認する。

②実現が期待されるメリット

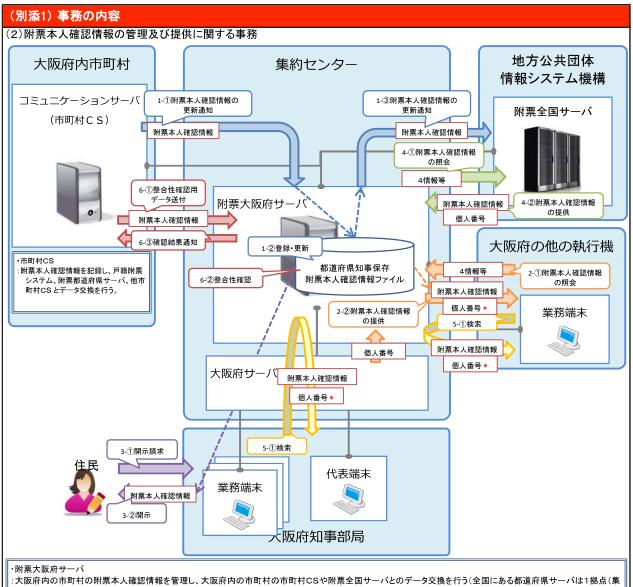
本人確認情報を利用することにより、これまで窓口で提出が求められていた行政機関が発行する添付書類(住民票の写し等)の省略が図られ、住民の負担軽減(各機関を訪問し、証明書等を入手する金銭的、時間的コストの節約)につながることが見込まれる。

5. 個人番号の利用 ※					
法令上の根拠	住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) ・第7条(住民票の記載事項) ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) ・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報) ・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の13(都道府県の条例による本人確認情報の提供) ・第30条の15(本人確認情報の利用) ・第30条の22(市町村間の連絡調整等) ・第30条の32(自己の本人確認情報の開示) ・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正) ・第30条の44の6第3項(都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。)の利用)				
6. 情報提供ネットワークシ	6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※				
①実施の有無	<選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定				
②法令上の根拠					
7. 評価実施機関における	担当部署				
①部署	大阪府総務部市町村局行政課				
②所属長の役職名	課長				
8. 他の評価実施機関					



(備考)

- 1. 本人確認情報の更新に関する事務
- 1-①.大阪府内市町村において受け付けた住民の異動に関する情報を、大阪府内市町村CSを通じて大阪府サーバに通知する。
- 1-②.大阪府サーバにおいて、市町村より受領した本人確認情報を元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新する。
- 1-③機構に対し、住民基本台帳ネットワークを介して、本人確認情報の更新を通知する。
- 2. 大阪府の他の執行機関への情報提供又は他部署への移転
- 2-①、大阪府の他の執行機関又は他部署において、個人番号又は4情報等をキーワードとした本人確認情報の照会を行う。
- 2-②.大阪府知事において、提示されたキーワードを元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、照会元に対し、当該個人の本人確認情報を提供・移転する。
- ※検索対象者が他都道府県の場合は全国サーバに対して検索の要求を行う。
- ※一括提供の方式により本人確認情報を提供・移転する場合には、大阪府知事において、総務部市町村局行政課に設置する業務端末を操作し、個人番号を利用する事務については専用線を用いて、個人番号を利用しない事務については電子記録媒体を用いて提供・移転する。
- 3. 本人確認情報の開示に関する事務
- 3-①.住民より本人確認情報の開示請求を受け付ける。(※特定個人情報を含まない)
- 3-② 開示請求者(住民)に対し、都道府県知事保存本人確認情報ファイルに記録された当該個人の本人確認情報を開示する。
- 4. 機構への情報照会に係る事務
- 4-①機構に対し、個人番号又は4情報等をキーワードとした本人確認情報の照会を行う。
- 4-2.機構より、当該個人の本人確認情報を受領する。
- 5. 本人確認情報検索に関する事務
- 5-①.4情報の組み合わせを検索キーに都道府県知事保存本人確認情報を検索する。
- 6.本人確認情報整合
- 6-①.市町村CSより、大阪府サーバに対し、整合性確認用の本人確認情報を送付する。
- 6-② 大阪府サーバにおいて、市町村CSより受領した整合性確認用の本人確認情報を用いて都道府県知事保存本人確認情報 ファイルの整合性確認を行う。
- 6-3 大阪府サーバより、市町村CSに対して整合性確認結果を通知する。



約センター)に集約されている。)。

・附票全国サーバ

機構に設置される、全国民の附票本人確認情報を記録、保存するサーバ。

: 住基ネットのうち、附票大阪府サーバが処理をする情報の送受信を行い、附票大阪府サーバと業務端末とを中継するため、大阪府庁に設置する電子計算機。

:住基ネットのうち、附票大阪府サーバ及び代表端末にネットワークで接続し業務を行う電子計算機及びこれに接続するプリンタ及び業務に必要な認証を受けるため、 生体情報に不可逆演算処理を施した情報を読み取る機能を有する装置。

(備考)

- 1. 附票本人確認情報の更新に関する事務
- 1-①、大阪府内市町村において受け付けた住民の異動に関する情報を、大阪府内市町村CSを通じて附票大阪府サーバに通知す
- 1-②、附票大阪府サーバにおいて、市町村より受領した附票本人確認情報を元に都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを 更新する。
- 1-③機構に対し、住民基本台帳ネットワークを介して、附票本人確認情報の更新を通知する。
- 2. 大阪府の他の執行機関への情報提供又は他部署への移転
- 2-①大阪府の他の執行機関又は他部署において、4情報等をキーワードとした附票本人確認情報の照会を行う。 2-②大阪府知事において、提示されたキーワードを元に都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを検索し、照会元に対し、 当該個人の附票本人確認情報を提供・移転する。

その際、番号法で認められた場合に限り、大阪府の他の執行機関からの求めに応じ、附票本人確認情報の提供・移転に併せて当 該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、照会元に提供・移転する場合が ある。

- ※検索対象者が他都道府県の場合は附票全国サーバに対して検索の要求を行う。
- ※一括提供の方式により附票本人確認情報を提供する場合には、大阪府知事において、総務部市町村局行政課に設置する業務端 末を操作し、個人番号を利用する事務については専用線を用いて、個人番号を利用しない事務については電子記録媒体を用いて提 供・移転する。
- 3. 附票本人確認情報の開示に関する事務
- 3-①.住民より附票本人確認情報の開示請求を受け付ける。
- 3-②,開示請求者(住民)に対し、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルに記録された当該個人の附票本人確認情報を開示
- 4. 機構への情報照会に係る事務
- 4-①機構に対し、4情報等をキーワードとした附票本人確認情報の照会を行う。
- 4-2.機構より、当該個人の附票本人確認情報を受領する。
- 5. 附票本人確認情報検索に関する事務
- 5-①.4情報の組み合わせを検索キーに都道府県知事保存附票本人確認情報を検索する。
- 6.附票本人確認情報整合
- 6-①.市町村CSより、附票大阪府サーバに対し、整合性確認用の附票本人確認情報を送付する。 6-②.附票大阪府サーバにおいて、市町村CSより受領した整合性確認用の附票本人確認情報を用いて都道府県知事保存附票本 人確認情報 ファイルの整合性確認を行う。
- 6-③.附票大阪府サーバより、市町村CSに対して整合性確認結果を通知する。

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル

2. 基本情報				
①ファイルの種類 ※		<選択肢> (選択肢>		
②対象となる本人の数		<選択肢>		
③対象となる本人の範囲 ※		大阪府内の住民(大阪府内のいずれかの市町村において、住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に 基づき住民基本台帳に記録された住民を指す) ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が消除(死亡による消除を除く。) された者(以下「消除者」という。)を含む		
	その必要性	住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(都道府県知事保存本人確認情報ファイル)において大阪府内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する必要がある。		
④記録さ	れる項目	<選択肢>(選択肢>1)10項目未満2)10項目以上50項目未満3)50項目以上100項目未満4)100項目以上		
	主な記録項目 ※	・識別情報		
	全ての記録項目	別添2を参照。		
		平成27年6月		
⑥事務担当部署		・・・・・・・・ 総務部市町村局行政課行政グループ		
3. 特定個人情報の入手・		使用		
①入手元 ※		[]本人又は本人の代理人 []評価実施機関内の他部署 () []行政機関・独立行政法人等 () [O]地方公共団体・地方独立行政法人 (大阪府内市町村) []民間事業者 () []その他 ()		

0.1 T+4			[]紙 []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ
			[]電子メール []専用線 []庁内連携システム
②入手方 	法		[]情報提供ネットワークシステム
			[〇] その他 (府内市町村CSを通じて入手する
③入手の)時期∙∜	頻度	住民基本台帳の記載事項において、本人確認情報に係る変更又は新規作成が発生した都度入手する。
④入手に係る妥当性		当性	住基ネットは、住基法に基づいて、都道府県を介し市町村から機構へと本人確認情報を通知をする仕組みとなっていることから、都道府県知事が特定個人情報を入手することは妥当である。
⑤本人への明示		÷	・大阪府知事が当該市町村の区域内の住民の本人確認情報を入手することについて、住基法第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)に明示されている。 ・大阪府知事が保有する本人確認情報を使用することについて、住基法第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等)等及び大阪府ホームページに明示されている。
⑥使用目的 ※			住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、都道府県知事保存本人確認情報ファイルにおいて大阪府内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する。
	変更0	D妥当性	_
		使用部署 ※	総務部市町村局行政課行政グループ
⑦使用の)主体	使用者数	<選択肢>10人未満10人未満2)10人以上50人未満3)50人以上100人未満4)100人以上500人未満5)500人以上1,000人未満6)1,000人以上
⑧使用方法 ※			(ア)市町村長からの住民票の記載事項の変更又は新規作成の通知を受け(既存住基システム→府内市町村CS→大阪府サーバ)、都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新し、機構に対して当該本人確認情報の更新情報を通知する(大阪府サーバ→全国サーバ)。 (イ)大阪府の他の執行機関からの本人確認情報の照会要求を受け(大阪府の他の執行機関→大阪府サーバ)、照会のあった住民票コード、個人番号又は4情報の組合せを元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、該当する個人の本人確認情報を照会元へ提供する(大阪府サーバ→大阪府の他の執行機関)。 (ウ)住民からの開示請求に基づき(住民→大阪府窓口(開示請求受付)→大阪府サーバ)、当該住民の本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、書面等により提供する(大阪府サーバ→大阪府窓口(帳票出力)→住民)。 (エ)大阪府の知事部局における担当部署以外の部署が個人番号及び4情報等の組合せをキー検索する条件に該当する本人確認情報を表示する。 (オ)4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに都道府県知事保存本人確認情報ファイルの検索を行う。 (力)都道府県知事保存本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市町村から本人確認情報を受領し(府内市町村CS→大阪府サーバ)、当該本人確認情報を用いて都道府県知事保存本人確認情報を受領し(府内市町村CS→大阪府サーバ)、当該本人確認情報を用いて都道府県知事保存本人確認情報ファイルに記録された本人確認情報の整合性確認を行う。
	情報の突合 ※		(上記ア)都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新する際に、受領した本人確認情報に関する更新データと都道府県知事保存本人確認情報ファイルを、住民票コードをもとに突合する。 (上記イ・エ・オ)大阪府の他の執行機関又は他部署からの照会に基づいて本人確認情報を提供する際に、照会元から受信した対象者の4情報等との突合を行う。 (上記ウ)請求に基づいて本人確認情報を開示する際に、開示請求者から受領した本人確認情報との突合を行う。 (上記力)市町村CSとの整合処理を実施するため、4情報等との突合を行う。
情報の統計分析 ※		D統計分析	住基法第30条の15第1項第4号(本人確認情報の利用)の規定に基づいて統計資料の作成を行う場合、情報の統計分析を行うことがある。 また、本人確認情報の更新件数や提供件数等の集計を行う。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※		該当なし
9使用開始日			平成27年6月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			
委託の有無 ※		[委託する] <選択肢> 1)委託する 2)委託しない	
		(1)件	
委託事項1		都道府県サーバの運用及び監視に関する業務	
①委託内容		全国の都道府県サーバを1拠点(集約センター)に集約化したことに伴い、都道府県サーバの運用及び 監視に関する業務を、集約センター運用者に委託する。 委託する業務は、直接本人確認情報に係わらない(直接本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・ 削除等を行わない)業務を対象とする。	
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		<選択肢> (選択肢> 「特定個人情報ファイルの全体」 1) 特定個人情報ファイルの全体 「特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	<選択肢>	
	対象となる本人の 範囲 <u>※</u>	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上	
	その妥当性	全国の都道府県サーバを1拠点に集約化したことに伴い、特定個人情報ファイル(都道府県知事保存本人確認情報ファイル)が保存される都道府県サーバ(筐体)の運用及び監視業務を委託することによる。 なお、「①委託内容」の通り、委託事項は、直接本人確認情報に係わらない事務を対象としているため、委託先においては、特定個人情報ファイルに記録された情報そのものを扱う事務は実施しない。	
③委託先における取扱者数			
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[O] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモ [] 紙 [] その他 ()	
⑤委:	託先名の確認方法	大阪府ホームページ(委託役務等随意契約実績状況)にて公表している。 https://www.pref.osaka.lg.jp/keiyaku_2/e-nyuusatsu/itakuekimuzuikei.html	
⑥委	託先名	地方公共団体情報システム機構(機構)	
再	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託する] 1)再委託する 2)再委託しない	
委託	⑧再委託の許諾方法	再委託を行う際は、契約書に基づき、再委託する業務範囲や再委託の条件、再委託に対する管理方法等を書面において確認した上で、承諾を行っている。	
	9再委託事項	都道府県サーバの運用及び監視に関する業務。再委託する業務は、直接本人確認情報に係わらない (直接本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない)業務を対象とする。	
委託	事項2~5		
委託	事項6~10		
委託事項11~15			
委託	事項16~20		
5. 特定個人情報の提供・		移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無		[O]提供を行っている (3)件 [O]移転を行っている (1)件 []行っていない	
提供先1		地方公共団体情報システム機構(機構)	
①法:	令上の根拠	住基法第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等)	
②提供先における用途		大阪府知事より受領した本人確認情報を元に機構保存本人確認情報ファイルを更新する。	
③提供する情報		住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日	

	133 ISS. 1.
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢>
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上
⑥提供方法	[]情報提供ネットワークシステム []専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []紙 [O]その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)
⑦時期·頻度	市町村長からの通知に基づいて都道府県知事保存本人確認情報ファイルの更新を行った都度、随時。
提供先2~5	
提供先2	大阪府の他の執行機関(大阪府教育委員会など)
①法令上の根拠	住基法第30条の15第2項(本人確認情報の利用)
②提供先における用途	住基法別表第六に掲げる、大阪府の他の執行機関への情報提供が認められる事務(例:教育委員会における特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務等)の処理に用いる。
③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 ※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法 律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第22条第7項に 基づく経過措置である。
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢>
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上
⑥提供方法	 [○] 情報提供ネットワークシステム [○] 電子メール [○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [○] フラッシュメモリ [○] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム
⑦時期·頻度	大阪府の他の執行機関からの情報照会の要求があった都度、随時。
提供先3	住基法上の住民
①法令上の根拠	住基法第30条の32(自己の本人確認情報の開示)
②提供先における用途	開示された情報を確認し、必要に応じてその内容の全部又は一部の訂正、追加又は削除の申出を行 う。
③提供する情報	住民票コード、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号、異動事由、異動年月日
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢>
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上
⑥提供方法	 []情報提供ネットワークシステム []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ [○] 】紙 [○] その他 (大阪府住民基本台帳法施行細則に基づく本人確認情報確認書の閲覧)
⑦時期·頻度	当該住民から開示請求があった都度、随時。

移転先1	大阪府の知事部局の他の部署	
①法令上の根拠	住基法第30条の15第1項(本人確認情報の利用)	
②移転先における用途	住基法別表第五に掲げる、都道府県知事において都道府県知事保存本人確認情報の利用が認められ た事務の処理に用いる。	
③移転する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 ※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第22条第7項に 基づく経過措置である。	
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢>	
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	5 「2. ③対象となる本人の範囲」と同上	
	[] 庁内連携システム [〇] 専用線	
○ 49 ±= + :+	[〇] 電子メール [〇] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	
⑥移転方法 	[〇] フラッシュメモリ	
	[〇] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム	
⑦時期·頻度	大阪府の知事部局の他の部署から検索要求があった都度、随時。	
移転先2~5		
移転先6~10		
移転先11~15		
移転先16~20		
6. 特定個人情報の保管	•消去	
①保管場所 ※	・セキュリティゲートにて入退館管理をしている都道府県サーバの集約センターにおいて、施錠管理及び入退室管理(監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定・管理)を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。都道府県サーバ集約センターへの入退室の際は、不要な電子機器等を持ち込まないようにするため、電子機器等の持ち込みについてあらかじめ申請・確認を実施する。サーバへのアクセスはIDと生体認証(又はパスワード)による認証が必要となる。 ・大阪府においては、端末及び記録媒体を施錠管理された部屋に保管する。	
期間	<選択肢>	
②保管期間 その妥当性	・住民票の記載の修正後の本人確認情報は、新たに記載の修正の通知を受けるまで保管する。 ・住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び消除者の本人確認情報は、住基法施行令 第30条の6(都道府県における本人確認情報の保存期間)に定める期間(150年間)保管する。	
③消去方法	・都道府県知事保存本人確認情報ファイルに記録されたデータをシステムにて自動判別し、復元できないように消去する仕組みになっている。 ・磁気ディスクの廃棄時は、府職員が要領・手順書等に基づき、内容の消去、破壊等を行うとともに、磁気ディスク管理簿にその記録を残す。 ・保存期間が経過した帳票等の紙媒体については、府職員が要領等にもとづき溶解処理等を行うとともに、記録簿にその記録を残す。	
7. 備考		

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

(2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル

2. 基本	2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※		く選択肢> [システム用ファイル] 1)システム用ファイル 2)その他の電子ファイル(表計算ファイル等)	
②対象となる本人の数		<選択肢>	
③対象となる本人の範囲 ※		大阪府内のいずれかの市町村において、住基法第16条(戸籍の附票の作成)に基づき戸籍の附票に 記録された者 ※消除者を含む。	
ľ	その必要性	住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル)において大阪府内の戸籍の附票に記録された全ての者の情報を保有し、その記録を常に正確に更新・管理・提供する必要があるため。	
④記録さ	れる項目	〈選択肢〉 [10項目以上50項目未満	
	主な記録項目 ※	 ・識別情報 [○] 個人番号	
	その妥当性	・4情報、その他戸籍の附票関係情報(戸籍の表示に係る情報は含まない。) 法令に基づき戸籍の附票に記録された住民に関する記録を正確に行う上で、戸籍の附票の記載等 に係る附票本人確認情報(4情報、住民票コード及びこれらの変更情報)を記録する必要がある。な お、別添2に記載のとおり、記録項目には戸籍の表示に係る情報(本籍及び筆頭者の氏名)は含まな い。 ・個人番号 国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り、大阪府の他の執行機関から の求めに応じ、当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人 番号を抽出し、附票大阪府サーバに連携する場合がある。提供後、個人番号は、都道府県知事保存 附票本人確認情報ファイルに保有することはない。	
	全ての記録項目	別添2を参照。	
⑤保有開始日		「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第16号)」附則第1条第10号にて規定される公布から起算して5年を超えない範囲内の政令で定める日。	
⑥事務担当部署		総務部市町村局行政課行政グループ	
ツヂクカアニコ即省		S S S S S S S S S S S S S S S S S S S	

3. 特定	3. 特定個人情報の入手・使用				
			[]本人又は本人の代理人		
			[]評価実施機関内の他部署 ()		
			[]行政機関・独立行政法人等 ()		
①入手元	*		[O]地方公共団体·地方独立行政法人 (大阪府内市町村)		
			[]民間事業者 ()		
			[O] その他 (大阪府サーバ(※入手には該当しないが、大阪府サーバから個人番号を) 抽出する場合がある)		
			[]紙 []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ		
②入手方	-:±		[]電子メール [〇]専用線 []庁内連携システム		
少八十 万	1 左		[]情報提供ネットワークシステム		
			[]その他 ()		
③入手の)時期・頻	頁度	戸籍の附票において、附票本人確認情報の変更又は新規作成(出生等)が発生した都度入手する。 ※番号法別表に掲げる事務につき、大阪府の他の執行機関等から国外転出者に係るものに関し求めがあった場合、個人番号をその都度抽出する場合がある。		
④入手に係る妥当性		当性	法令に基づき、住民の利便の増進と国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため、国外転出者に係る本人確認を行う上で、市町村の戸籍の附票の記載事項に変更が生じた都度、当該市町村を通じて入手し、機構に通知する必要がある。また、入手の手段として法令に基づき構築された専用回線である、住基ネット(※※)を用いることで、入手に係るリスクを軽減している。 ※なお、住基法第30条の44の6第3項に基づき、都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。)を利用し、第30条の15第1項又は第2項の規定による事務について個人番号を提供することができるとされている。 ※※附票連携システムは、住基ネットを利用して構築されている。住基ネットは、保有情報・利用の制限、内部の不正利用の防止、外部からの侵入防止など、セキュリティ確保のための様々な措置が講しられており、平成14年8月5日の稼働後、住基ネットへのハッキングや情報漏洩などの事件や障害は一度も発生していない。		
⑤本人への明示			・大阪府知事が当該市町村の区域内における附票本人確認情報を入手することについて、住基法第30条の41(市町村長から都道府県知事への附票本人確認情報の通知等)に明示されている。 ・大阪府知事が保有する附票本人確認情報を使用することについて、住基法第30条の42(都道府県知事から機構への附票本人確認情報の通知等)等及び大阪府ホームページに明示されている。 ※大阪府知事が国外転出者に係る個人番号を抽出する場合があることについて、住基法第30条の4の6第3項に明示されている。		
⑥使用目的 ※			特定個人情報ファイル(都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル)において区域内の戸籍の附票に記録された全ての者の情報を保有し、その記録を常に正確に更新・管理・提供・移転する。 ※番号法別表に掲げる事務につき、大阪府の他の執行機関から国外転出者に係るものに関し求めたあった場合、個人番号をその都度抽出し、第30条の15第1項又は第2項の規定による事務について提供する場合がある。		
	変更の)妥当性			
		使用部署 ※	総務部市町村局行政課行政グループ		
⑦使用の主体		使用者数	〈選択肢〉 1)10人未満 2)10人以上50人未満 2)10人以上50人未満 3)50人以上100人未満 4)100人以上500人未満 5)500人以上1000人未満 6)1000人以上500人未満 5)500人以上500人未満 6)1000人以上500人未満 5)500人以上500人人以上500人未満 6)1000人以上500人未満 500人以上500人未満 500人以上500人未満 500人以上500人以上500人未満 500人以上500人未満 500人以上500人以上500人未満 500人以上500人以上500人未満 500人以上500人未満 500人以上500人以上500人未満 500人以上500人未満 500人以上500人未満 500人以上500人未満 500人以上500人以上500人未満 500人以上500人来 500人以上500人以		

⑧使用方法 ※		大阪府の他の執行機関又は他部署からの附票本人確認情報の照会要求を受け(大阪府の他の執行機関又は他部署→附票大阪府サーバ)、照会のあった住民票コード又は4情報の組合せを元に都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを検索し、該当する個人の附票本人確認情報を照会元へ提供・移転する(附票大阪府サーバ→大阪府の他の執行機関又は他部署)。 ※その際、番号法で認められた場合に限り、附票本人確認情報の提供・移転に併せて、当該個人の住民票コードを用いて都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、照会元に提供・移転する場合がある。
	情報の突合 ※	都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルの住民票コードと都道府県知事保存本人確認情報
	情報の統計分析 ※	該当なし。
	権利利益に影響を 与え得る決定 ※	該当なし。
⑨使用開始日		「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第16号)」附則第1条第10号にて規定される公布から起算して5年を超えない範囲内の政令で定める日。
4. 特定	個人情報ファイル	の取扱いの委託
委託の有	· 無 ※	[委託する] <選択肢> (1) 委託する 2) 委託しない (1) 件
委託事項	頁1	附票都道府県サーバの運用及び監視に関する業務
①委託内	容	全国の都道府県サーバを1拠点(集約センター)に集約化したことに伴い、都道府県サーバの運用と同様に附票都道府県サーバの運用及び監視に関する業務を、集約センター運用者に委託する。 委託する業務は、直接附票本人確認情報に係わらない(直接附票本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない。)業務を対象とする。
	を委託する特定個アイルの範囲	<選択肢> [特定個人情報ファイルの全体] 1)特定個人情報ファイルの全体 2)特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢>
	対象となる本人の 範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上
その妥当性		本特定人情報ファイル(都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル)が保存される附票都道府県サーバの運用及び監視業務を委託することによる。なお、「①委託内容」の通り、委託事項は、直接附票本人確認情報に係わらない事務を対象としているため、委託先においては、特定個人情報ファイルに記録された情報そのものを扱う事務は実施しない。
③委託先における取扱者数		〈選択肢〉 [10人未満 2)10人以上50人未満 3)50人以上100人未満 4)100人以上500人未満 5)500人以上1,000人未満 6)1,000人以上
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[O] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモ [] 紙 [] その他 ()
⑤委託先	名の確認方法	大阪府ホームページ(委託役務等随意契約実績状況)にて公表している。 https://www.pref.osaka.lg.jp/keiyaku_2/e-nyuusatsu/itakuekimuzuikei.html
⑥委託先	·····································	地方公共団体情報システム機構(機構)

	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託する] 1) 再委託する 2) 再委託しない
再委託	⑧再委託の許諾方法	再委託を行う際は、契約書に基づき、再委託する業務範囲や再委託の条件、再委託に対する管理方 法等を書面において確認した上で、承諾を行っている。
	9再委託事項	附票都道府県サーバの連用及ひ監視に関する業務。再委託する業務は、直接附票本人確認情報に 係わらない(直接附票本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない)業務を対象と する。
委託	事項2~5	
委託	事項6~10	
委託	事項11~15	
委託	事項16~20	
5. 特	持定個人情報の提供・	移転(委託に伴うものを除く。)
		[O]提供を行っている (1)件 [O]移転を行っている (1)件
提供・ 	移転の有無	[] 行っていない
提供	 先1	大阪府の他の執行機関(大阪府教育委員会など)
①法*	令上の根拠	住基法第30条の15第2項(本人確認情報の利用) 住基法第30条の44の6第3項(都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。)の利用)
②提(共先における用途	住基法別表第六に掲げる、大阪府の他の執行機関への情報提供が認められる事務(例:教育委員会における特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務等)の処理に用いる。
③提(共する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号(番号法に基づく大阪府の他の執行機関からの求めがあった場合に限る。) ※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する 法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第22条第7項 に基づく経過措置である。
④提付る本人	共する情報の対象とな の数	<選択肢>
	共する情報の対象とな 、の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上
		[]情報提供ネットワークシステム [〇] 専用線
@+B	# \+	[] 電子メール [〇] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
6	共方法	[〇]フラッシュメモリ
		[O] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム
⑦時!	朝·頻度	大阪府の他の執行機関からの情報照会の要求があった都度、随時。
提供	先2~5	
移転	先1	大阪府の知事部局の他の部署
①法·	令上の根拠	住基法第30条の15第1項(本人確認情報の利用) 住基法第30条の44の6第3項(都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。)の利用)
2移	転先における用途 	住基法別表第五に掲げる、都道府県知事において都道府県知事保存附票本人確認情報の利用が認められた事務の処理に用いる。
3移	転する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号(番号法に基づく大阪府の他の執行機関からの求めがあった場合に限る。) ※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する 法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第22条第7項 に基づく経過措置である。

④移転する情報 る本人の数	るの対象とな	[1,000万人以上]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 3) 10万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤移転する情報 る本人の範囲	の対象とな	「2. ③対象となる本人の範囲」	と同上		
⑥移転方法		[] 庁内連携システム [] 電子メール [O] フラッシュメモリ		[〇] 専用線 [〇] 電子記録媒体(フラ	ラッシュメモリを除く。)
		[〇]その他 (住民基本	台帳ネッ	トワークシステム)
⑦時期•頻度		大阪府の知事部局の他の部署	から検	素要求があった都度、随時。	
移転先2~5					
移転先6~10					
移転先11~15	5				
移転先16~20					
6. 特定個人作	青報の保管・	消去			
①保管場所 ※	ŧ	理及び入退室管理(監視カメラ 部屋に設置したサーバ内に保 機器等を持ち込まないようにす する。サーバへのアクセスはID	を設置し 管する。 るため、 ひと生体 記録媒(している附票都道府県サーバの集約してサーバ設置場所への入退室者を 都道府県サーバ集約センターへの入 電子機器等の持ち込みについてある 認証(又はパスワード)による認証が 体を施錠管理された部屋に保管する	特定・管理)を行っている 、退室の際は、不要な電子 らかじめ申請・確認を実施 必要となる。
@/D & #0 88	期間	[1年未満]	1) 1 4) 3 7) 6	摂肢> 年未満 2)1年 年 5)4年 年以上10年未満 8)10年以上20年 定められていない	3) 2年 6) 5年 F未満 9) 20年以上
②保管期間	その妥当性		後は、障	供される個人番号は、大阪府の他の 管害発生等により提供・移転先で情報 ある。	
③消去方法		一時的な保存後にシステムにで	て自動判	別別し消去する。	
		-			
7. 備考					

/ Dil 155 A \	人情報ファ		7 - 2 - 1
(別はスン)	人「古事的 ノマ	イールミご 彩	ᇎᇤᆿ

(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル

1. 住民票コード 2. 漢字氏名 3. 外字数(氏名) 4. ふりがな氏名 5. 生年月日 6. 性別 7. 住所 8. 外字数(住所) 9. 個人 番号 10. 異動事由 11. 異動年月日 12. 保存期間フラグ 13. 清音化かな氏名 14. 市町村コード 15. 大字 字コード 16. 操作者ID 17. 操作端末ID 18. タイムスタンプ 19. 通知を受けた年月日 20. 外字フラグ 21. 削除フラグ 22. 更新順番号 23. 氏名外字変更連番 24. 住所外字変更連番 25. 旧氏 漢字 26. 旧氏 外字数 27. 旧氏 ふりがな 28. 旧氏 外字変更

(2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル

ア 附票本人確認情報 1. 住民票コード 2. 氏名 漢字 3. 氏名 外字数 4. 氏名 ふりがな 5. 生年月日 6. 性別 7. 住所 市町村コード 8. 住所 漢字 9, 住所 外字数 10. 最終住所 漢字 11. 最終住所 外字数 12. 異動年月日 13. 旧住民票コード 14. 附票管理市町 村コード 15. 附票本人確認情報状態区分 16. 外字フラグ 17. 外字パターン 18. 通知区分

1	そ	D 4	H
1		"	т.

1.	. 個人番	号(※国タ	小転出者に(系る事務処理に	こ関し、番り	号法で認め	られた場合に	限り、大阪	府の他の報	执行機関又	は他部	署から	の求
め	に応じ、	当該個人	の住民票コ	ードを用いて、	都道府県	知事保存本	人確認情報	ファイルから	ら個人番号	を抽出し、	提供•移	転する	場合
が	(ある。)												

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1®を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名

(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

2. 特定個人情報の入手	(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)						
リスク1: 目的外の入手が行	リスク1: 目的外の入手が行われるリスク						
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	入手する特定個人情報は、府内市町村CSからの本人確認情報更新要求の際に通知される本人確認情報に限定される。この場合、府内市町村CSから対象者以外の本人確認情報が通知されてしまうことがリスクとして想定されるが、制度上、対象者の真正性は府内市町村における厳格な確認により担保されている。 ※市町村の窓口では、住民の異動情報の届出等を受け付ける際などにおいて、対面で身分証明書(個人番号カード等)の提示を受け、本人確認を行っている。						
必要な情報以外を入手する ことを防止するための措置の 内容	入手する情報については、法令により市町村から受けることとされているものに限定することを、住民 基本台帳ネットワークシステム上で担保する。						
その他の措置の内容	_						
リスクへの対策は十分か	【選択肢> イ分である <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている						
リスク2: 不適切な方法で入	手が行われるリスク						
リスクに対する措置の内容	本人確認情報の入手方法については、住基法第30条の6第1項に基づく府内市町村CSからの通知に限定することを、住民基本台帳ネットワークシステム上で担保する。						
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている						
リスク3: 入手した特定個人							
入手の際の本人確認の措置 の内容	入手する特定個人情報は、府内市町村CSからの本人確認情報更新要求の際に通知される本人確認情報に限定される。制度上、入手する特定個人情報の真正性は、府内市町村における厳格な確認により担保されている。 ※市町村の窓口では、住民の異動情報の届出等を受け付ける際などにおいて、対面で身分証明書(個人番号カード等)の提示を受け、本人確認を行っている。						
 個人番号の真正性確認の措 置の内容	府内市町村において真正性が確認された情報を府内市町村CSを通じて入手できることについて、住 民基本台帳ネットワークシステム上で担保する。						
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	システム上、本人確認情報更新の際に、論理チェックを行う(例えば、現存する住民に対して転入を異動事由とする更新が行われようとした場合や、転居を異動事由とする更新の際に住所以外の更新が行われようとした場合に当該処理をエラーとする)仕組みとする。 また、入手元である府内市町村CSにおいて、項目(フォーマット、コード)のチェックを実施する。						
その他の措置の内容	_						
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている						
リスク4: 入手の際に特定個	人情報が漏えい・紛失するリスク						
リスクに対する措置の内容	 ・機構が作成・配付する専用のアプリケーションを(※)用いることにより、入手の際の特定個人情報の漏えい・紛失の防止に努める。 ・府内市町村CSと接続するネットワーク回線に専用回線を用いる、情報の暗号化を実施する等の措置を講じる。 ・特定個人情報の入手は、システム上自動処理にて行われるため、操作者は存在せず、人為的なアクセスが行われることはない。 ※都道府県サーバのサーバ上で稼動するアプリケーション。 都道府県内の市町村の住民の本人確認情報を管理し、都道府県内の市町村の市町村CSや全国サーバとのデータ交換を行う。データの安全保護対策、不正アクセスの防止策には、最新の認証技術や暗号化技術を採用し、データの盗聴、改ざん、破壊及び盗難、端末の不正利用及びなりすまし等を防止する。 						
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている						

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

3. 特定個人情報の使用 リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク 宛名システム等における措 大阪府サーバは、宛名システム等とは接続しない。 置の内容 事務で使用するその他のシ 大阪府サーバは、住民基本台帳ネットワークシステム以外のその他の庁内システムとは接続しない。 ステムにおける措置の内容 -(他のシステム等と接続を行っていないことから当該リスクは存在しないため、次項については空欄 その他の措置の内容 とする。) <選択肢> 十分である 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている リスクへの対策は十分か 2) 十分である リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク <選択肢> ユーザ認証の管理 行っている 1) 行っている 2) 行っていない 具体的な管理方法 照合ID及び生体認証(静脈認証)によるユーザー認証を行う。 <選択肢> アクセス権限の発効・失効の [行っている] 1) 行っている 2) 行っていない 管理 ・システム使用者の異動や退職等が発生した際に、住民基本台帳ネットワークシステム上でアクセス 具体的な管理方法 権限の返却、発効処理を行うとともに、管理簿によりアクセス権限を与えた職員の照合ID・名前・付与 日時等を管理をしている。 <選択肢> アクセス権限の管理 行っている 1) 行っている 2) 行っていない 記録した管理簿について、アクセス権限の返却・発効管理が適切に行われていることを、年1回以上 具体的な管理方法 の定期的な棚卸しにより確認し、その記録を残す。 <選択肢> 特定個人情報の使用の記録 記録を残している 1) 記録を残している 2) 記録を残していない ・本人確認情報を扱うシステムの操作履歴(業務アクセスログ・操作ログ)を記録し、不正アクセスがな いことを確認している。 ・操作履歴の確認により、本人確認情報の検索に関して不正な操作の疑いがある場合は、利用課へ 具体的な方法 のヒアリングや申請文書等との整合性を確認する。 ・バックアップされた操作履歴について、大阪府住民基本台帳ネットワークシステム管理運用要領によ り7年間、安全な場所に施錠保管する。 その他の措置の内容 1 Γ 十分である 1) 特に力を入れている リスクへの対策は十分か 2) 十分である 3) 課題が残されている リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク ・本人確認情報を扱うシステムの操作履歴(業務アクセスログ・操作ログ)を記録し、不正アクセスがな いことを確認している。 ・操作履歴の確認により、本人確認情報の検索に関して不正な操作の疑いがある場合は、利用課へ リスクに対する措置の内容 のヒアリングや申請文書等との整合性を確認する。 ・システム使用者への研修を実施し、事務外利用の禁止等について指導する。 ・上記使用者以外の従業者(システム運用の委託先)は直接本人確認情報に関わらない(直接本人確 認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない)。 Γ 十分である] 1)特に力を入れている 3)課題が残されている リスクへの対策は十分か 2) 十分である

リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク 都道府県サーバの運用管理を行っている委託先以外は、特定個人情報ファイルを複製できないことを システム上担保している。また、委託先においても、適切なシステム運用管理権限を有する者以外は、 定期運用に基づくバックアップ時等以外では複製できないことをシステム上担保している。加えて、当 リスクに対する措置の内容 該バックアップ時等以外にファイルを複製しないよう、上記の権限を有する者に研修を実施している。 更に、委託契約の中で、個人情報取扱特記事項を定め、秘密の保持や従事者への教育を実施し、義 務に違反した場合、契約の解除や損害賠償を請求する旨を規定している。 <選択肢> 十分である 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている リスクへの対策は十分か 2) 十分である 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託]委託しない 委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク ・平成24年6月12日、住民基本台帳ネットワークシステム推進協議会(47都道府県が構成員)にお いて、都道府県サーバ集約化の実施および集約化された都道府県サーバの運用及び監視に関する業務を機構の前身である財団法人地方自治情報センターへ委託することを議決している。 ・委託先である機構は、地方公共団体情報システム機構法(平成25年5月31日法律第29号)に基づ き平成26年4月1日に設立された組織であり、住基法に基づき住民基本台帳ネットワークシステムの 情報保護管理体制の確認 運用を行っている実績がある。 ・そのため、委託先として社会的信用と特定個人情報の保護を継続的に履行する能力があると認めら れるとともに、プライバシーマークの付与を受けており、情報保護管理体制は十分である。 ・都道府県サーバの運用及び監視に関する業務委託において、委託先の本人確認情報保護管理体 制を確認するとともに、必要に応じて立ち入り調査を行う。 <選択肢> 特定個人情報ファイルの閲 Γ 制限している] 1)制限している 2) 制限していない 覧者・更新者の制限 ・都道府県サーバの運用及び監視に関する業務委託において、委託先(再委託先)に本人確認情報 の更新及び本人確認情報の整合性確認業務のため特定個人情報ファイルを提供する場合が想定さ れるが、その場合はシステムで自動的に暗号化を行った上で提供することとしており、システム設計 上、特定個人情報にアクセスできず閲覧・更新もできない。また、委託先(再委託先を含む。)は、災害 等におけるデータの損失等に対する対策のため、日次で特定個人情報ファイルをバックアップすること 具体的な制限方法 が想定されるが、バックアップのために特定個人情報ファイルを媒体に格納する場合は、システムで自 動的に暗号化を行うこととしており、システム設計上、特定個人情報にアクセスできず閲覧・更新もでき ない。 契約書に基づき、委託業務に係る作業者名簿を提出させ、作業者を限定している。 <選択肢> 特定個人情報ファイルの取 記録を残している 1) 記録を残している 2) 記録を残していない 扱いの記録 ・都道府県サーバの運用及び監視に関する業務委託において、委託先(再委託先を含む。)には、本 人確認情報の更新及び本人確認情報の整合性確認業務のため特定個人情報ファイルを提供する場 合が想定されるが、その場合はシステムで自動的に暗号化を行った上で提供することとしており、シス テム設計上、特定個人情報にアクセスできず閲覧・更新もできない。 ・委託先(再委託先を含む。)は、災害等におけるデータの損失等に対する対策のため、日次で特定個 人情報ファイルをバックアップすることが想定されるが、バックアップのために特定個人情報ファイルを 媒体に格納する場合は、システムで自動的に暗号化を行うこととしており、システム設計上、特定個人 具体的な方法 情報にアクセスできず閲覧・更新もできない。 ・上記のとおり、委託先(再委託先を含む。)は特定個人情報にアクセスできないが、バックアップ媒体 については、記録簿により管理し、保管庫に保管している。週次で管理簿と保管庫の媒体をチェック し、チェックリストに記入している。バックアップの不正取得や持ち出しのリスクに対し、サーバ室に物理 的対策(監視カメラなど)を講じ、不正作業が行われないようにしている。 ・チェックリストの結果について、委託先である機構より、月次で書面により「都道府県サーバ集約セン ターの運用監視等に係る作業報告について 6. セキュリティ確認結果報告」の報告を受けている。

				. 133 I F R.L.	
特定值	固人情報の提供ルール	[定めている]	<選択肢> 1)定めている	2) 定めていない
	委託先から他者への 提供に関するルール の内容及びルール遵 守の確認方法	情報の目的外利用及び提供は・委託先である機構は、日次、ティチェックを行い、委託元であ 「都道府県サーバ集約センター告」の報告を受けている。	t認めない 月次、年2 ある本府は -の運用監	いことを契約書上明記し 欠で目的外利用及び損 は、チェックリストの結身 監視等に係る作業報告	て、委託先である機構に対し、特定個人 している。 是供についてのチェックを含むセキュリ 限について、機構より、月次で書面により について 6. セキュリティ確認結果報 分別を立ち会いまたは報告を受けることを
	委託元と委託先間の 提供に関するルール の内容及びルール遵 守の確認方法		れているた	:め、委託先(再委託先 る。	£先(再委託先を含む。)に送付する特定 ∈を含む。)がファイル内の特定個人情報
特定值	固人情報の消去ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
	ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法	た特定個人情報ファイルについ間(150年間)が過ぎた際に、・・バックアップ媒体については、たとき、管理簿に理由を明記し約上、委託先である機構に提係廃棄することを規定する。 ・委託契約の報告条項に基づる	ハては、住 システムI 、「運用設 、、媒体は 供された特 き、月次の	基法施行令第30条の こて自動判別し消去す計書」において、「媒体引き続きデータ保管庫 計定個人情報ファイルに の完了届において、特別	E契約上、委託先である機構に提供され D6に規定された本人確認情報の保存期 ることを規定している。 が破損や耐用年数、耐用回数を超過し に格納」することにしているが、委託契 については、契約完了時に返還または 定個人情報の取扱いについて書面にて などの第三者が現地調査し、適正に運
	契約書中の特定個人情 イルの取扱いに関する	[定めている	1	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
規定	177 07 1/1/20 1 - 1/2/ 7	207 20 0			
	規定の内容	・秘密保持義務 ・事業所内からの特定個人情報 ・特定個人情報の目的外利用 ・再委託における条件 ・漏えい事案等が発生した場合 ・委託契約終了後の特定個人 ・従業者に対する監督・教育 ・契約内容の遵守状況について ・委託先の個人情報保護管理 とも に、本府と同様の安全管理指	の禁止 うの委託 うの委託 う 情報の返 て報告を 体制に関	もの責任 却又は廃棄 求める規定 する調査を行うことが	できる規定等を契約書において定めると
	託先による特定個人情 イルの適切な取扱いの	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行 3) 十分に行っていな	
	具体的な方法	府県サーバ集約に伴う調達評県、和歌山県、香川県、愛媛県札の評価基準により選定されて・委託先である機構と再委託先を契約で規定している。 ・再委託する業務は、直接本人新・削除等を行わない)業務を・再委託を行う場合は、委託元	価委員はない。 一個では、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	(都道府県の各ブロッ および福岡県により構 り、構築・運用等の適コ こおいて、個人情報保 ほに係らない(直接本人 ている。 要性を厳しく審査し、事	平成25年1月24日に開催された都道クから推薦された新潟県、長野県、富山 構成)において審査のうえ策定された入 Eが担保されている。 護の条項を設けており、従事者への周知 人確認情報にアクセスできず、閲覧・更 再委託先に対して、委託先と同等の安全 飯状況等を報告させること等により、必要
その化	也の措置の内容	_			
リスク	への対策は十分か	[十分である]	<選択肢>1) 特に力を入れている3) 課題が残されている	
特定值	固人情報ファイルの取扱	いの委託におけるその他のリス	スク及びそ		

ページ 27/77

5. 特定個人情報の提供・移	転(委託や情報提供ネットワ	一クシステ.	ムを通じた提供を除く。)	[]提供・移転しない
リスク1: 不正な提供・移転な	が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1)記録を残している	2) 記録を残していない
具体的な方法	特定個人情報(個人番号、4 作者等)をシステム上で管理			共・移転の記録(提供・移転日時、操
特定個人情報の提供・移転 に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法	存の方法に関する技術的基 ・大阪府住民基本台帳ネット ・大阪府住民基本台帳ネット ・大阪府本人確認情報利用 また、大阪府独自で導入して	F県から機構 確認情報の 言义は磁気 でリークシス・ でリークシス・ 手 がる大履歴 になって になって でいる大履歴	構への本人確認情報の通知 の利用) ディスクの送付の方法並び テム管理運用要領 テム管理運用細則 野庁内に設置された住基ネ (業務アクセスログ・操作ロ	1等) こ磁気ディスクへの記録及びその保 ット機器の監視を行う監視サーバを グ)の確認によって、上記法令等に
その他の措置の内容	_			
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不適切な方法で提				
リスクに対する措置の内容	た住民基本台帳ネットワーク を防止する。 なお、相手方(全国サーバない相手先への情報の提供	システムを)と大阪府* はなされな 銭関への提 される仕組	用いることにより、不適切な ナーバの間の通信では相互 いことがシステム上担保さ 共及び他の部署への移転の みを構築している。	Dため、媒体へ出力する必要がある
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 誤った情報を提供・	・移転してしまうリスク、誤った	相手に提供	・移転してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	する。 ・誤った相手に提供・移転し:相手方(全国サーバ)と大阪相手先への情報の提供はな	定された検 てしまうリス 反府サーバ(されないこ。 た媒体によ	索条件に基づき得た結果を クへの措置 の間の通信では相互認証を とがシステム上担保される。 る情報の提供・移転が必要	な場合には文書による確認を実施
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の提供・移転(対する措置	委託や情報提供ネットワーク	 システムをi	通じた提供を除く。)における	るその他のリスク及びそのリスクに
_				

6. 情報提供ネットワークシ	ノステムとの接続	[〇]接続しない(入手)	[〇]接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行	われるリスク		
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない	方法によって入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人	青報が不正確であるリスク		
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[」 <選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
リスク4: 入手の際に特定個	人情報が漏えい・紛失するリスク		
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
リスク5: 不正な提供が行わ	れるリスク		
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
リスク6: 不適切な方法で提	供されるリスク		
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[く選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
リスク7: 誤った情報を提供し	てしまうリスク、誤った相手に提供	もしてしまうリスク	
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[」 <選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステム	<u>、</u> との接続に伴うその他のリスク及	びそのリスクに対する措置	
7. 特定個人情報の保管・	消去		
リスク1: 特定個人情報の漏	えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない	<選択肢> 1)特に力を入れて遵守してい 3)十分に遵守していない	る 2) 十分に遵守している 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している	- <選択肢> 1)特に力を入れて整備してい 3)十分に整備していない	
③安全管理規程	[十分に整備している	<選択肢> 1)特に力を入れて整備してい 3)十分に整備していない	る 2) 十分に整備している
④安全管理体制・規程の職 員への周知	[十分に周知している	- <選択肢> 1)特に力を入れて周知してい 3)十分に周知していない	る 2) 十分に周知している

⑤物표	理的対策	[十分に行っている] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない
	具体的な対策の内容	・都道府県サーバの集約センターにおいて、監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定し、管理する。 ・都道府県サーバの集約センターにおいて、不要な電子機器等を持ち込まないようにするため、電子機器等の持ち込みについてあらかじめ申請・確認を実施する。 ・都道府県サーバの集約センターにおいては、サーバ設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理する。 ・大阪府においては、端末設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理する。 ・
6技行	析的対策	<選択肢> 十分に行っている
	具体的な対策の内容	主に下記の対策を講じている。 ・ファイアーウォールの導入、ファイアーウォールログの解析 ・専用回線の利用 ・データの暗号化 ・サーバ間の相互認証 ・ウイルス対策ソフトの定期的パターン更新を行う。 ・OSのセキュリティ更新プログラム、住基ネットアプリケーションの修正プログラムを配信の都度更新する。
⑦/ i ':	ックアップ	[十分に行っている] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない
8事 周知	放発生時手順の策定・	[十分に行っている] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない
施機関	去3年以内に、評価実 別において、個人情報に ○重大事故が発生したか	
	その内容	①府の委託事業受託事業者において、事業者が利用登録施設を電子メールで送信する際、BCC欄にアドレスを入力すべきところ、宛先欄に入力したため、メールアドレスを互いに見える状態で送信した。(145名分) ②協会会員に対し、電子メールで送信した際、BCC欄にアドレスを入力すべきところ、宛先欄に入力したため、メールアドレスを互いに見える状態で送信した。(118名分) ③電子メールを送信する際に「BCC」欄にアドレスを入力すべきところを誤って「CC」欄に入力したため、電子メールアドレスが互いに見える状態で送信した。(123名分) ④講演会の申込者の個人情報のデータをホームページに掲載し、閲覧及びダウンロードできる状態となった。(963名分) ⑤担当者が電子メールを送信する際、「Bcc」欄にアドレスを入力すべきところ、誤って「宛先」欄に入力し一斉送信を行ったため、アドレスが互いに見える状態となった。(111名分) ※住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務においては、個人情報に関する重大事故の発生はない。
	再発防止策の内容	①事業者に対して、再発防止策の検討を指示した。 ②庁外に多数の電子メール発信が必要な場合には、安心一斉送信システムを活用する。その他、「Bcc」を活用するケースにおいては、ダブルチェックを再度徹底する。 ③庁外に多数の電子メールを送信する際には、「BCC」欄にアドレスを入力しているかを、複数人で確認することを再度徹底し、安心一斉送信システムも活用する。 ④ホームページの更新作業マニュアルを作成し、操作手順や掲載するデータに個人情報が含まれていないかを複数人で確認することを徹底する。 ⑤庁外に多数の電子メール発信が必要な場合には、安心一斉送信システムを活用する。その他、「Bcc」を活用するケースにおいては、ダブルチェックを再度徹底する。

⑩死者の個人番号		[保管している]	<選択肢> 1) 保管している	2) 保管していない		
	具体的な保管方法				による消除後、住基法施行令 間(150年間)保管する。	合第30条の6(都道府県における		
その他の措置の内容		_						
リスクへの対策は十分か		[十分である]	く選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である		
リスク	2: 特定個人情報が古	い情報のま	ま保管され続けるリ	スク				
リスク	に対する措置の内容	市町村の住民基本台帳で本人確認情報の変更があった場合には住基ネットを通して本人確認情報の 更新が行われる仕組みとなっているため、古い情報のまま保管されることはない。 また、市町村CSとの整合処理を定期的に実施し、保存する本人確認情報が最新であるかどうかを確 認する。						
リスクへの対策は十分か		[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である		
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク								
消去手順		[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない		
	手順の内容	・住民基本台帳法施行令第30条の6に定める保存期間を経過した本人確認情報は、システムにて自動判別のうえ、復元できないように消去を行っている。 ・磁気ディスクの廃棄時は、府職員が要領・手順書等に基づき、内容の消去、破壊等を行うとともに、磁気ディスク管理簿にその記録を残す。 ・保存期間が経過した帳票等の紙媒体については、府職員が要領にもとづき溶解処理等を行う。						
その他の措置の内容		_						
リスクへの対策は十分か		[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である		
特定個	特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置							

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1®を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名

(2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル

(2) 都								
2. 特定個人情報の入手	(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)							
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク								
対象者以外の情報の入手を 防止するための措置の内容	都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルにおける特定個人情報の入手手段は、市町村CSからの 附票本人確認情報更新要求の際に通知される附票本人確認情報に限定される。この場合、市町村CS から対象者以外の情報が通知されてしまうことがリスクとして想定されるが、制度上、対象者の真正性 は府内市町村における厳格な確認により担保されている。 ※市町村の窓口では、住民の異動情報の届出等を受け付ける際などにおいて、対面で身分証明書(個 人番号カード等)の提示を受け、本人確認を行っている。 また、対象者以外の個人番号は入手できないことを、システムにより担保する。							
必要な情報以外を入手する ことを防止するための措置の 内容	法令により市町村から通知を受けることとされている情報のみを入手できることを、システム上で担保する。 また、対象者の個人番号以外の個人番号は入手できないことを、システムにより担保する。							
その他の措置の内容	_							
リスクへの対策は十分か	[十分である <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている							
リスク2: 不適切な方法で入	手が行われるリスク							
リスクに対する措置の内容	附票本人確認情報の入手元を府内市町村CSに限定する。 また、国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り、大阪府の他の執行機関又 は他部署等からの求めに応じ、個人番号を入手することを、システムにより担保する。							
リスクへの対策は十分か	[十分である <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている							
リスク3: 入手した特定個人	青報が不正確であるリスク							
入手の際の本人確認の措置 の内容	住民の異動情報の届出等を受け付ける市町村の窓口において、対面で身分証明書(個人番号カード等)の提示を受け、本人確認を行う。 個人番号については、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから入手するため、該当なし。							
個人番号の真正性確認の措 置の内容	府内市町村において真正性が確認された情報を府内市町村CSを通じて入手できることを、システムで担保する。また、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルに保存される段階で真正性が担保されている。							
特定個人情報の正確性確保 の措置の内容	システム上、附票本人確認情報更新の際に、論理チェックを行う(例えば、既に消除されているものに対して、消除を要求する通知があった場合に当該処理をエラーとする。) 仕組みとする。 また、入手元である市町村CSにおいて、項目(フォーマット、コード)のチェックを実施する。 個人番号については、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルに保存される段階で正確性が確保されている。							
その他の措置の内容	システムでは対応できない事家が発生した際に、附票本人確認情報の止確性を維持するため、要領・手順書等に基づいて附票本人確認情報の入力、消除及び訂正が行われていることを定期的に確認する。							
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている							
リスク4: 入手の際に特定個	人情報が漏えい・紛失するリスク							
リスクに対する措置の内容	・機構が作成・配付する専用のアプリケーションを(※)用いることにより、入手の際の特定個人情報の漏えい・紛失の防止に努める。 ・府内市町村CSと接続するネットワーク回線に専用回線を用いる、情報の暗号化を実施する等の措置を講じる。 ・特定個人情報の入手は、システム上自動処理にて行われるため、操作者は存在せず、人為的なアクセスが行われることはない。							
	※附票都道府県サーバのサーバ上で稼動するアプリケーション。 都道府県内の市町村の住民の附票本人確認情報を管理し、都道府県内の市町村の市町村CSや附票 全国サーバとのデータ交換を行う。 データの安全保護対策、不正アクセスの防止策には、最新の認証技術や暗号化技術を採用し、データ の次時、カゼノ、時間のび次難、端末の大田利田及びたけます。第2時による							

	の					
リスクへの対策は十分か	[十分である	- <選択肢> []] 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 3. 特定個人情報の使用 リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク 宛名システム等における措 附票大阪府サーバは、宛名システム等とは接続しない。 置の内容 事務で使用するその他のシ 附票大阪府サーバは、住民基本台帳ネットワークシステム以外のその他の庁内システムとは接続しな ステムにおける措置の内容 --(他のシステム等と接続を行っていないことから当該リスクは存在しないため、空欄とする。) その他の措置の内容 十分である 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている リスクへの対策は十分か 2) 十分である リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク <選択肢> ユーザ認証の管理 [行っている] 1) 行っている 2) 行<u>っていない</u> 具体的な管理方法 照合ID及び生体認証(静脈認証)によるユーザー認証を行う。 <選択肢> アクセス権限の発効・失効の 「 行っている] 1) 行っている 2) 行っていない 管理 ・システム使用者の異動や退職等が発生した際に、住民基本台帳ネットワークシステム上でアクセス権 具体的な管理方法 限の返却、発効処理を行うとともに、管理簿によりアクセス権限を与えた職員の照合ID・名前・付与日 時等を管理をしている。 <選択肢> アクセス権限の管理 行っている] 1) 行っている 2) 行っていない 記録した管理簿について、アクセス権限の返却・発効管理が適切に行われていることを、年1回以上の 具体的な管理方法 定期的な棚卸しにより確認し、その記録を残す。 <選択肢> 記録を残している 特定個人情報の使用の記録 1) 記録を残している 2) 記録を残していない ・附票本人確認情報を扱うシステムの操作履歴(業務アクセスログ・操作ログ)を記録し、不正アクセス がないことを確認している。 ・操作履歴の確認により、附票本人確認情報の検索に関して不正な操作の疑いがある場合は、利用課 具体的な方法 へのヒアリングや申請文書等との整合性を確認する。 ・バックアップされた操作履歴について、大阪府住民基本台帳ネットワークシステム管理運用要領によ り7年間、安全な場所に施錠保管する。 その他の措置の内容 1 Γ 十分である リスクへの対策は十分か 特に力を入れている 2) 十分である 課題が残されている リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク ・システムの操作履歴(業務アクセスログ・操作ログ)を記録し、不正アクセスがないことを確認してい ・操作履歴の確認により、本人確認情報の検索に関して不正な操作の疑いがある場合は、利用課への リスクに対する措置の内容 ヒアリングや申請文書等との整合性を確認する。 ・システム使用者への研修を実施し、事務外利用の禁止等について指導する。 ・上記使用者以外の従業者(システム運用の委託先)は直接附票本人確認情報に関わらない(直接附 票本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない)。 <選択肢>
1) 特に力を入れている
3) 課題が残されている 十分である リスクへの対策は十分か 2) 十分である リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク 都道府県サーバの運用管理を行っている委託先以外は、特定個人情報ファイルを複製できないことを システム上担保している。また、委託先においても、適切なシステム運用管理権限を有する者以外は、 定期運用に基づくバックアップ時等以外では複製できないことをシステム上担保している。加えて、当該 リスクに対する措置の内容 バックアップ時等以外にファイルを複製しないよう、上記の権限を有する者に研修を実施している。更 |に、委託契約の中で、個人情報取扱特記事項を定め、秘密の保持や従事者への教育を実施し、義務

リスク	への対策は十分か	[十分であ	53]		支> 力を入れてい が残されてい		2) 十分であ	გ
特定個	特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置									
_										
4. 特	定個人情報ファイルの	の取扱し	\の委託						[]委詩	そしない
委託 委託 委託	たによる特定個人情報の たによる特定個人情報の たによる特定個人情報の と約終了後の不正な使見 そに関するリスク	O不正な扱 O保管・消	是供に関する 去に関する!	リスク	リスク					
情報保護管理体制の確認		て、機託成を ・委平用のと ・のと ・のと ・のと ・のと ・のと ・のと ・のと ・のと ・のと ・	府県サーバ。 の前身である! である機構に 6年4月1日 うっている実終 め、委託先と もに、プライノ	集約化の写財は、 財団法人公 に設ある会に しているのではない ででいる。 ででいる。 ででいる。 ででいる。 ででいる。 でいる。 でいる	を を を を を を を を を を を を を を を を を を に た に た	び 集約センテ 報シン、 を を を を を を を を る 入 し て を き る ろ り く た く で る く り く て で る る り く て で る る り く て で る る う る ろ り り た り た り た り た り た り た り た り た り た	された都道府 ターへ委託す ム機構法(平 基法に基づき 青報の保護を おり、情報保 長託において 査を行う。	県サーバ ることを譲 成25年5 住民基本 継続的に 護管理体	の運用及び監決している。 決している。 月31日法律 台帳ネットワ 履行する能力 制は十分であ	が構成員)におい 信視に関する業務 第29号)に基づ ークシステムの かあると認めら る。 認情報保護管理
	固人情報ファイルの閲 更新者の制限	[制限して	いる]	<選択原 1)制限	支> している		2) 制限してし	いない
	具体的な制限方法	のため*を行った きない。 次で特別 ファイル 特定個	寺定個人情報 上で提供する また、委託先 E個人情報フ を媒体に格約 人情報にアク	ファイルを ることとして (再委託先 ァイルをよバ 対する場合 セスできず	提供する おり、シ を含む。 シクアップ は、シス・ 閲覧・更	場合が想 ステム設) は、災害 プすること テムで自動 新もでき ⁵	限定されるが、 計上、特定個 等等における 、 が想定される 動的に暗号化	その場合 人情報に データの損 が、バック を行うこと	はシステムでアクセスできて アクセスできて り失等に対する フアップのため としており、シ	を合性確認業務で自動的に暗号化で関策・更新もでる人物、日間をある。 では、できないできません。 では、できないできません。 では、できないできません。 では、できないできません。 では、できないできません。 では、できないできません。 では、できないできません。 では、できないできません。 では、できないできません。 では、できないできない。 では、できないでは、できないできない。 では、できないできないできない。 できないできないできないできない。 できないできないできないできない。 できないできないできないできない。 できないできないできないできない。 できないできないできないできないできないできない。 できないできないできないできないできない。 できないできないできないできないできないできないできないできないできない。 できないできないできないできないできないできないできないできないできないできない
特定値扱いの	固人情報ファイルの取 記録	[記録を残し	ている]	<選択原 1)記録	支> を残している		2) 記録を残	していない
	具体的な方法	務化で・人媒情・にチ対チでをないのでは、一人媒情をはいません。 大学 はいい はい	り特定個人情に いた。(再子がようで、 でで、 でで、 をアイルするで、 を場っていい。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 でいい。 では、 でいい。 でいい。 でいい。 でいい。 でいい。 でいい。 でいい。 でいい	報す 含かない きょうしょ きゅうしょ うりょう きゅう きゅう きゅう きゅう きゅう きゅう きゅう きゅう きゅう きゅ	を提供り、 、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	「る場合か」 システムに想かい。 は定にでいるい。 は保不のかは保不のかである。 である。 は保不のがである機構である機構である機構である機構である。	が想定されるだけ、 では、	が、その場 等アット という アマという アマという アマ という アマ という アマ という スロ はい スロ はい はい スロ はい ない はい	合はシステムにアクセスで、る対策のためが、かったのでは少いできないではいいできないではいいでは、かいではいいでは、いいでは、いいでは、いいでは、いいでは、いいで	の整合性確認等会性確認時ででは をです関節・更定をはいている。では をする。では、 の整合動態・更に が、日報では、 が、日報では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、
特定個	固人情報の提供ルール	[定めてい	る]	<選択E 1) 定め			2) 定めてい	 ない
	委託先から他者への 提供に関するルールの 内容及びルール遵守 の確認方法	いる。 ・委託先 チェック? 票都道M 告」の報 ・必要が	である機構に を行い、委託 守県サーバ集 告を受けてし	t、日次、F 元である本 約センター いる。 F職員が委	月次、年次 、府は、チ −の運用!	報の目的 で目的ター エックリス 監視等に	外利用及び提 ト利用及び提 トの結果につ 系る作業報告	是供は認め 供につい ついて、機 たについて	かないことを製 てのチェックを 構より、月次で 6. セキュリ	これ に で で で で で で で で で で で で で で で で で で

						宇定個人情報ファイルは8		
	内容及びルール遵守 の確認方法	託先を	含む。)がファ	イル内の特質	定個人作	青報にアクセスしないシ <i>ス</i>	、テム設計としてい	·රං
特定個	固人情報の消去ルール	[定めて	いる]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めて	いたい
	ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法	存がかき、まる託する話を	が過ぎた際に アップ媒体に 管理簿に理E 託先である機 とを規定する。 契約の報告条	こ、システム! ついては、「 由を明記し、 構に提供され 項に基づき、 必要があれ	こて自動 運用設 媒体は なた特定 、月次の	された特定個人情報ファ 判別し消去することを規 計書」において、「媒体が 引き続きデータ保管庫に 個人情報ファイルについ 完了届において、特定個 示職員又は監査法人など	イルについては、定している。 破損や耐用年数、 格納」することにしいては、契約完了時	本人確認情報の保耐用回数を超過しているが、委託契約に返還または廃棄について書面にて
	契約書中の特定個人情 イルの取扱いに関する	[定めて	いる]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めて	いない
	規定の内容	・事特再漏委従契委にまた。	保持 保持 表 所 内 情 に お に に な に に に に に に に に に が に が は の の の の の の の の の の の の の	的外利用の 牛 生した場合の 特定 と を を を で で で で で で で で で で で で で で で で	禁止 ひ委託先報の返却 報告を求 制に関す	の責任 却又は廃棄 がる規定 ける調査を行うことができ	る規定等を契約書	書において定めると
	モ先による特定個人情 イルの適切な取扱いの	[十分に行っ	っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っ 3) 十分に行っていない	ている 2) 十分に 4) 再委託	行っている していない
	具体的な方法	を契約 再委 閲覧 再委 管理措	で規定してい 託する業務は 更新・削除等を 託を行う場合()	る。 、直接附票々 を行わない) は、委託元が けるとともに、	ト人確認 業務を対 その必	おいて、個人情報保護の 情報に係らない(直接附 象としている。 要性を厳しく審査し、再委 こ対して定期的に実施状	票本人確認情報に	こアクセスできず、 託先と同等の安全
そのfl	也の措置の内容	_				() 53 IT 0± \		
リスク	への対策は十分か	[十分で	ある]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている		ある
特定值	固人情報ファイルの取扱	いの委	託におけるその	の他のリスク	及びその	のリスクに対する措置		
-								
5. 特	定個人情報の提供・移転	伝 (委託	で情報提供	ネットワーク	システム	を通じた提供を除く。)	[] 排	提供・移転しない
リスク	1: 不正な提供・移転か	行われ	るリスク					
特定値 の記録	固人情報の提供・移転 k	[記録を残し	ている]	<選択肢> 1)記録を残している	2) 記録を	残していない
	具体的な方法		人情報(個人)をシステム			是供・移転を行う際に、提 存する。	 供·移転の記録(抗	

特定個人情報の提供・移転	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない		
に関するルール			17 200 00	2/ 200 00		
ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法	用) ・電気通信回線を通じた 存の方法に関する技術的 ・大阪府住民基本台帳ネ ・大阪府住民基本台帳ネ ・大阪府本人確認情報利	本人確認情報の R道府県知事か 6第3項(都道) 送信又は磁気・ 対基準 ットワークシス ットワークシス I用手続要領	の利用) いら機構への附票本人確 市県知事保存附票本人で ディスクの送付の方法並 テム管理運用要領 テム管理運用細則			
		テム操作履歴	(業務アクセスログ・操作	ログ)の確認によって、上記法令等に		
その他の措置の内容	_					
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>1) 特に力を入れている3) 課題が残されている	る 2) 十分である る		
リスク2: 不適切な方法で提	供・移転が行われるリスク					
リスクに対する措置の内容	できない相手先への情報 また、大阪府の他の執行 合には、出力の記録が残	るの提供はなさ 機関への提供 される仕組み	れないことがシステム上 :及び他の部署への移転 を構築している。	は相互認証を実施しているため、認証 担保される。 のため、媒体へ出力する必要がある場 基法等で制限されている。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れてい。 3) 課題が残されてい。	る 2) 十分である る		
リスク3: 誤った情報を提供・	移転してしまうリスク、誤っ	た相手に提供	・・移転してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容	る。 ・誤った相手に提供・移転:相手方(附票全国サー/できない相手先への情報	指定された検 こしてしまうリス 、、)と附票大阪 るの提供はなさ	索条件に基づき得た結り クへの措置 府サーバの間の通信でし れないことがシステム上	果を適切に提供・移転することを担保す ま相互認証を実施しているため、認証 担保される。 必要な場合には文書による確認を実施		
	し、法令上の根拠のない	相手先へ情報	の提供・移転を防止して 	いる。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	1) 特に力を入れてい。 3) 課題が残されてい	<u>a</u>		
特定個人情報の提供・移転(する措置	委託や情報提供ネットワー	-クシステムを〕	通じた提供を除く。)におり	ナるその他のリスク及びそのリスクに対		
_						
6. 情報提供ネットワークシ	ノステムとの接続		[0]接続しない	(入手) [〇]接続しない(提供)		
リスク1: 目的外の入手が行	リスク1: 目的外の入手が行われるリスク					
リスクに対する措置の内容						
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れてい。 3) 課題が残されてい	る 2) 十分である る		
リスク2: 安全が保たれない	方法によって入手が行われ	1るリスク				
リスクに対する措置の内容						
リスクへの対策は十分か	[]	く選択肢> 1)特に力を入れてい。 3)課題が残されてい	る 2) 十分である る		

リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク						
に対する措置の内容						
への対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2)	十分である
4: 入手の際に特定個	人情報が活	届えい・紛失するリスク				
に対する措置の内容						
への対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2)	十分である
5: 不正な提供が行わ	れるリスク					
に対する措置の内容						
への対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2)	十分である
6: 不適切な方法で提供	供されるリ	スク				
に対する措置の内容						
への対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2)	十分である
7: 誤った情報を提供し	てしまうり	スク、誤った相手に提供	共してし	まうリスク		
に対する措置の内容						
への対策は十分か	[]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2)	十分である
是供ネットワークシステム	との接続	に伴うその他のリスク及	とびその	リスクに対する措置		
また個人情報の保管・	消去					
1:特定個人情報の漏	えい・滅失	·・毀損リスク				
C政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1)特に力を入れて遵守してい 3) 十分に遵守していない	る	2) 十分に遵守している 4) 政府機関ではない
全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢>	る	
全管理規程	[十分に整備している]	1) 特に力を入れて整備してい 3) 十分に整備していない	る	2) 十分に整備している
	[十分に周知している]	<選択版> 1)特に力を入れて周知してい 3)十分に周知していない	る	2) 十分に周知している
里的対策	[十分に行っている]			2) 十分に行っている
具体的な対策の内容	を特定し、 ・附票都に ・対のでは ・ 大磁気ディスク	・管理する。 道府県サーバの集約セ こおいては、端末設置均 ンスクの廃棄時は、府職 で理簿にその記録を列	ンターに 易所、記 員が要 残す。	おいては、サーバ設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理領・手順書等に基づき、内容の	!録が する 肖去	某体の保管場所を施錠管 。 、破壊等を行うとともに、磁
	に対する措置の内容 への対策は十分か 4: 入手の際に特定個 に対する措置の内容 への対策は十分か 5: 不正な提供が行わ に対する措置の内容 への対策は十分か 6: 不対する措置の内容 への対策は十分か 7: 誤った情報の内容 への対策は十分か 提供・サークシステム に対する措置の内容 への対策は十分か に対する措置の内容 への対策は十分か に対する措置の内容 の対策は十分か に対する措置の内容 に対する措置の内容 の対策は十分か に対する措置の内容 の対策は十分か に対する措置の内容 の対策に対する対策に対する。 に対する措置の内容 の対策に対する対象が対象が対象が対象が対象が対象が対象が対象が対象が対象が対象が対象が対象が対	に対する措置の内容 への対策は十分か 4: 入手の際に特定個 人情報が に対する措置の内容 への対策は十分か 5: 不正な提供が行われるリスク に対する措置の内容 への対策は十分か 6: 不適切な方法で提供されるリ に対する措置の内容 への対策は十分か 7: 誤った情報を提供してしまうリ に対する措置の内容 への対策は十分か 提供ネットワークシステムとの接続 一定で理体制 に改政府機関統一基準群 に改政所機関統一基準群 に合管理体制・規程の職 と管理体制・規程の職 目 具体的な対策の内容 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「	に対する措置の内容 への対策は十分か 4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク に対する措置の内容 への対策は十分か 5: 不正な提供が行われるリスク に対する措置の内容 への対策は十分か 6: 不適切な方法で提供されるリスク に対する措置の内容 への対策は十分か 「 だ対する措置の内容 への対策は十分か 「 に対する措置の内容 への対策は十分か 「 に対する措置の内容 への対策は十分か 「 に対する措置の内容 への対策は十分か 「 に対する措置の内容 への対策は十分か 「 に対する措置の内容 への対策は十分か 「 に対する措置の内容 への対策は十分か 「 に対する措置の内容 への対策は十分か 「 に対する措置の内容 への対策は十分か 「 に対する措置の内容 への対策は十分か 「 に対する措置の内容 ・ に対する措置の内容 ・ に対する措置の内容 ・ に対する措置の内容 ・ に対する措置の内容 ・ に対する措置の内容 ・ が原機関ではない 全管理体制・規程の職 「 十分に整備している 全管理体制・規程の職 「 十分に整備している 全管理体制・規程の職 「 十分に整備している ・ が開業都道府県サーバの集約セ ・ が開票都道府県サーバの集約セ ・ が開票を通信によいては、端末設置判 ・ が開きを記述によいては、端末設置判 ・ が開きを記述によいては、端末設置 ・ が開きを記述によいては、端末設置 ・ が開きを記述によいては、端末設置 ・ が開きを記述によいによいによいによいによいによいによいによいによいによいによいによいによいに	に対する措置の内容 への対策は十分か 【 ・ 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク に対する措置の内容 への対策は十分か 「に対する措置の内容 への対策は十分か 「に対する措置の内容 への対策は十分か 「に対する措置の内容 への対策は十分か 「に対する措置の内容 「いうに対している 「いうに整備している 「いうに整備している 「いうに整備している 「いうに整備している 「いうに表情にしている 「いうに表情に表情に表情に表情に表情に表情に表情に表情に表情に表情に表情に表情に表情に	((

⑥技 征	析的対策	[+分に行っている] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)+分に行っている 3)+分に行っていない
	具体的な対策の内容	主に下記の対策を講じている。 ・ファイアーウォールログの解析 ・専用回線の利用 ・データの暗号化 ・サーバ間の相互認証 ・ウイルス対策ソフトの定期的パターン更新を行う。 ・OSのセキュリティ更新プログラム、住基ネットアプリケーションの修正プログラムを配信の都度更新する。
7/1	ックアップ	[十分に行っている] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない
8事 問知	枚発生時手順の策定・	大分に行っている <選択肢>
機関に	と3年以内に、評価実施 おいて、個人情報に関 大事故が発生したか	【 発生あり 】
	その内容	①府の委託事業受託事業者において、事業者が利用登録施設を電子メールで送信する際、BCC欄にアドレスを入力すべきところ、宛先欄に入力したため、メールアドレスを互いに見える状態で送信した。(145名分) ②協会会員に対し、電子メールで送信した際、BCC欄にアドレスを入力すべきところ、宛先欄に入力したため、メールアドレスを互いに見える状態で送信した。(118名分) ③電子メールを送信する際に「BCC」欄にアドレスを入力すべきところを誤って「CC」欄に入力したため、電子メールアドレスが互いに見える状態で送信した。(123名分) ④講演会の申込者の個人情報のデータをホームページに掲載し、閲覧及びダウンロードできる状態となった。(963名分) ⑤担当者が電子メールを送信する際、「Bcc」欄にアドレスを入力すべきところ、誤って「宛先」欄に入力し一斉送信を行ったため、アドレスが互いに見える状態となった。(111名分) ※住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務においては、個人情報に関する重大事故の発生はない。
	再発防止策の内容	①事業者に対して、再発防止策の検討を指示した。 ②庁外に多数の電子メール発信が必要な場合には、安心一斉送信システムを活用する。その他、「Bcc」を活用するケースにおいては、ダブルチェックを再度徹底する。 ③庁外に多数の電子メールを送信する際には、「BCC」欄にアドレスを入力しているかを、複数人で確認することを再度徹底し、安心一斉送信システムも活用する。 ④ホームページの更新作業マニュアルを作成し、操作手順や掲載するデータに個人情報が含まれていないかを複数人で確認することを徹底する。 ⑤庁外に多数の電子メール発信が必要な場合には、安心一斉送信システムを活用する。その他、「Bcc」を活用するケースにおいては、ダブルチェックを再度徹底する。
10死	者の個人番号	[保管していない] <選択肢> 1)保管している 2)保管していない
	具体的な保管方法	
その作	也の措置の内容	
リスク	への対策は十分か	[+分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)+分である 3)課題が残されている

リスク	リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク					
リスク	内票本人確認情報の提供・移転に併せて提供される個人番号は、大阪府の他の執行機関又は他部等がらの求めにより提供・移転された後は、障害発生等により提供・移転先で情報を受領できなかった場合に備えて一時的に保存されるのみであり、情報が更新される必要はない。					
リスク	への対策は十分か	(選択肢> □ 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
リスク	3: 特定個人情報が消	去されずいつまでも存在するリスク				
消去	手順	[定めている] <選択肢> 1)定めている 2)定めていない				
	手順の内容	・障害発生等により提供・移転先で情報を受領できなかった場合に備えた一時的な保存の終了後、特定個人情報をシステムにて自動判別し消去する(消去されたデータは、復元できない)・磁気ディスクの廃棄時は、府職員が要領・手順書等に基づき、内容の消去、破壊等を行うとともに、磁気ディスク管理簿にその記録を残す。・保存期間が経過した帳票等の紙媒体については、府職員が要領にもとづき溶解処理等を行う。				
その他	也の措置の内容	_				
リスク	リスクへの対策は十分か [十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
特定值	特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置					
_						

Ⅳ その他のリスク対策※

1. 藍	1. 監査						
①自i	己点検	[十分に行っている] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない					
	具体的なチェック方法	・都道府県サーバ集約センターにおいて、年に1回、セキュリティチェックリストを活用し、自己点検を実施する。 ・大阪府においては、所属長が、大阪府住民基本台帳ネットワークシステム管理運用細則に基づいて月に1度自己点検を実施する。 ・点検結果を踏まえて、手順や運用方法を改善する。					
②監3	查	[十分に行っている] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない					
	具体的な内容	・個人情報の取扱い及び管理に関する要綱に基づき、特定個人情報の管理状況について、個人情報取扱事務総括者が定期に監査を実施しつつ、必要に応じて随時に実施する。 ・情報セキュリティに関する基本要綱に基づき、セキュリティポリシーの遵守状況について、評価の実施を担当する部署とは異なる部署が、必要に応じて随時に監査を行う。					
2. 彼	業者に対する教育・	客 発					
従業者	者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない					
	具体的な方法	・住基ネットを操作しようとする者に対し、個人情報保護や関係規定遵守に向けた研修を実施し、確認テストに合格した者のみに操作権限を付与している。 ・操作者及び責任者に対し、年に1度、個人情報保護や関係規定遵守に向けた研修を実施し、又、欠席者に対しては研修内容を伝達し、全操作者及び責任者に研修内容の確認テストを実施している。 ・違反行為をした者には、住民基本台帳法の罰則規定や地方公務員法の懲戒処分等があり、一定の制裁措置が法令上定められている。また、委託業者の個人情報の保護については、契約書において特記事項を定め遵守を義務付けている。					
3. ₹	の他のリスク対策						

V 開示請求、問合せ

1. 朱	持定個人情報の開示・	訂正・利用停止請求				
①請求先		府民文化部府政情報室情報公開課 公文書総合センター(府政情報センター) 大阪市中央区大手前2丁目 大阪府庁本館 06-6944-6066				
	水元	総務部市町村局行政課行政グループ 大阪市中央区大手前2丁目 大阪府庁本館 06-6944-9109				
2請:	求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。				
	特記事項	本府ホームページ上に、請求先、請求方法、諸費用等について掲載する。				
③手	数料等	(三 有料] <選択肢> (手数料額、納付方 閲覧は無料。写しの交付を希望する場合は、実費相当額を負担。)				
④ 個.表	人情報ファイル簿の公	【 行っている 】 <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない				
	個人情報ファイル名	本人確認情報の記録、保存、通知、利用提供、開示、不服申立て等処理事務				
	公表場所	大阪府庁本館 公文書総合センター(府政情報センター)				
⑤法*	令による特別の手続					
⑥個.不記載	人情報ファイル簿への	_				
2. 株	宇定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ				
①連続	洛先	総務部市町村局行政課行政グループ 大阪市中央区大手前2丁目 大阪府庁本館 06-6944-9109				
②対1	芯方法	問合せの受付時に、問合せに対する対応について記録を残す				

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	平成27年5月27日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] 〈選択肢〉 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意	見の聴取
①方法	大阪府パブリックコメント手続実施要綱に基づき実施
②実施日•期間	令和5年11月1日~同年11月30日
③期間を短縮する特段の理由	
④主な意見の内容	
⑤評価書への反映	
3. 第三者点検	
①実施日	
②方法	
③結果	
4. 個人情報保護委員会(の承認 【行政機関等のみ】
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所 項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
表更口		※天前の記載 ・本人確認情報を扱うシステムの操作履歴(業	・本人確認情報を扱うシステムの操作履歴(業	近山时期	近山時期に除る説明
平成27年9月7日	III 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用の記録 (具体的な方法)	務アクセスログ・操作ログ)を記録し、システム 利用部署に提供し、システム利用部署にて不 正アクセスがないことを確認している。 ・不正な操作が無いことについて、操作履歴に より適時確認する。 ・バックアップされた操作履歴について、大阪	務アクセスログ・操作ログ)を記録し、不正アクセスがないことを確認している。 ・操作履歴の確認により、本人確認情報の検 案に関して不正な操作の疑いがある場合は、 利用課へのヒアリングや申請文書等との整合 性を確認する。 ・バックアップされた操作履歴について、大阪	事後	重要な変更に当たらない。 リスクを明らかに軽減させる 変更であるため。
		府住民基本台帳ネットワークシステム管理運用要領により7年間、安全な場所に施錠保管する。 ・本人確認情報を扱うシステムの操作履歴(業	府住民基本台帳ネットワークシステム管理運用要領により7年間、安全な場所に施錠保管する。 ・本人確認情報を扱うシステムの操作履歴(業		
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策	務アクセスログ・操作ログ)を記録し、システム 利用部署に提供し、システム利用部署にて不 正アクセスがないことを確認している。 ・不正な操作が無いことについて、操作履歴に	務アクセスログ・操作ログ)を記録し、不正アクセスがないことを確認している。 ・操作履歴の確認により、本人確認情報の検 索に関して不正な操作の疑いがある場合は、 利用課へのヒアリングや申請文書等との整合 性を確認する。		重要な変更に当たらない。
平成27年9月7日	3. 特定個人情報の使用 リスク3: 従業者が事務外で 使用するリスク リスクに対する措置の内容	より適時確認する。 システム使用者(市町村課職員)への研修を 実施し、事務外利用の禁止等について指導する。 ・上記使用者以外の従業者(システム連用の 委託先)は直接本人確認情報に関わらない	・システム使用者(市町村課職員)への研修を 実施し、事務外利用の禁止等について指導す る。 ・上記使用者以外の従業者(システム運用の 委託分)は直接本人確認情報に関わらない	事後	リスクを明らかに軽減させる変更であるため。
		(直接本人確認情報にアクセスできず、閲覧・ 更新・削除等を行わない)。	(直接本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない)。		
平成28年12月1日	I 基本情報 (別添1)事務の内容 (備考)2.大阪府の他の執行 機関への情報提供	2. 大阪府の他の執行機関への情報提供 2・①大阪府の他の執行機関において、個人 番号又は4情報等をキーワードとした本人確 認情報の照会を行う。 2・②大阪府知事において、提示されたキー ワードを元に都道府県知事保存本人確認情報 フォルを検索し、照会元に対し、当該個人の 本人確認情報を提供する。 ※検索対象者が他都道府県の場合は全国 サーバに対して検索の要求を行う。 ※一括提供の方式により本人確認情報を提供する場合には、大阪府知事において代表端末 を操作し、電子記録媒体を用いて提供する。	2一①大阪府の他の執行機関において、個人番号又は4情報等をキーワードとした本人確認情報の照会を行う。 2一②大阪府知事において、提示されたキーワードを元に都道府県知事保存本人権認情報ファイルを検索し、照会元に対し、当該個人の本人確認情報を提供する。 ※検索対象者が他都道府県の場合は全国サーバに対して検索の要求を行う。 ※一括提供の方式により本人確認情報を提供する場合には、大阪府和事において、個人番号を利用する事務については総務部市町村課に設置する業務端末を操作し、専用線を用いて提供する。また、個人番号を利用ない事務については代表等を未れてい事務については代表端末を操作し、電子記録媒体を用いて提供する。	事前	事後で足りるものの任意に事 前に提出
平成28年12月1日	I 基本情報 (別添1)事務の内容 (備考)5. 本人確認情報検索 に伴う本人確認情報の表示 事務	次検案対象者が他都追附県の場合は全国 サーバに対して検索の要求を行う。	5. 本人確認情報検索に伴う本人確認情報の表示事務 表示事務 5-①個人番号又は4情報の組み合わせを検索する。 ※検索対象者が他都道府県の場合は全国 サーバに対して検索の要求を行う。 ※任括提供の方式により本人確認情報を提供 する場合には、大阪府知事において、個人番 行きでは、大阪府知事において、個人番 に設置する事務については総務部市町村課 に設置する事務については総務部市町村本 に設置する事務については総務部市町村本 に設置する事務については総務部市町村本 に設置する事務については総務部市町村本 に設置する事務については代表部にして提供する。また、個人番号を利用しない事務 については代表端末を操作し、電子記録媒体 を用いて提供する。	事前	事後で足りるものの任意に事 前に提出
平成28年12月1日	II 特定個人情報ファイルの 概要 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く。) 提供先2 ⑥提供方法	フラッシュメモリ、その他、電子記録媒体の項目にO	フラッシュメモリ、その他、専用線、電子記録媒 体の項目に〇	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成28年12月1日	II 特定個人情報ファイルの 概要 5. 特定個人情報の提供・移 転、委託に伴うものを除く。) 移転先! ⑥提供方法	フラッシュメモリ、その他、電子記録媒体の項目にO	フラッシュメモリ、その他、専用線、電子記録媒 体の項目に〇	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成29年6月1日	I 基本情報 (別添1)事務の内容 (開添1)本形原の他の執行 機関への情報提供	2. 大阪府の他の執行機関への情報提供 2-①大阪府の他の執行機関において、個人番号又は4情報等をキーワードとした本人確認情報の照会を力う。 2-②大阪府の地の執行機関において、個人では一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次で	2. 大阪府の他の執行機関への情報提供 2-① 大阪府の他の執行機関への情報提供 2-① 大阪府の他の執行機関において、個人 番号又は4情報等をキーワードとした本人確 認情報の照会を行う。 2-② 大阪府知事において、提示されたキーワードを元に都道府県知事保存本人確認情報 ファイルを検索し、照会元に対し、当該個人の 本人確認情報を提供する。 ※検索対象者が他都道府県の場合は全国 サーバに対して検索の要求を行う。 ※一括提供の方式により本人確認情報を提供 する場合には、大阪府知事において、総務部 市町村課に設置する業務端末を操作し、個人 番号を利用ない、は専用総を用いて、個人番号を利用ないでは専用総を用いて、「個人番号を利用ないでは事別については電 子記録媒体を用いて提供する。	事前	事後で足りるものの任意に事 前に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月1日	I 基本情報 (別添1)事務の内容 (備考)5. 本人確認情報検索 に伴う本人確認情報の表示 事務	5. 本人確認情報検索に伴う本人確認情報の表示事務 表示事務 5-①個人番号又は4情報の組み合わせを検索する。 ※検索対象者が他都道府県の場合は全国 サーバに対して検索の要求を行う。 ※一括提供の方式により本人確認情報を提供する場合には、大阪府知事において、個人番号を利用ける事務については終務部市町村課に設置する業務端末を操作し、専用線を用いて提供する。また、個人番号を利用しない事務については代表端末を操作し、電子記錄媒体を用いて提供する。また、個人番号を利用しない事務については代表端末を操作し、電子記錄媒体を用いて提供する。	5.本人確認情報検索に伴う本人確認情報の表示事務 5-①個人番号又は4情報の組み合わせを検索 する。 ※検索対象者が他都道府県の場合は全国 サーバに対して検索の要求を行う。 ※ 任提供の方式により本人確認情報を提供 する場合には、大阪府知事において、総務部 市町村課に設置する業務端末を操作し、個人 番号を利用する事務については専用終き用いて、個人番号を利用しない事務については電 子記録媒体を用いて提供する。	事前	事後で足りるものの任意に事 前に提出
平成29年6月1日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 ①請求先	府民文化部府政情報室情報公開課 公文書 総合センター(府政情報センター) 大阪市中央区大手前2丁目 大阪府庁本館1 階 06-6944-6066 総務部市町村課行政グループ 大阪市中央区大手前2丁目 大阪府庁本館5 階 06-6944-9109	府民文化部府政情報室情報公開課 公文書 総合センター(府政情報センター) 大阪市中央区大手前2丁目 大阪府庁本館5 階 06-6944-6066 総務部市町村課行政グループ 大阪市中央区大手前2丁目 大阪府庁本館5 階 06-6944-9109	事前	事後で足りるものの任意に事 前に提出
平成31年2月28日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長の役職名	課長 土屋 俊平	課長	事後	様式変更による変更のため
令和2年5月28日	取り扱う理由	不阪府では、都追附票知事保存本人権認情報アイルを、下記に記載の通りの必要性から取り扱う。 ・都道府県知事保存本人確認情報ファイルは、転出人があった場合等にスムーズな住民情報の処理を行うため、また全国的な本人確、監手段として、1つの市町村内にときらず、全地方公共団体で、本人確認情報を告いることが規定されている。 ①住基本小を開いて市町村の区域を越えたれている。 ①住基本小を開いて市町村の区域を越えたれている。 ①住基本小を開いて市町村の区域を越えたインットワークに係る本人確認情報を管理を入りに係る本人確認情報を管理を入りに係る本人確認情報を管理を入り、回知を受けて都道府県和事保存本人確認情報を管理を入り、回知を受けて都道府県和事保存本人確認情報をで調がある。 ②市町村からの本人確認情報を機関に、多しまで、本人確認情報を提供する。 ③自都道所集の他の執行機関からの照会に基づき、本人確認情報を提供する。 ④住民様な合いの請求する。 ④住民様な合いの語が表し、当該個人の本人確認情報を機関に関する事務の本人確認情報を機関に関する。	大阪府では、以下の必要性から、都道府県知事保存本人確認情報ファイルを取り扱う。 ・都道府県知事保存本人確認情報ファイルを取り扱う。 ・都道府県知事保存本人確認情報ファイルは、転出入があった場合等にスムーズな住民情報の処理を行うこと、また全国的な本人確認手段として、1つの市町村内にとどまらず、全地方公共団体で、本人確認情報を正確かり、下の用途に用いられることが住基法に規定されている。 ①住基ネットを用いて市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務(住民基本台帳に関する事務(住民基本台帳を担当を管理及び提供等に関する事務)の処理を行うため、管理する。 ②市町村からの本人確認情報の管理及び提供等に関する事務(の処理を行うため、管理する。2市町村からの本人確認情報の更新情報の通知を受けて都道府県知事保存本人確認情報を関する。 ②市町村からの本人確認情報を機構に対して通知する。 ②住民がらの請求に基づき、当該個人の本人確認情報を開示する。今往後がらの請求に基づき、当該個人の本人確認情報を提供する。 《住民がらの請求に基づき、当該個人の本人確認情報を開示する。 ②作民がらの請求に基づき、当該個人の本人確認情報を開示する。 (百十年)を保護本台帳本外・アークに係る本人確認情報を開示する。	事後	重要な変更に当たらない。 軽微な文言の修正による変 更のため。
令和2年5月28日	4 特定個人情報ファイルを	住民票の写し等にかえて本人確認情報を利用 することにより、これまでに窓口で提出が求め られていた行政機関が発行する添付書類に 民票の写し等の省略が図られ、住民の負担 軽減(各機関を訪問し、証明書等を入手する 金銭的、時間的コストの節約)や、行政におけ る事務の合理化につながることが見込まれ る。	本人確認情報を利用することにより、これまで に窓口で提出が求められていた行政機関が発 行する添付書類(住民票の写し等)の省略が 図られ、住民の負担経減(各機関を訪問し、証 明書等を入手の節 約)や、行政における事務の合理化につなが ることが見込まれる。	事後	重要な変更にあたらない。 軽微な文言の修正による変 更のため。
令和2年5月28日	I 基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠	住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) (平成25年5月31日法律第28号施行時点) ・第7条(住民票の記載事項) ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) ・第30条の11(通知等) ・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報) ・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県、10人の報道府県、10人の都道府県、10人の報告の無力、10人の本人確認情報の利用) ・第30条の15(本人確認情報の利用) ・第30条の32(自己の本人確認情報の開示) ・第30条の35(自己の本人確認情報の別正)	住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第31号) 第7条(住民票の記載事項) 第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報) 第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) 第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) 第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通知等) 第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) 第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) 第30条の15(本人確認情報の提供) 第30条の22(市町村間の連絡調整等) 第30条の35(自己の本人確認情報の削示) 第30条の35(自己の本人確認情報の削示)	事後	重要な変更に当たらない。 番号整備法(平成26年法律 第28号)施行に伴う変更の ため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年5月28日	I 基本情報 (別添1)事務の内容 (備考)3. 本人確認情報の開 示に関する事務	3. 本人確認情報の開示に関する事務 3-①住民より本人確認情報の開示請求を受け付ける。 3-②開示請求者(住民)に対し、都道府県知事保存本人確認情報プアイルに記録された当該個人の本人確認情報を開示する。	3. 本人確認情報の開示に関する事務 3-①.住民より本人確認情報の開示請求を受け付ける。(※特定個人情報を含まない) 3-②開示請求者(住民)に対し、都道府県知事保存本人確認情報ファイルに記録された当該個人の本人確認情報を開示する。	事後	重要な変更に当たらない。 軽微な文言の修正による変 更のため。
令和2年5月28日	II 特定個人情報ファイルの 概要 2. 基本情報 ⑤保有開始日	平成27年6月予定	平成27年6月	事後	重要な変更に当たらない。 実際の保有日を記載したこと による軽微な修正による変更 のため。
令和2年5月28日	■特定個人情報ファイルの概要想要特定個人情報の入手・使用④入手に係る妥当性	住民に関する情報に変更があった又は新規作成された際は、市町村がそれをまず探知した上で、全国的なシステムである住基ネットで管理する必要があるので、市町村から都道府県へ、都道府県から機構へと通知がなされることとされているため。	住基ネットは、住基法に基づいて、都道府県を介し市町村から機構へと本人確認情報を通知をする仕組みとなっていることから、都道府県知事が特定個人情報を入手することは妥当である。	事後	重要な変更に当たらない。 軽微な文言の修正のため。
令和2年5月28日	Ⅱ特定個人情報ファイルの 概要3. 特定個人情報の入手・使用⑤本人への明示	大阪府知事が当該市町村の区域内の住民の 本人確認情報を入手することについて、住基 法第30条の6(市町村長から都道府県知事へ の本人確認情報の通知等)に明示されてい る。	・大阪府知事が当該市町村の区域内の住民 の本人確認情報を入手することについて、住 基法第30条の6(市町村長から都道府県知事 への本人確認情報の通知等)に明示されてい る。 ・大阪府知事が保有する本人確認情報を使用 することについて、住基法第30条の7(都道府 県知事から機構への本人確認情報の通知等) 等及び大阪府ホームページに明示されてい る。	事後	重要な変更に当たらない。 軽微な文言の修正のため。
令和2年5月28日	II 特定個人情報ファイルの 概要 3. 特定個人情報の入手・使 用 (②使用方法	(ア)市町村長からの住民票の記載事項の変更又は新規作成の通知を受け(既存住基システム一府内市町村CS一大阪府サーバ)、都道府県知事保存本人確認情報フィルを更新し、機構に対して当該本人確認情報の更新情報の通りする(大阪府サーバー全国サーバ)、個人下、個人番号文は情報の更も特別の場合では、個人では、個人では、個人では、個人では、個人では、個人では、個人では、個人	し、機構に対して当該本人確認情報の更新情報を通知する(大阪府サーバー全国サーバ)。(イ)大阪府の他の執行機関からの本人確認情報の照会要求を受け(大阪府の他の執行機関一大阪府の所サーバ)、明会のあった住民票コード、個人番号又は4情報の組合せを元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、該当する個人の本人確認情報ファイルを検済し、設当する個人の本人確認情報を照会元へ提供する(大阪府サーバ・大阪府の他の執行機関)。(ウ)住民からの開示請求とは一大阪府のの場所によりでは、一大阪府窓口(開示請求受付)一大阪府サーバ)、当該住民からの開示請求とが一大阪府の一人では、一大阪府窓口(開示請求受付)一大阪府中リード、大阪府窓口(開示計算を一が一大阪府でにより提供する(大阪府サーバー大阪府窓口(帳栗出)一住民)。(エ)大阪府の知事部局における担当部署以外の部署が個人番号及び4情報等の組合せを十一検索する条件に該当する本人確認情報	事後	重要な変更に当たらない。 軽微な文言の修正のため。
令和2年5月28日	Ⅱ特定個人情報ファイルの 概要3. 特定個人情報の入手・使用側使用方法 情報の突合	報に関する更新データと都道府県知事保存本 人確認情報ファイルを、住民票コードをもとに 突もする。 (上記イ・エ)大阪府の執行機関等からの照会 に基づいて本人確認情報を提供する際に、照	(上記ア)都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新する際に、提供された本人確認情報に関する更新データと都道府県知事保存本人確認情報に関する更新データと都道府県知事保存本人確認情報ファイルを、住民票コードをもとに突合する。 (上記イ・エ)大阪府の執行機関からの照会に、既会元から受信した対象者の4情報等との突合を行う。 (上記分)請求に基づいて本人確認情報を開示する際に、開示請求者から受領した本人確認情報と関係と関係と関係と関係と関係と関係と関係と対象者の4情報を開まするとのとを分割を発し、関示請求者から受領した本人確認情報との突合を行う。 (上記才)市町村区との整合処理を実施するため、4情報等との突合を行う。	事後	重要な変更に当たらない。 軽微な文言の修正のため。
令和2年5月28日	II 特定個人情報ファイルの 概要 4. 特定個人情報ファイルの 取扱い ①委託内容	全国の都道府県サーバを1拠点(集約センター)に集約化することとしたことに伴い、都道府県サーバの運用及び監視に関する業務を、集約センター運用者に委託する。委託する業務は、直接本人確認情報に係わら	全国の都道府県サーバを1拠点(集約センター)に集約化したことに伴い、都道府県サーバの運用及び監視に関する業務を、集約センター運用者に委託する。 委託する業務は、直接本人確認情報に係わら	事後	重要な変更に当たらない。 軽微な文言の修正による変 更のため。
令和2年5月28日	概要 4. 特定個人情報ファイルの	本特定個人情報ファイル(都道府県知事保存 本人確認情報ファイル)が保存される大阪府 サーバ(筐体)の適用及び監視業務を委託す ることによる。 なお、「①委託内容」の通り、委託事項は、直 接本人確認情報に係わらない事務を対象とし ているため、委託先においては、特定個人情 報ファイルに記録された情報そのものを扱う事 務は実施しない。	全国の都道府県サーバを1拠点に集約化したことに伴い、特定個人情報ファイル・都道府県知事保存本人確認情報ファイルが保存される大阪府サーバ(筐体)の運用及び監視業務を委託することによる。なお、「①委託内容」の通り、委託事項は、直接本人確認情報に係わらない事務を対象としているため、委託先においては、特定個人情報ファイルに記録された情報そのものを扱う事務は実施しない。	事後	重要な変更に当たらない。 軽微な文言の修正のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年5月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ②提供先における 用途	大阪府知事より受領した本人確認情報を元に 機構保存本人確認情報ファイルを更新する。	大阪府知事より提供された本人確認情報を元 に機構保存本人確認情報ファイルを更新す る。	事後	重要な変更に当たらない。 軽微な文言の修正による変 更のため。
令和2年5月28日	II 特定個人情報ファイルの 概要 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く。) 提出先2 ③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 ※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第20条第9項及び第22条第7項に基づく経過措置である。	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 ※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用 等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備 8号)第22条第7項に基づく経過措置である。	事後	重要な変更に当たらない。 番号整備法(平成25年法律) 第28号)施行に伴う変更の ため。
令和2年5月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 5.特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 ③移転する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、 個人番号、異動事由、異動年月日 ※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第20条第9項及び第22条第7項に基づく経過措置である。	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 ※住民票コードこいでは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用 等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備 等に関する法律で成25年5月31日法律第2 8号)第22条第7項に基づく経過措置である。	事後	重要な変更に当たらない。 番号整備法(平成25年法律 第28号)施行に伴う変更の ため。
令和2年5月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 6. 特定個人情報の保管・消 去 ①保管場所	・セキュリティゲートにて入退館管理をしている 都道府県サーバの集約センターにおいて、放管管理及び入退室管理(監視カメラを設置して サーバ設置場所への入退室者を特定・管理) を行っている部屋に設置したサーバ内に保管 する。サーバへのアクセスはロンバスワード による認証が必要となる。 ・大阪府においては、端末及び記録媒体を施 錠管理された部屋に保管する。	・セキュリティゲートにて入退館管理をしている 都道府県サーバの集約センターにおいて、施 錠管理及び入退室管理(監視カメラを設置して サーバ設置場所への入退室者を特定・管理的 を行っている部屋に設置したサーバの保留 を着行っている部屋に設置したサーバの保留 室の際は、不要な電子機器等を持ち込まない ようにするため、電子機器等や持ち込みはこつ いてあらかじめ申請・確認を実施する。サーバ へのアクセスはロンパスワードによる認証が 必要となる。 ・大阪府においては、端末及び記録媒体を施 錠管理された部屋に保管する。	事後	重要な変更に当たらない。 改正マイナンバーガイドライ ン等を踏まえた文言の追記に 伴う変更であるため。
令和2年5月28日	II 特定個人情報ファイルの 概要 6. 特定個人情報の保管・消 去 ③消去方法	都道府県知事保存本人確認情報ファイルに記録されたデータをシステムにて自動判別し、復元できないように消去する仕組みになっている。	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	事後	重要な変更に当たらない。 改正マイナンパーガイドライ ン等を踏まえた文言の追記に 伴う変更であるため。
令和2年5月28日	II 特定個人情報ファイルの 概要 (別添2)特定個人情報ファイ ル記録項目	都道府県知事保存本人確認情報ファイル 1. 住民票名。 (大学) (大名) (大名) (大学) (大名) (大学) (大名) (大学) (大名) (大学) (大名) (大学) (大学) (大学) (大学) (大学) (大学) (大学) (大学	都道府県知事保存本人確認情報ファイル 1. 住民票氏名 3. 外字数(氏名) 4. ふりがな氏名 5. 生年月日 6. 性別 7. 住所 8. 外字数(住所) 9. 個人番事由 11. 異動年月日 12. 保存期間カフラグ 2. 清音村かな氏名 14. 市町村コード 15. 操作端末ID 17. 操作端末ID 18. 女人太シブ 19. 通知を受けた年月日 20. 外幹字フラグ 21. 国氏外字文更連番 24. 住所氏 外字文更連番 25. 旧氏、外字文更連番 26. 旧氏、外字変更連番	事後	重要な変更に当たらない。 住民基本台帳法施行令の一 部を改正する政令(平成31 年4月17日政令第152号) 施行に伴う変更のため
令和2年5月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク1 対象者以外の情報の入手を 防止するための措置の内容	都道府県知事保存本人確認情報ファイルにおける特定個人情報の入手手段は、府内市町村でSからの本人確認情報更新要求の際に通知される本人確認情報に限定される。この場合、府内市町村でSから対象者以外の情報が通知されてしまうことがリスクとして想定されるが、制度上、対象者の真正性は府内市町村側の大場には、原内市町村側の大場で、の場所では、原内市町村側の大場で、の場所では、原内市町村側の大場で、の場所では、原内市町村側の大場で、の場所では、原内市町村側の大場で、の場所では、一般では、原内市町村側の大場で、の場所では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般	入手する特定個人情報は、府内市町村CSからの本人確認情報更新要来の際に通知される本人確認情報に限定される。この場合、府内市町村CSから対象者以外の本人確認情報が現立れてしまうことがリスクとして想定されるが、制度上、対象者の真正性は府内市町村における厳格な確認により担保されている。※市町村の窓口では、住民の異動情報の届出等を受け付ける際などにおいて、対面で身分証明書(個人番号カード等)の提示を受け、本人確認を行っている。	事後	重要な変更に当たらない。 軽微な文言の修正による変 更のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年5月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク1 必要な情報以外を入手する ことを防止するための措置の 内容	法令により市町村から通知を受けることとされている情報のみを入手できることを、住民基本台帳ネットワークシステム上で担保する。	入手する情報については、法令により市町村 から受けることとされているものに限定するこ とを、住民基本台帳ネットワークシステム上で 担保する。	事後	重要な変更に当たらない。 軽微な文言の修正による変 更のため。
令和2年5月28日	III 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク2 リスクに対する措置の内容	本人確認情報の入手元を住基法第30条の6 第1項に基づく府内市町村CSからの通知に限 定することを、住民基本台帳ネットワークシス テム上で担保する。	本人確認情報の入手方法については、住基法 第30条の6第1項に基づ、府内市町村CSから の通知に限定することを、住民基本台帳ネット ワークシステム上で担保する。	事後	重要な変更に当たらない。 軽微な文言の修正による変 更のため。
令和2年5月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク3 入手の際の本人確認の措置 の内容	市町村CSから通知される本人確認情報を保存するため、制度上、対象者の真正性の担保は、市町村の確認に委ねられるため、市町村において厳格な審査が行われることが前提となる。市町村の窓口では、住民の異動情報の届出等を受け付ける際など、対面で身分証明書、個人番号カード等)の提示を受け、本人確認を行う。	入手する特定個人情報は、府内市町村CSからの本人確認情報更新要来の際に通知される 本人確認情報更要来の際に通知される 本人確認情報を限定される。制度上、入手する特定個人情報の真正性は、府内市町村における厳格な確認により担保されている。 米市町村の窓口では、住民の異動情報の届出等を受け付ける際などにおいて、対面で身分証明書(個人番号カード等)の提示を受け、本人確認を行っている。	事後	重要な変更に当たらない。 軽微な文言の修正による変 更のため。
令和2年5月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク3 個人番号の真正性確保の措 置の内容	を府内市町村CSを通じて入手できることを、住	府内市町村において真正性が確認された情報を府内市町村CSを通じて入手できることについて、住民基本台帳ネットワークシステム上で担保する。		重要な変更に当たらない。 軽微な文言の修正による変 更のため。
令和2年5月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク4 リスクに対する措置の内容	人情報の漏えい・紛失の防止に努める。 ・府内市町村CSと接続するネットワーク回線 に専用回線を用いる、情報の暗号化を実施する等の措置を講じる。 ・特定個人情報の予手は、システム上自動処理にて行われるため、操作者は存在せず、人為的なアクセスが行われることはない。 ※都道府県サーバのサーバ上で稼動するアプリケーション。 都道府県内の市町村の住民の本人確認情報を管理し、都道府県内の市町村の市町村CSや全国サーバとのデータ交換を行う。	る等の措置を講じる。 ・特定個人情報の入手は、システム上自動処理にて行われるため、操作者は存在せず、人 為的なアクセスが行われることはない。	事後	重要な変更に当たらない。 軽微な文言の修正による変 更のため。
令和2年5月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 3.特定個人情報の使用 リスク2 アクセス権限の発効・失効の 管理	・システム使用者(市町村課職員)の異動や退職等が発生した際に、住民基本台帳ネットワークシステム上でアクセス権限の返却、発効処理を行うとともに、管理簿によりアクセス権限を与えた職員の照合ID・名前・付与日時等を管理をしている。	・システム使用者の異動や退職等が発生した際に、住民基本台帳ネットワークシステム上でアクセス権限の返却、発効処理を行うととして、管理簿によりアクセス権限を与えた職員の照合ID・名前・付与日時等を管理をしている。	事後	重要な変更に当たらない。 軽微な文言の修正による変 更のため。
令和2年5月28日	III 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 3.特定個人情報の使用 リスク3 リスクに対する措置の内容	・本人確認情報を扱うシステムの操作履歴(業 務アクセスログ・操作ログ)を記録し、不正アク セスがないことを確認している。 ・操作履歴の確認により、本人確認情報の検 索に関して不正な操作の疑いがある場合は、 利用課へのヒアリングや申請文書等との整合 性を確認する。 ・システム使用者(市町村課職員)への研修を 実施し、事務外利用の禁止等について指導 る。 ・上記使用者以外の従業者(システム運用の 委託分)は直接本人確認情報に関わらない (直接本人確認情報にアクセスできず、閲覧・ 更新・削除等を行わない)。	・本人確認情報を扱うシステムの操作履歴(業務アクセスログ・操作ログ)を記録し、不正アクセスがないことを確認している。 ・操作履歴のを確認により、本人確認情報の検索に関して不正な操作の疑いがある場合は、利用課へのヒアリングや申請文書等との整合性を確認する。 ・システム使用者への研修を実施し、事務外利用の禁止等について指導する。 ・上記使用者以外の従業者(システム適用の委託先)は直接本人確認情報に関わらない(直接本人確認情報に関わらない(直接本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない)。	事後	重要な変更に当たらない。 軽微な文言の修正による変 更のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年5月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 3.特定個人情報の使用 リスク4	システム上、管理権限を与えられた者以外、 情報の複製は行えない仕組みとする。 また、定期運用に基づくパックアップ以外に ファイルを複製しないよう、使用者に所修を実 施するとともに、委託先には運用委託監視契 約の中で、個人情報取扱特部事項を定め、秘 密の保持や従事者への教育を実施し、義務に 違反した場合、契約の解除や損害賠償を請求 する旨を規定している。	都道府県サーバの運用管理を行っている委託 先以外は、特定個人情報ファイルを複製できないことをシステム上担保している。また、委 託先においても、適切なシステム連用管理権 限を有する者以外は、定期運用に基づくバック アップ時等以外では複製できないことをシステ ム上担保している。加えて、当該バックアップ 時等以外にを製しないよう、上記の 権限を有する者に研修を実施している。更に、 委託契約の中で、個人情報取扱特記事項を定 め、秘密の保持や従事者への教育を実施し 、 義務に違反した場合、契約の解除や損害賠償 を請求する旨を規定している。	事後	重要な変更に当たらない。 軽微な文言の修正による変 更のため。
令和2年5月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク数分策 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 情報保護体制の確認	施および集約化された都道府県サーバの運用 及び監視に関する業務を機構へ委託すること を譲決している。 ・委託先として議決された機構は、地方公共団 体情報システム機構法(平成25年5月31日 法律第29号)に基づき平成26年4月1日に設立された組織であり、住基法に基づく指定情報 処理機関として住民基本台帳ネットワークシテムの運用を行っている実績がある。また、前 身の財団法人地方自治情報センターにおいて 平成14年8月5日から平成26年3月31日ま で、指定情報処理機関として社会的信用と特定個 で、指定情報処理機関に配行する能力がある と認められるとともに、プライバシーマークの付 与を受けており、情報保護管理体制は十分である。 ・都道府県サーバの運用及び監視に関する業	ワーケンステム推進協議会(47都道府県が構成員)において、都道府県サーバ集約化の実施および集約化された都道府県サーバ、第0世間は、地方自治情報センターへ委託することを譲決している。 ・委託先である機構は、地方公共団体情報システム機構法(平成26年5月31日は発達第29号)に基づき平成26年4月1日に設立された組織であり、住基法に基づき住民基本台帳ネットワークシステムの運用を行っている実績がある。 ・そのため、委託先として社会的信用と特定がある。と認められるとともに、ブライバシーマークの付与を受けており、情報保護管理体制は十分である。 ・都道府県サーバの運用及び監視に関する業務委託において、委託先の本人確認情報保護管理体制を確認するとともに、必要に応じて立	事後	重要な変更に当たらない。 軽微な文言の修正による変 更のため。
令和2年5月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の提供ルール委託先から他者への提供に関するルール適守の確認方法	都道府県サーバの運用及び監視に関する業務委託において、委託先である機構に対し、特定個人情報の目的外利用及び提供は認めないことを契約書上明記している。 委託先である機構に、日次、月次、年次で目的外利用及び提供についてのチェックを含む セキュリティチェックを行い、委託元である当県は、チェックリストの結果について、機構より、月次で書面により「都道府県サーバ集約センターの運用監視等に係る作業報告について6、セキュリティ確認結果報告」の報告を受けている。必要があれば、本府職員が委託業務について機構の履行状況を立ち会いまたは報告を受けることを契約書上明記している。	都道府県サーバの運用及び監視に関する業務委託において、委託先である機構に対し、特定個人情報の目的外利用及び提供は認めないことを契約書上明記している。委託先である機構は、日次、月次、年次で目的外利用及び提供についてのチェックを含むセキュリティチェックを行い、委託元である本府は、チェックリストの結果について、機構より、月次で書面により「都道府県サーバ集約センターの運用監視等に係る作業報告について6.セキュリティ確認結果報告」の報告を受けている。 必要があれば、本府職員が委託業務について機構の履行状況を立ち会いまたは報告を受けることを契約書上明記している。	事後	重要な変更に当たらない。 軽微な文言の修正による変 更のため。
令和2年5月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 4 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託契約書中の特定個人情 報ファイルの取り扱いに関す る規定	・秘密保持義務 ・事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止 ・特定個人情報の目的外利用の禁止 ・再委託における条件 ・調えい事業等が発生した場合の委託先の責任 ・委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄 ・従業者に対する監督・教育・契約内容の遵守状況について報告を求める規定等を契約書において定めるとともに、本府と同様の安全管理措置を義務付ける。	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	事後	重要な変更に当たらない。 改正マイナンバーガイドライ ン等を踏まえた文言の追記に 伴う変更であるため。
令和2年5月28日	取扱いプロセスにおけるリスク対策 4 特定個人情報ファイルの	いる。再委託を行う場合は、委託元がその必	・都道府県サーバの構築・運用等を行う再委託先については、平成25年1月24日に開催された都道府県サーバ条約に伴う調達評価委員会(都道府県の各ブロックから推薦された新潟県、長野県 富山県、和歌山県、香川県、愛媛県、岡山県および福岡県により構成)において審査のラえ策定された入札の評価基準により選定されているため、構築・運用等の適正が担保されている。・委託先である機構と再委託先の契約において、個人情報保護の条項を設けており、従事者の周知を契約で規定している。・再委託する業務は、直接本人確認情報に保らない(直接本人確認情報にアウセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない)業務を対象としている。	事後	重要な変更に当たらない。 軽微な文言の修正による変 更のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年5月28日	II 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 その他のリスク	再委託先の選定については、平成25年1月2 4日、都道府県サーバ集約に伴う調達評価委 員会、都道府県の各ブロックから推薦された新 湯県、長野県、富山県、和歌山県、香川県 媛県、岡山県および福岡県により構成。が、入 札の評価基準の作成に参加し、適切な再委託 先となるよう監督している。	-	事後	重要な変更に当たらない。 軽微な文言の修正による変 更のため。
令和2年5月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5.特定個人情報の提供・移転リスク1 特定個人情報の提供・移転リスク1	住基法第30条の7(都道府県から機構への本人確認情報の通知等) 住基法第30条の15第1項(本人確認情報の利用) 相別 電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスク の送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及 びその保存の方法に関する技術的基準 大阪府住民基本台帳ネットワークシステム管 理連用要領・細則	以下の法令等に基づいて、特定個人情報の提供・移転を行っている。 ・住基法第30条の7(都道府県から機構への本人確認情報の通知等) ・住基法第30条の15第1項(本人確認情報の利用) ・電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並切に磁気ディスクの記録及びその保存の方法に関する技術的基準・大阪府住民基本台帳ネットワークシステム管理運用細則・大阪府在民基本台帳ネットワークシステム管理運用細則・大阪府本人確認情報利用手続要領また、大阪府独自で導入している大阪府庁内に設置された住基ネット機器の監視を行う監備規サーバを活用した常時監視やシステム操作原歴、業務アクセスログ・操作ログ)の確認によって、上記法令等に基づいた特定個人情報の提供・移転が行われていることの確認を行っている。	事後	重要な変更に当たらない。 軽微な文言の修正による変 更のため。
令和2年5月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 5、特定個人情報の提供・移 転 リスク2	相手方(全国サーバ)と都道府県サーバの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。また、自都道府県の他の執行機関への提供及び他の部署への移転のため、媒体へ出力する必要がある場合には、出力の記録が残される仕組みを構築している。	・相手方(全国サーバ)と都道府県サーバの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。また、自都道府県の他の執行機関への提供及び他の部署への移転のため、媒体へ出力する必要がある場合には、出力の記録が残される仕組みを構築している。 ・提供先・移転先における特定個人情報の使途については、住基法等で制限されている。	事後	重要な変更に当たらない。 軽微な文言の修正による変 更のため。
令和2年5月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 7. 特定個人情報の保管・消 去 ⑤物理的対策	・都道府県サーバの集約センターにおいて、監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定し、管理する。・都道府県サーバの集約センターにおいては、サーバ設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理する。・大阪府においては、端末設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理する。	・和垣府採り一ハの乗削セブターにおいて、五 視力がうを設置してサーバ設置場所への入退 室者を特定し、管理する。 ・都道府県サーバ集約センターにおいて、不要 な電子機器等を持ち込まないようにするため、 電子機器等の持ち込みけついてあらかじめ申 請・確認を実施する。 ・都道府県サーバの集約センターにおいては、 サーバの集制をしないでは、 サーバの集制をが、 を管理する。 ・大阪府においては、端末設置場所、記録媒 体の保管場所を施錠管理する。 ・大阪府においては、端末設置場所、記録媒 体の保管場所を施錠管理する。 ・、磁気ディスクの廃棄時は、府職員が要領・手 順書等に基づき、内容の消去、破壊等を行うと ともに、磁気ディスク管理簿にその記録を残 す。 ・保存期間が経過した帳票等の紙媒体につい では、存職員が要領にもとづき溶解処理等を	事後	重要な変更に当たらない。 改正マイナンバーガイドライ ン等を踏まえた文言の追記に 伴う変更であるため。
令和2年5月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り対策 り対策 7. 特定個人情報の保管・消 優過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したかその内容	6,059名分) ②アンケート調査結果のホームページにリンク されていたエクセル形式のファイル中の表に、	分) ③ホームページに掲載したエクセルデータに 個人情報が記載されたシートが添付されていた。関策者からの指摘による判明後、直ちに 当該エクセルデータを削除した。(329名分) ④電子メールを送信する際、「BCO」欄にメールアドレスを入力すべきところ、誤って「宛先」欄に入力、メールアドレスが互いに見える状態で送信してしまった。(192名分) ※住民基本台帳ネットワークシステムに係る	事後	重要な変更に当たらない。 情報の時点修正に伴う変更 であるため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年5月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 去特定個人情報の保管・消 去 ⑨過去3年以内に、評価実施 機関において、個人情報に関 する重大事故が発生したか 再発防止策の内容	事項を各所属に周知した。 ③本業務に従事する職員に対し、関係書類の 厳重管理について注意喚起を行った。また、 業務実施の際に不必要な書類等が紛れてい ないか職員が十分確認すること等を徹底し	①持ち出した個人情報は、ファイルに綴じ込む等他の書類と紛れないよう徹底した。 ②委託業者が入室可能な倉庫に、府の書類を置かないよう管理した。 ③ホームページにデータを掲載する際は、新しいファイルに添付する等した上で、複数の職員で確認した。 ④安心一斉送信システムを活用するとともに、送信前に別の職員によるチェックを徹底した。	事後	重要な変更に当たらない。 情報の時点修正に伴う変更 であるため。
令和2年5月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 7. 特定個人情報の保管・消 去 リスク3 消去手順 手順の内容	砕等を行うことにより、内容を読み出すことが できないようにする。	・住民基本台帳法施行令第30条の6に定める 保存期間を経過した本人確認情報は、システムにて自動判別の方、復元できないように消去を行っている。・磁気ディスクの廃棄時は、府職員が要領・事限書等に基づき、内容の消去、破壊等を行うとともに、磁気ディスク管理簿にその記録を残す。・保存期間が経過した帳票等の紙媒体については、府職員が要領にもとづき溶解処理等を行う。	事後	重要な変更に当たらない。 軽微な文言の修正による変 更のため。
令和2年5月28日	IV その他のリスク対策 1. 監査 ①自己点検	年に1回、セキュリティチェックリストを活用し、 自己点検を実施する。点検結果を踏まえて、 手順や運用方法を改善する。	・都道府県サーバ集約センターにおいて、年に 1回、セキュリティチェックリストを活用し、自己 点検全実施する。 ・大阪府においては、所属長が、大阪府住民 基本台帳ネットワークシステム管理運用細則 に基づいて月に1度自己点検を実施する。 ・点検結果を踏まえて、手順や運用方法を改 善する。	事後	重要な変更に当たらない。 改正マイナンバーガイドライ ン等を踏まえた文言の追記に 伴う変更であるため。
令和2年5月28日	Ⅳ その他のリスク対策 1. 監査 ②監査	評価書の記載内容どおりに運用がなされているか、評価の実施を担当する部署とは異なる部署が、定期又は随時に、監査を行う。	・個人情報の取扱い及び管理に関する要網に基づき、特定個人情報の管理状況について、個人情報取扱事務終括者が定期に監査を実施しつ、必要に応じて随時に実施する。・情報セキュリティドリシーの遵守状況について、評価の実施を担当する部署とは異なる部署が、必要に応じて随時に監査を行う。	事後	重要な変更に当たらない。 改正マイナンバーガイドライ ン等を踏まえた文言の追記に 伴う変更であるため。
令和2年5月28日	IV その他のリスク対策 2. 従業員に対する教育・啓 発	・操作者登録の際に、登録に対して個人情報 保護や関係規定遵守に向けた研修を実施し、 研修内容の確認テストに合格した者を登録している。 ・違反行為をした者には、住民基本台帳法の 罰則規定や地方公務員法の懲戒処分等があ り、一定の制裁措置が法令上定められてい る。また、委託業者の個人情報の保護につい ては、契約書において特記事項を定め遵守を 義務付けている。	・住基ネットを操作しようとする者に対し、個人情報保護や関係投速では下途にない。 はいるのように合いた者のみに操作権限を付与している。 ・操作者及び責任者に対し、年に1度、個人情報保護や関係規定と遵守に向けた研修を実施し、又、欠席者に対しては研修内容を伝達し、全操作者及び責任者に研修内容の確認テストを実施している。 ・違反行為をした者には、住民基本台帳法の罰則規定や地方公務員法の懲戒処分等があり、一定の制裁措置が法令上定められている。また、委託業者の個人情報の保護については、契約書において特記事項を定め適守を義務付けている。	事後	重要な変更に当たらない。 改正マイナンバーガイドライン等を踏まえた文言の追記に 伴う変更であるため。
令和2年5月28日	V 開示請求、問い合わせ 1. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 ④個人情報ファイル簿の公 表 公表場所	大阪府庁本館1階 公文書総合センター(府政情報センター)	大阪府庁本館5階 公文書総合センター(府政 情報センター)	事後	重要な変更に当たらない。 軽微な文言の修正のため。
令和4年7月22日	V 開示請求問合せ 1 特定個人情報の開示・ 訂正・利用停止請求 ① 請求先 ④ 公表場所	大阪府庁本館5階 公文書総合センター(府政 情報センター)	大阪府庁本館 公文書総合センター(府政情報センター)	事後	重要な変更に当たらない。 軽微な文言の修正のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月22日	I 基本情報 7 評価実施機関における 担当部署 (別紙1)備考 II ファイルの概要 2 基本情報 ⑥事務個人情報 ③ 特定個人情報の別示・ で用 ②使用 ②使用の主は、同一の開示・ では、「特定個人情報の開示・ びに、利用停止情報 ① 請求・ の事次を個人情報のアイルの取扱いに関関 ①連絡先	市町村課行政グループ	市町村局行政課行政グループ	事後	重要な変更に当たらない。 軽微な文言の修正のため。
	表紙 評価書名	住民基本台帳ネットワークシステムに係る本 人確認情報の管理及び提供等に関する事務 全項目評価書	住民基本台帳ネットワークに関する事務 全項 目評価書	事前	重要な変更(「デジタル手続 法」の施行及び住民基本台 帳法の一部改正に伴う変更) のため
	表紙 個人のプライパシー等の権利 利益の保護の宣言	大阪府知事は、住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のブライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	大阪府知事は、住民基本台帳ネットワークに関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、個人のブライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを経滅させるために適切な措置を講じ、もって個人のブライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事前	重要な変更(「デジタル手続 法」の施行及び住民基本台 帳法の一部改正に伴う変更) のため
	表紙 個人のプライバシー等の権利 利益の保護の宣言 特記事項	住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務では、全国の都道府県サーバを1拠点(集約センター)に集約したことに伴い、大阪府サーバの運用及び監視に関する業務を集約センター運用者に委託している。委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、契約書に秘密保持の事項を明記し、情報保護管理体制を確認することとしている。また、委託業務の履行に際して、情報保護に関する警約書の提出を義務付けている。	住民基本台帳ネットワークに関する事務では、全国の都道府県サーバを1拠点(集約センター)に集約したことに伴い、大阪府サーバの運用及び監視に関する業務を集約センター運用及び監視に関する業務を集約センター運用者に委託している。委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、契約書に秘密保持の事項を明記し、情報保護管理体制を確認することとしている。また、委託業務の履行に際して、情報保護に関する誓約書の提出を義務付けている。	事前	重要な変更(「デジタル手続 法」の施行及び住民基本台 帳法の一部改正に伴う変更) のため
	I 基本情報 1 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務 ①事務の名称	住民基本台帳ネットワークシステムに係る本 人確認情報の管理及び提供等に関する事務	住民基本台帳ネットワークに関する事務	事前	重要な変更(「デジタル手続 法」の施行及び住民基本台 帳法の一部改正に伴う変更) のため
	I 基本情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	別紙(二記載	別紙(二記載	事前	重要な変更(「デジタル手続 法」の施行及び住民基本台 帳法の一部改正に伴う変更) のため
	I 基本情報 2 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務において使用す るシステム システム2①システムの名 称		附栗連携システム ※「3. 特定個人情報ファイル名」に示す「都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル」 は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要からち、附票都道府県サーバにおいて管理がなされているため、以降は、附栗連携システムの内の附票都道府県サーバ部分について記載する。	事前	重要な変更(「デジタル手続 法」の施行及び住民基本台 帳法の一部改正に伴う変更) のため
	1 基本情報 2 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務において使用す るシステム システム2②システムの機能	別紙(二記載	別紙(二記載	事前	重要な変更(「デジタル手続 法」の施行及び住民基本台 帳法の一部改正に伴う変更) のため
	I 基本情報 3 特定個人情報ファイル 名	都道府県知事保存本人確認情報ファイル	(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル (2)都道府県知事保存附票保存本人確認情報 ファイル	事前	重要な変更(「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更)のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 基本情報 4 特定個人情報ファイルを 取り扱う理由 ①事務実施上の必要性	別紙に記載	別紙に記載	事前	重要な変更(「デジタル手続 法」の施行及び住民基本台 帳法の一部改正に伴う変更) のため
	取り扱う理由	窓口で提出が求められていた行政機関が発 行する添付書類(住民票の写し等)の省略が	本人確認情報を利用することにより、これまで窓口で提出が求められていた行政機関が発行する添付書類(住民票の写し等)の省略が図られ、住民の負担軽減(各機関を訪問し、証明書等を入手する金銭的、時間的コストの節約)につながることが見込まれる。	事前	重要な変更(「デジタル手続 法」の施行及び住民基本台 帳法の一部改正に伴う変更) のため
	I 基本情報 5 個人番号の利用 法律上の根拠	住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) ・第7条(住民票の記載事項) ・第7条(住民票の記載事項) ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通知 ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) ・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報) ・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の利用) ・第30条の15(本人確認情報の利用) ・第30条の15(本人確認情報の利用) ・第30条の2(市町村間の連絡調整等) ・第30条の32(自己の本人確認情報の訂正)	住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) ・第7条(住民票の記載事項)・第7条(住民票の記載事項)・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報)・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報)・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報)・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県均村行機関への本人確認情報の提供)・第30条の13(都道府県の条例による本人確認情報の提供)・第30条の2(1面)本人確認情報の利用)・第30条の2(1面)本人確認情報の開ご等第30条の35(自己の本人確認情報の開ご等第30条の35(自己の本人確認情報の開ご等第30条の35(自己の本人確認情報の開ご等第30条の35(自己の本人確認情報の開ご等第30条の35(自己の本人確認情報の開ご等第30条の44の6第3項(都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。)の利用)	事前	重要な変更(「デジタル手続 法」の施行及び住民基本台 帳法の一部改正に伴う変更) のため
	(別添1)事務の内容	_	(1)本人確認情報の管理及び提供等に関する 事務 (2)附票本人確認情報の管理及び提供に関 する事務	事前	重要な変更(「デジタル手続 法」の施行及び住民基本台 帳法の一部改正に伴う変更) のため
	(別添1)事務の内容 (2)附票本人確認情報の管 理及び提供に関する事務	_	新規に作図		
	(別添1)事務の内容 (2)附票本人確認情報の管理及び提供に関する事務 (備考)	_	別紙に記載	事前	重要な変更(「デジタル手続 法」の施行及び住民基本台 帳法の一部改正に伴う変更) のため
	I 特定個人情報ファイルの 概要 (1) 都道府県知事保存本 人確認情報ファイル 1 特定個人情報ファイ ル名	都道府県知事保存本人確認情報ファイル	(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル	事前	重要な変更(「デジタル手続 法」の施行及び住民基本台 帳法の一部改正に伴う変更) のため
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 (1) 都道府県知事保存本 人確認情報ファイル 3 特定個人情報の入 手・使用 ⑦使用の主体 使用者数	10人以上50人未満	10人未満		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	II 特定個人情報ファイルの概要 (1) 都道府県知事保存本 人確認情報ファイル 4 特定個人情報ファイ ルの取扱いの委託 ⑤委託先名の確認方法	大阪府電子調達(電子入札)システムにて公表している。 表している。 https://www.pref.osaka.lg.jp/keiyaku_2/e- nyuusatsu/	大阪府ホームページ(委託役務等随意契約実 績状況)にて公表している。 https://www.pref.osakalg.jp/keiyaku_2/e- nyuusatsu/itakuekimuzuikei.html	事前	重要な変更(「デジタル手続 法」の施行及び住民基本台 帳法の一部改正に伴う変更) のため
	II 特定個人情報ファイルの 概要 (1) 都道府県知事保存本 人確認情報ファイル 6 特定個人情報の保 管・消去 ①保管場所	都道府県サーバの集約センターにおいて、施 錠管理及び入退室管理(監視カメラを設置して サーバ設置場所への入退室者を特定・管理) を行っている部屋に設置したサーバ内に保管	・セキュリティゲートにて入退館管理をしている 都道府県サーバの集約センターにおいて、施 錠管理及び入退室管理(監視カメラを設置し を行っている部屋に設置したサーバ内に保管 する。都道府県サーバ集約センターへの入退 室の際は、不要な電子機器等を持ち込まない ようにするため、電子機器等の持ち込みにつ いてあらかじめ申請・確認を実施する。サーバ へのアウセスはIDと生体認証(又はバスワード)による認証が必要となる。 ・大阪府においては、端末及び記録媒体を施 錠管理された部屋に保管する。	事前	重要な変更(「デジタル手続 法」の施行及び住民基本台 帳法の一部改正に伴う変更) のため
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 (2) 都道府県知事保存附 票本人確認情報ファイル 1 特定個人情報ファイ ル名	_	(2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル	事前	重要な変更(「デジタル手続 法」の施行及び住民基本台 帳法の一部改正に伴う変更) のため
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 概要 (2) 都道府県知事保存附 票本人確認情報ファイル 2 基本情報 ①ファイルの種類	_	システム用ファイル	事前	重要な変更(「デジタル手続 法」の施行及び住民基本台 帳法の一部改正に伴う変更) のため
	II 特定個人情報ファイルの 概要 (2) 都道府県知事保存附 票本人確認情報ファイル 2 基本情報 ②対象となる本人の数	_	1.000万人以上	事前	重要な変更(「デジタル手続 法」の施行及び住民基本台 帳法の一部改正に伴う変更) のため
	II 特定個人情報ファイルの 概要 (2) 都道府県知事保存附 票本人確認情報ファイル 2 基本情報 ③対象となる本人の範 囲 及び その必要性	_	大阪府内のいずれかの市町村において、住基 法第16条(戸籍の附票の作成)に基づき戸籍 の附票に記録された者 ※消除者を含む。 住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行う ため、本特定個人情報ファイル(都道府県知 事保存附票本人確認情報ファイル)において 大阪府内の戸籍の附票に記録された全ての 者の情報を保有し、その記録を常に正確に更 新・管理・提供・移転する必要があるため。	事前	重要な変更(「デジタル手続 法」の施行及び住民基本台 帳法の一部改正に伴う変更) のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	II 特定個人情報ファイルの 概要 (2) 都道府県知事保存附 票本人確認情報ファイル 2 基本情報 (4)記録記録項目 主な記録質目 その妥当性 全ての記録項目		10項目以上50項目未満 [〇]個人番号 [〇]4情報(氏名、住所、性別、生年月日) [〇]その他(その他戸籍の附票関係情報(戸籍の表示に係る情報は含まない。) ・4情報、その他戸籍の附票関係情報(戸籍の法院に係る情報は含まない。) 法令に基づき戸籍の附票に記録された住民に関する記録を正確に行う上で、戸籍の附票、記録等に係る附票本人確認等を記録する必要がある。なお、別添2に記載のとおり、記録項目には戸籍の表示に係る情報(本籍及び筆詞者の氏名)は含まない。・個人番号 国外転出者に係る時等の理に関し、番号法で認められた場合に限り、大阪府の他の執行を開めたの求めに応じ、当該個人の住民票間外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り、大阪府の他の執行機関からの求めに応じ、当該個人の住民票情報ファイルから個人番号は、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号は、都道府県知事保存本人確認情報ファイルに連携する場合がある。提供後、個人番号は、都道府県知事保存本人確認情報ファイルに連携する場合がある。提供後、個人番号は、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルに保有することはない。	事前	重要な変更(「デジタル手続 法」の施行及び住民基本台 帳法の一部改正に伴う変更) のため
	II 特定個人情報ファイルの 概要 (2) 都道府県知事保存附 票本人確認情報ファイル 2 基本情報 (5)保有開始日	_	「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第16号))財則第1条第10号にて規定される公布から起算して5年を超えない範囲内の政令で定める日。	事前	重要な変更(「デジタル手続 法」の施行及び住民基本台 帳法の一部改正に伴う変更) のため
	II 特定個人情報ファイルの 概要 (2) 都道府県知事保存附 票本人確認情報ファイル 2 基本情報 ⑥事務担当部署	_	総務部市町村局行政課行政グループ	事前	重要な変更(「デジタル手続 法」の施行及び住民基本台 帳法の一部改正に伴う変更) のため
	II 特定個人情報ファイルの 概要 (2) 都道府県知事保存附 票本人確認情報ファイル 3 特定個人情報の入 手・使用 ①入手元	_	[○]地方公共団体・地方独立行政法人(大阪府内市町村) [○]その他(大阪府サーバ(※入手には該当しないが、大阪府サーバから個人番号を抽出する場合がある))	事前	重要な変更(「デジタル手続 法」の施行及び住民基本台 帳法の一部改正に伴う変更) のため
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 (2) 都道府県知事保存附 票本人確認情報ファイル 3 特定個人情報の入 手・使用 ②入手方法	_	[〇]専用線	事前	重要な変更(「デジタル手続 法」の施行及び住民基本台 帳法の一部改正に伴う変更) のため
	II 特定個人情報ファイルの 概要 (2) 都道府県知事保存附 票本人確認情報ファイル 3 特定個人情報の入 手・使用 ③入手の時期・頻度	_	戸籍の附票において、附票本人確認情報の変更又は新規作成(出生等)が発生した都度入手する。 ※番号法別表に掲げる事務につき、大阪府の他の執行機関等から国外転出者に係るものに関し求めがあった場合、個人番号をその都度抽出する場合がある。	事前	重要な変更(「デジタル手続 法」の施行及び住民基本台 帳法の一部改正に伴う変更) のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	II 特定個人情報ファイルの 概要 (2) 都道府県知事保存附 票本人確認情報ファイル 3 特定個人情報の入 手・使用 ④入手に係る妥当性		法令に基づき、住民の利便の増進と国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため、国外転出者に係る本人確認を行う上で、市町村の戸籍の附票の配載事項に変更が生じた都度、当該市町村を通じて入手し、機構に通知する必要がある。また、入手の手段として法令に基づき構築された専用回線である住基ネット(※※)を用いることで、入手に係るリスクを軽減している。※なお、住基法第30条の44の6第3項に基づき、都道所県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。)を利用し、第30条の15第1項又は第2項の規定による事務について個人番号を提供することができるとされている。 ※※断票連携システムは、住基ネットを利用して構築されている。住基ネットは、保有情報・利用の制限、内部の不正利用の防止、外部からの侵入防止など、セキュリテ確保のための侵入防止など、セキュリテ確保のための侵入防止など、セキュリテ確保のための侵入防止など、セキュリテ確保のための侵入防止など、セキュリテ確保のためがは、日本の稼働後、住基ネットへのハッキングや情報に入り、平成14年8月5日の稼働後、住基ネットへのハッキングや情報に入り、平成14年8月5日の稼働後、住基ネットへのハッキングや情報に入り、平成14年8月5日の稼働後、住基ネットへのハッキングや情報に入り、中域14年8月5日の稼働後、住基ネットへのハッキングや情報に入りませばなどの事件や障害は一度も発生していない。	事前	重要な変更(「デジタル手続 法」の施行及び住民基本台 帳法の一部改正に伴う変更) のため
	II 特定個人情報ファイルの 概要 (2) 都道府県知事保存附 票本人確認情報ファイル 3 特定個人情報の入 手・使用 ⑤本人への明示	_	・大阪府知事が当該市町村の区域内における 附票本人確認情報を入手することについて、 住基法第30条の41(市町村長から都道府県 知事への附票本人確認情報の通知等)に明 示されている。 ・大阪府知事が保有する本人確認情報を使用 することについて、住基法第30条の7(都道府 県知事から機構への本人確認情報の通知等) 等及び大阪府ホームページに明示されている。 ※大阪府知事が国外転出者に係る個人番号 を抽出する場合があることについて、住基法 第30条の44の6第3項に明示されている。	事前	重要な変更(「デジタル手続 法」の施行及び住民基本台 帳法の一部改正に伴う変更) のため
	II 特定個人情報ファイルの 概要 (2) 都道府県知事保存附 票本人確認情報ファイル 3 特定個人情報の入 手・使用 ⑥使用目的	_	特定個人情報ファイル(都道府県知事保存附 票本人確認情報ファイル)において区域内の 戸籍の附票に記録された全ての者の情報を保 有し、その記録を常に正確に更新・管理・提 供・移転する。 ※番号法別表に掲げる事務につき、大阪府の 他の執行機関から国外転出者に係るものに関 し来めがあった場合、個人番号をその都度抽 出し、第30条の15第1項又は第2項の規定 による事務について提供する場合がある。	事前	重要な変更(「デジタル手続 法」の施行及び住民基本台 帳法の一部改正に伴う変更) のため
	II 特定個人情報ファイルの 概要 (2) 都道府県知事保存附 票本人確認情報ファイル 3 特定個人情報の入 手・使用 ⑦使用の主体 使用部署 使用者数	_	総務部市町村局行政課行政グループ 10人未満	事前	重要な変更(「デジタル手続 法」の施行及び住民基本台 帳法の一部改正に伴う変更) のため
	II 特定個人情報ファイルの 概要 (2) 都道府県知事保存附 票本人確認情報ファイル 3 特定個人情報の入 手・使用 ⑧使用方法		大阪府の他の執行機関からの附票本人確認情報の照会要求を受けく大阪府の他の執行機関一附票大阪府サーバ、照会のあった住民票コード又は4情報の組合せを元に都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを検索し、該当する個人の附票本人確認情報を照会元へ提供する的開業大阪府サーバー大阪府の他の執行機関)。※その際、番号法で認められた場合に限り、附票本人確認情報の提供に併せて、当該個人の住民票コードを用いて都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、照会元に提供する場合がある。	事前	重要な変更(「デジタル手続 法」の施行及び住民基本台 帳法の一部改正に伴う変更) のため
	II 特定個人情報ファイルの 概要 (2) 都道府県知事保存附 票本人確認情報ファイル 3 特定個人情報の入 手・使用 (後使用方法 情報の突合	_	都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル の住民票コードと都道府県知事保存本人確認 情報ファイル	事前	重要な変更(「デジタル手続 法」の施行及び住民基本台 帳法の一部改正に伴う変更) のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 (2) 都道府県知事保存附 票本人確認情報ファイル 3 特定個人情報の入 手・使用 (8)使用方法 情報の統計分析	_	該当なし。	事前	重要な変更(「デジタル手続 法」の施行及び住民基本台 帳法の一部改正に伴う変更) のため
	II 特定個人情報ファイルの 概要 (2) 都道府県知事保存附 票本人確認情報ファイル 3 特定個人情報の入 手・使用 (8)使用方法 権利利益に影響を与 え得る決定		該当なし。	事前	重要な変更(「デジタル手続 法」の施行及び住民基本台 帳法の一部改正に伴う変更) のため
	II 特定個人情報ファイルの 概要 (2) 都道府県知事保存附 票本人確認情報ファイル 3 特定個人情報の入 手・使用 ⑨使用開始日	_	「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続度における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第16号))所則第1条第10号にて規定される公布から起算して5年を超えない範囲内の政令で定める日。	事前	重要な変更(「デジタル手続 法」の施行及び住民基本台 帳法の一部改正に伴う変更) のため
	II 特定個人情報ファイルの 概要 (2) 都道府県知事保存附 票本人確認情報ファイル 4 特定個人情報ファイ ルの取扱いの委託 委託の有無	_	委託する (1件)	事前	重要な変更(「デジタル手続 法」の施行及び住民基本台 帳法の一部改正に伴う変更) のため
	II 特定個人情報ファイルの 概要 (2) 都道府県知事保存附 票本人確認情報ファイル 4 特定個人情報ファイ ルの取扱いの委託 委託事項1	_	附票都道府県サーバの運用及び監視に関する業務	事前	重要な変更(「デジタル手続 法」の施行及び住民基本台 帳法の一部改正に伴う変更) のため
	II 特定個人情報ファイルの 概要 (2) 都道府県知事保存附 票本人確認情報ファイル 4 特定個人情報ファイ ルの取扱いの委託 委託事項1 ①委託内容	_	全国の都道府県サーバを1拠点(集約センター)に集約化したことに伴い、都道府県サーバの運用と同様に附票都道府県サーバの運用及び監視に関する業務を、集約センター運用者に委託する。 委託する業務は、直接附票本人確認情報に承わらない(直接附票本人確認情報に不できず、閲覧・更新・削除等を行わない。)業務を対象とする。	事前	重要な変更(「デジタル手続 法」の施行及び住民基本台 帳法の一部改正に伴う変更) のため
	II 特定個人情報ファイルの 概要 (2) 都道府県知事保存附 票本人確認情報ファイル 4 特定個人情報ファイ ルの取扱いの委託 委託事項1 ②取扱いを委託する 特定個人情報ファイルの範 囲	_	特定個人情報ファイルの全体	事前	重要な変更(「デジタル手続 法」の施行及び住民基本台 帳法の一部改正に伴う変更) のため
	II 特定個人情報ファイルの概要 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事員 (2)取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の数		1,000万人以上	事前	重要な変更(「デジタル手続 法」の施行及び住民基本台 帳法の一部改正に伴う変更) のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 (2取扱いを委託する 特定個人情報ファイルの範 囲 対象となる本人の 範囲	_	「2 ③対象となる本人の範囲」と同上	事前	重要な変更(「デジタル手続 法」の施行及び住民基本台 帳法の一部改正に伴う変更) のため
	II 特定個人情報ファイルの 概要 (2) 都道府県知事保存附 票本人確認情報ファイル 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ②取扱いを委託する 特定個人情報ファイルの範 田	_	本特定人情報ファイル(都道府県知事保存附 票本人確認情報ファイル)が保存される附票 都道府県サーバの運用及び監視業務を委託 することによる。 なお、「①委託内容」の通り、委託事項は、直 接附票本人権認情報に係わらない事務を対 象としているため、委託先においては、特定個 人情報ファイルに記録された情報そのものを 扱う事務は実施しない。	事前	重要な変更(「デジタル手続 法」の施行及び住民基本台 帳法の一部改正に伴う変更) のため
	II 特定個人情報ファイルの 概要 (2) 都道府県知事保存附 票本人確認情報ファイル 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ③委託先における取 扱い者数	_	10人未満	事前	重要な変更(「デジタル手続 法」の施行及び住民基本台 帳法の一部改正に伴う変更) のため
	II 特定個人情報ファイルの 概要 (2) 都道府県知事保存附 票本人確認情報ファイル 4 特定個人情報ファイ ルの取扱いの委託 委託事項1 (4委託先への特定個 人情報ファイルの提供方法	_	[〇]専用線	事前	重要な変更(「デジタル手続 法」の施行及び住民基本台 帳法の一部改正に伴う変更) のため
	田 特定個人情報ファイルの 概要 (2) 都道府県知事保存附 票本人確認情報ファイル 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 (5)委託先名の確認情報	_	大阪府ホームページ(委託役務等随意契約実 績状況)にて公表している。 https://www.pref.osaka.lg.jp/keiyaku_2/e- nyuusatsu/itakuekimuzuikei.html	事前	重要な変更(「デジタル手続 法」の施行及び住民基本台 帳法の一部改正に伴う変更) のため
	II 特定個人情報ファイルの 概要 (2) 都道府県知事保存附 票本人確認情報ファイル 4 特定個人情報ファイ ルの取扱いの委託 委託事項1 (6)委託先名		地方公共団体情報システム機構(機構)	事前	重要な変更(「デジタル手続 法」の施行及び住民基本台 帳法の一部改正に伴う変更) のため
	II 特定個人情報ファイルの 概要 (2) 都道府県知事保存附 票本人確認情報ファイル 4 特定個人情報ファイ ルの取扱いの委託 委託事項1 (7)再委託の有無	_	再委託する	事前	重要な変更(「デジタル手続 法」の施行及び住民基本台 帳法の一部改正に伴う変更) のため
	田 特定個人情報ファイルの 概要 (2) 都道府県知事保存附 票本人確認情報ファイル 4 特定個人情報ファイ ルの取扱いの委託 委託事項1 (8)再委託の許諾方法	_	再委託を行う際は、契約書に基づき、再委託 する業務範囲や再委託の条件、再委託に対す る管理方法等を書面において確認した上で、 承諾を行っている。	事前	重要な変更(「デジタル手続 法」の施行及び住民基本台 帳法の一部改正に伴う変更) のため
	II 特定個人情報ファイルの 概要 (2) 都道府県知事保存附 票本人確認情報ファイル 4 特定個人情報ファイ ルの取扱いの委託 委託事項1 ③再委託事項	_	附票大阪府サーバの運用及び監視に関する 業務。再委託する業務は、直接附票本人確認 情報に係わらない(直接附票本人確認情報に アクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わな い)業務を対象とする。	事前	重要な変更(「デジタル手続 法」の施行及び住民基本台 帳法の一部改正に伴う変更) のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	■ 特定個人情報ファイルの 概要 (2) 都道府県知事保存附 栗本人確認情報ファイル 5 特定個人情報の提 供・移転(委託に伴うものを除 く。) 提供・移転の有無	_	[〇] 提供を行っている(1件) [〇] 移転を行っている(1件)	事前	重要な変更(「デジタル手続 法」の施行及び住民基本台 帳法の一部改正に伴う変更) のため
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 (2) 都道府県知事保存附 票本人確認情報ファイル 5 特定個人情報の提 供・移転(委託に伴うものを除 く。) 提供先1	_	大阪府の他の執行機関(大阪府教育委員会など)	事前	重要な変更(「デジタル手続 法」の施行及び住民基本台 帳法の一部改正に伴う変更) のため
	II 特定個人情報ファイルの 概要 (2) 都道府県知事保存附 票本人確認情報ファイル 5 特定個人情報の提 供・移転(委託に伴うものを除 く。) 提供先1 (1)法令上の根拠	_	住基法第30条の15第2項(本人確認情報の利用) 住基法第30条の44の6第3項(都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。)の利用)	事前	重要な変更(「デジタル手続 法」の施行及び住民基本台 帳法の一部改正に伴う変更) のため
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 (2) 都道府県知事保存附 票本人確認情報ファイル 5 特定個人情報の提 候・移転(委託に伴うものを除 く。) 提供先1 ②提供先における用 途	_	住基法別表第六に掲げる、大阪府の他の執行機関への情報提供が認められる事務(例:教育委員会における特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務等)の処理に用いる。	事前	重要な変更(「デジタル手続 法」の施行及び住民基本台 帳法の一部改正に伴う変更) のため
	II 特定個人情報ファイルの 概要 (2) 都道府県知事保存附 票本人確認情報ファイル ち 特定個人情報の提 供・移転(委託に伴うものを除 く。) 提供先1 ③提供する情報	_	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号(番号法に基づく大阪府の他の執行機関からの求めがあった場合に限る。) ※住民票コードについてが表します。 等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第22条第7項に基づく経過措置である。		重要な変更(「デジタル手続 法」の施行及び住民基本台 帳法の一部改正に伴う変更) のため
	II 特定個人情報ファイルの 概要 (2) 都道府県知事保存附 票本人確認情報ファイル 5 特定個人情報の提 供・移転(委託に伴うものを除 く。) 提供先1 (3)提供する情報の対 象となる本人の数	_	1,000万人以上	事前	重要な変更(「デジタル手続 法」の施行及び住民基本台 帳法の一部改正に伴う変更) のため
	II 特定個人情報ファイルの 概要 (2) 都道府県知事保存附 票本人確認情報ファイル 5 特定個人情報の提 供・移転(委託に伴うものを除 く。) 提供先1 ⑤提供する情報の対 象となる本人の範囲	_	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上	事前	重要な変更(「デジタル手続 法」の施行及び住民基本台 帳法の一部改正に伴う変更) のため
	II 特定個人情報ファイルの 概要 (2) 都道府県知事保存附 票本人確認情報ファイル ち 特定個人情報の提 供・移転(委託に伴うものを除 く。) 提供先1 ⑥提供方法	_	[○]専用線 [○]電子記憶媒体(フラッシュメモリを除く) [○]フラッシュメモリ [○]その他(住民基本台帳ネットワークシステム)	事前	重要な変更(「デジタル手続 法」の施行及び住民基本台 帳法の一部改正に伴う変更) のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 特定個人情報ファイルの 概要 (2) 都道府県知事保存附 票本人確認情報ファイル 5 特定個人情報の提 供・移転(委託に伴うものを除 く。) 提供先1 で時期・頻度	_	市町村長からの通知に基づいて都道府県知 事保存本人確認情報ファイルの更新を行った 都度、随時。	事前	重要な変更(「デジタル手続 法」の施行及び住民基本台 帳法の一部改正に伴う変更) のため
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 (2) 都道府県知事保存附 票本人確認情報ファイル 5 特定個人情報の提 供・移転(委託に伴うものを除 く。) 移転先1	_	大阪府の知事部局の他の部署	事前	重要な変更(「デジタル手続 法」の施行及び住民基本台 帳法の一部改正に伴う変更) のため
	II 特定個人情報ファイルの 概要 (2) 都道府県知事保存附 票本人確認情報ファイル 5 特定個人情報の提 供・移転(委託に伴うものを除 く。) 移転先1 ①法令上の根拠	_	住基法第30条の15第1項(本人確認情報の利用) 付基法第30条の44の6第3項(都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。)の利用)	事前	重要な変更(「デジタル手続 法」の施行及び住民基本台 帳法の一部改正に伴う変更) のため
	II 特定個人情報ファイルの 概要 (2) 都道府県知事保存附 票本人確認情報ファイル 5 特定個人情報の提 供・移転(委託に伴うものを除 く。) 移転先1 ②移転先における用 途	_	住基法別表第五に掲げる、都道府県知事において都道府県知事保存附票本人確認情報の利用が認められた事務の処理に用いる。	事前	重要な変更(「デジタル手続 法」の施行及び住民基本台 帳法の一部改正に伴う変更) のため
	II 特定個人情報ファイルの 概要 (2) 都道府県知事保存附 票本人確認情報ファイル 5 特定個人情報の提 供・移転(委託に伴うものを除 く。) 移転先1 ③移転する情報	_	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号(番号法に基づく大阪府の他の執行機関からの求めがあった場合に限る。) ※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律で施行を45月31日法律第28号)第22条第7項に基づく経過措置である。	事前	重要な変更(「デジタル手続 法」の施行及び住民基本台 帳法の一部改正に伴う変更) のため
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 (2) 都道府県知事保存附 東本入確認情報ファイル 5 特定個人情報の提 供・移転(委託に伴うものを除 く。) 移転先1 ④移転する情報の対 象となる本人の数	_	1,000万人以上	事前	重要な変更(「デジタル手続 法」の施行及び住民基本台 帳法の一部改正に伴う変更) のため
	II 特定個人情報ファイルの 概要 (2) 都道府県知事保存附 票本人確認情報ファイル 5 特定個人情報の提 休多転に伴うものを除 く。) 移転先1 ⑤移転する情報の対 象となる本人の範囲	_	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上	事前	重要な変更(「デジタル手続 法」の施行及び住民基本台 帳法の一部改正に伴う変更) のため
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 (2) 都道府県知事保存附 票本人確認情報ファイル 5 特定個人情報の提 供・移転(委託に伴うものを除 く。) 移転先1 (6)移転方法	_	[〇]専用線 [〇]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く) [〇]フラッシュメモリ [〇]その他(住民基本台帳ネットワークシステム)	事前	重要な変更(「デジタル手続 法」の施行及び住民基本台 帳法の一部改正に伴う変更) のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 概要 (2) 都道府県知事保存附 票本人確認情報ファイル 5 特定個人情報の提 供・移転(委託に伴うものを除 く。) 移転先1 ⑦時期・頻度	_	大阪府の知事部局の他の部署から検索要求 があった都度、随時。	事前	重要な変更(「デジタル手続 法」の施行及び住民基本台 帳法の一部改正に伴う変更) のため
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 (2) 都道府県知事保存附 票本人確認情報ファイル 6 特定個人情報の保 管・消去 ①保管場所		・セキュリティゲートにて入退館管理をしている 附票都道府県サーバの集約センターにおい て、施総管理及び入退室管理(監視カメラを設 置してサーバ設置場所への入退室者を特定・ 管理を行っている部屋に設置したサーバ内に 保管する。都道府県サーバ集約センターへの 入退室の際は、不要な電子機器等を持ち込ま ないようにするため、電子機器等の持ち込みについてあらかじめ申請・確認を実施する。 サーバへのアクセスはIDと生体認証(又はパ スワード)による認証が必要となる。 ・大阪府においては、端末及び記録媒体を施 錠管理された部屋に保管する。	事前	重要な変更(「デジタル手続 法」の施行及び住民基本台 帳法の一部改正に伴う変更) のため
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 (2) 都道府県知事保存附 栗本人確認情報ファイル 6 特定個人情報の保 管・消去 ②保管期間	_	1年未満 附票本人確認情報の提供に併せて提供され る個人番号は、自都道府県の他の執行機関 又は他部署からの求めにより提供・移転充で た後は、障害発生等により提供・移転充で情 報を受領できなかった場合に備えて、一時的 に保存されるのみである。	事前	重要な変更(「デジタル手続 法」の施行及び住民基本台 帳法の一部改正に伴う変更) のため
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 (2) 都道府県知事保存附 票本人確認情報ファイル 6 特定個人情報の保 管・消去 ③消去方法	_	一時的な保存後にシステムにて自動判別し消 去する。	事前	重要な変更(「デジタル手続 法」の施行及び住民基本台 帳法の一部改正に伴う変更) のため
	概要	都道府県知事保存本人確認情報ファイル 1. 住民票コード 2. 漢字氏名 3. 外字数(氏名 4. ふりがな氏名 5. 生年月日 6. 性別 7. 住所 8. 外字数(住所 9. 個人 番号 1 0. 異動事由 11. 異動年月日 12. 保存期間フラグ 13. 清音化かな氏名 14. 市町村コード 15. 大字・字コード 16. 操作者ID 1 7. 操作端末ID 18. タイムスタンプ 19. 通知を受けた年月日 20. 外字フラグ 21. 削除フラグ 22. 更新順番号 23. 氏名外字数更連番 24. 住所外字変更連番 25. 旧氏 ふりがな 28. 旧氏 外字変更連番	(2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル ア 附票本人確認情報 1. 住民票ユード 2. 氏名 漢字 3. 氏名 外字数 4. 氏名 ふりがな 5. 生年月日 6. 性別 7. 住所 東亨 9, 住所 外字数 10. 最終住所 漢字 11.	事前	重要な変更(「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更)
	Ⅲ 特定個人情報の取扱い プロセスにおけるリスク対策 (1)都道府県知事保存本人 確認情報ファイル 1 特定個人情報ファイル 名	都道府県知事保存本人確認情報ファイル	(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル	事前	重要な変更(「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更) のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	III 特定個人情報の取扱い プロセスにおけるリスク対策 (1)都道府県知事保存本人 確認情報ファイル 5 特定個人情報の提供・ 移転 リスク2 不適切な方法 で提供・移転が行われるリス ク リスクに対する措置の 内容	・相手方(全国サーバ)と都道府県サーバの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。また、自都道府県の他の執行機関への提供及び他の部署への移転のため、媒体へ別投供をがもの事場への移った。以前の記録が残される仕組みを構築している。・・提供先・移転先における特定個人情報の使途については、住基法等で制限されている。	・連携手段として通信の記録が逐一保存され、また、連携するデータが暗号化される仕組みが確立した住民基本台帳ネットワークシステムを用いることにより、不適切な方法による特定個人情報の提供を防止する。なお、相手方(全国サーバ)と都道所県サーバの間の通信では相互緊証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。また、大阪市の他の執行機関への提供及び他の部署への移転のため、媒体へ出力する必要がある場合には、出力の記録が残される仕組みを構築している。・提供先・移転先における特定個人情報の使途については、住基法等で制限されている。	事前	重要な変更(「デジタル手続 法」の施行及び住民基本台 帳法の一部改正に伴う変更) のため
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策(1)都道府県知事保存本人(2) 都道府県知事保存本人で記情報の場合では、1月201 特定個人情報の漏えい・減失・毀損リスク(3)過去3に以下、30過去3に以下、個人情報に関する重大事故が発生したか。その内容	共に参加予定者一覧奏を渡してしまったことが判別に、受講者から回収した。(219名分) 20倉庫に保管していた職員の個人情報を含む書類を委託業者が誤って廃棄した。(17903名分) 3ホームページに掲載したエクセルデータに個人情報が記載されたシートが添付されていた。閲覧者からの指摘による判明後、直ちに当該エクセルデータを削除した。(292名分) ④電子メールを送信する際、「BOC」欄にメールアドレスを入力すべきところ、誤って「宛先」欄に入力し、メールアドレスが互いに見える状態で送信してしまった。(192名分)	BCC欄にアドレスを入力すべきところ、宛先欄	事前	重要な変更(「デジタル手続 法」の施行及び住民基本台 帳法の一部改正に伴う変更) のため
	Ⅲ 特定個人情報の取扱い プロセスにおけるリスク対策 (1) 都道所県知事保存本人 確認情報ファイル 7 特定個人情報の保管・ 消去 リスク1 特定個人情報 の漏えい・滅失・毀損リスク ⑨過去ないで、個人情報 実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生 したか 再発防止策の内容	等他の書類と紛れないよう徹底した。 ②委託業者が入室可能な倉庫に、府の書類を置かないよう管理した。 ③ホームページにデータを掲載する際は、新しいファイルに添ける等した上で、複数の職員で確認した。 ④安心一斉送信システムを活用するととした。	①事業者に対して、再発防止策の検討を指示した。 ②庁外に多数の電子メール発信が必要な場合には、安心一斉送信システムを活用する。その他、「Bcc」を活用するケースにおいては、ダブルチェックを再度徹底する。 ③庁外に多数の電子メールを送信する際には、「BCC」欄にアドレスを入力しているかを、複数人で確認することを再度徹底し、安心一斉送信システムも活用する。 ④ホームページの更新作業マニュアルを作成し、操作手順や掲載するデータに個人情報が含まれているが表する。 ⑤庁外に多数の電子メール発信が必要な場合には、安心一斉送信システムを活用する。 ・の他、「Bcc」を活用する。その他、「Bcc」を活用する。その他、「Bcc」を活用するケースにおいては、ダブルチェックを再度徹底する。	事前	重要な変更(「デジタル手続 法」の施行及び住民基本台 帳法の一部改正に伴う変更) のため
	Ⅲ 特定個人情報の取扱い プロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル 1 特定個人情報ファイル名	_	(2)都道府県知事附票保存本人確認情報ファイル	事前	重要な変更(「デジタル手続 法」の施行及び住民基本台 帳法の一部改正に伴う変更) のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ 特定個人情報の取扱い プロセスにおけるリスク対策 (2) 都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル 2 特定個人情報の入手 リスク1 目的外の入手 が行われるリスク 対象者以外の情報の 入手を防止するための措置 の内容		都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルにおける特定個人情報の入手手段は、市町村CSからの附票本人確認情報更新要求の際に通知される附票本人確認情報に限定される。この場合、市町村CSから対象者以外の情報が通知されてしまうとがリスクとして想定されるが、制度上、対象者の真正性は府内市町村における厳格な確認により担保されている。※市町村の窓口では、住民の異動情報の届出等を受け付ける際などにおいて、対面で身分証明書(個人番号カード等)の提示を受け、本人確認を行っている。また、対象者以外の個人番号は入手できないことを、システムにより担保する。また、対象者以外の個人番号は入手できないことを、システムにより担保する。	事前	重要な変更(「デジタル手続 法」の施行及び住民基本台 帳法の一部改正に伴う変更) のため
	Ⅲ 特定個人情報の取扱い プロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル 2 特定個人情報の入手 リスク1 目的外の入手 が行われるリスク 必要な情報以外を入 手することを防止するための 措置の内容	_	法令により市町村から通知を受けることとされている情報のみを入手できることを、システム上で担保する。 また、対象者の個人番号以外の個人番号は 入手できないことを、システムにより担保する。	事前	重要な変更(「デジタル手続 法」の施行及び住民基本台 帳法の一部改正に伴う変更) のため
	Ⅲ 特定個人情報の取扱い プロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル 2 特定個人情報の入手 リスク1 目的外の入手 が行われるリスク リスクの対策は十分か	_	十分である	事前	重要な変更(「デジタル手続 法」の施行及び住民基本台 帳法の一部改正に伴う変更) のため
	Ⅲ 特定個人情報の取扱い プロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル 2 特定個人情報の入手 リスク2 不適切な方法 で入手が行われるリスク リスクに対する措置の 内容	_	附票本人確認情報の入手元を市町村CSIC限定する。 また、国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り。自都道府県の他の執行機関又は他部署等からの求めに応じ、個人番号を入手することを、システムにより担保する。	事前	重要な変更(「デジタル手続 法」の施行及び住民基本台 帳法の一部改正に伴う変更) のため
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策(2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル2特定の人手リスク2不適切な方法で入手が行われるリスクリスクへの対策は十分か	_	十分である	事前	重要な変更(「デジタル手続 法」の施行及び住民基本台 帳法の一部改正に伴う変更) のため
	Ⅲ 特定個人情報の取扱い プロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報フィル 2 特定個人情報の入手 リスク3 入手した特定 個人情報が不正確であるリス ク 入手の際の本人確認 の措置の内容	_	住民の異動情報の届出等を受け付ける市町村の窓口において、対面で身分証明書(個人番号カード等)の提示を受け、本人確認を行う。個人番号については、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから入手するため、該当なし。	事前	重要な変更(「デジタル手続 法」の施行及び住民基本台 帳法の一部改正に伴う変更) のため
	Ⅲ 特定個人情報の取扱い プロセスにおけるリスク対策 (2) 都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル 2 特定個人情報の入 リスク3 入手した特定 個人情報が不正確であるリスク 個人番号の真正性確 認の措置の内容	_	市町村において真正性が確認された情報を市町村CSを通じて入手できることをシステムで担保する。また、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルに保存される段階で真正性が担保されている。	事前	重要な変更(「デジタル手続 法」の施行及び住民基本台 帳法の一部改正に伴う変更) のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル2 特定個人情報の入手リスク3 入手した特定個人情報が不正確であるリスク特定個人情報が不正確であるリスク特定個人情報の正確性確保の措置の内容	_	システム上、附票本人確認情報更新の際に、 論理チェックを行う(例えば、既に消除されているものに対して、消除を要求する通知があった 場合に当該処理をエラーとする。) 仕組みとする。 また、入手元である市町村CSにおいて、項目 (フォーマット、コード) のチェックを実施する。 個人番号については、都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイルに保存される段階で正 確性が確保されている。	事前	重要な変更(「デジタル手続 法」の施行及び住民基本台 帳法の一部改正に伴う変更) のため
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策(2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル2 特定個人情報の入手リスク3 入手した特定個人情報が不正確であるリスク その他の措置の内容	_	システムでは対応できない事象が発生した際に、附票本人確認情報の正確性を維持するため、要領・手順書等に基づいて附票本人確認情報の入力、消除及び訂正が行われていることを定期的に確認する。	事前	重要な変更(「デジタル手続 法」の施行及び住民基本台 帳法の一部改正に伴う変更) のため
	Ⅲ 特定個人情報の取扱い プロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル 2 特定個人情報の入手 リスク3 入手した特定 個人情報が不正確であるリス リスクへの対策は十分か	_	十分である	事前	重要な変更(「デジタル手続 法」の施行及び住民基本台 帳法の一部改正に伴う変更) のため
	Ⅲ 特定個人情報の取扱い プロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル 2 特定個人情報の入手 リスク4 入手の際に特 定個人情報が漏えい・紛失す るリスク リスクに対する措置の 内容	_	・機構が作成・配付する専用のアプリケーションを(※) 用いることにより、入手の際の特定個人情報の漏えい・紛失の防止に努める。 ・府内市町村CSと接続するネットワーク回線に専用回線を用いる。情報の暗号化を実施する等の措置を講しる。 ・特定個人情報の入手は、システム上自動処理にて行われるため、操作者は存在せず、人為的なアクセスが行われることはない。 ※附票都道府県中の市町村の住民の附票本人確認情報を管理し、都道府県内の市町村の住民の附票本人確認情報を関し、都道府県内の市町村の市町村の下町村で、とのデータの安全保護対策、不正アクセスの防止策には、最新の認証技術や暗号化技術を採用し、データの盗聴、改ざん、破壊及び盗難、端末の不正利用及びなりすまし等を防止する。	事前	重要な変更(「デジタル手続 法」の施行及び住民基本台 帳法の一部改正に伴う変更) のため
	Ⅲ 特定個人情報の取扱い プロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル 2 特定個人情報の入手 リスク4 入手の際に特 定個人情報が漏えい・紛失す るリスク リスクへの対策は十分 か	_	十分である	事前	重要な変更(「デジタル手続 法」の施行及び住民基本台 帳法の一部改正に伴う変更) のため
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報シアイル 3 特定個人情報の使用 リスク1 目的を超えた 紐付け、新アに必要のない 情報との紐付けが行われるリスク 宛名システム等における措置の内容	_	附票大阪府サーバは、宛名システム等とは接 続しない。	事前	重要な変更(「デジタル手続 法」の施行及び住民基本台 帳法の一部改正に伴う変更) のため
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル 3 特定個人情報の使用 リスク1 目的を超えた 紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク 事務で使用するその他 のシステムにおける措置の内容	_	附票大阪府サーバは、住民基本台帳ネット ワークシステム以外のその他の庁内システム とは接続しない。	事前	重要な変更(「デジタル手続 法」の施行及び住民基本台 帳法の一部改正に伴う変更) のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	II 特定個人情報の取扱い プロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル 3 特定個人情報の使用 リスク1 目的を超えた 紐付け、事務に必要のない 情報との紐付けが行われるリ スク その他の措置の内容	_	―(他のシステム等と接続を行っていないことから当該リスクは存在しないため、空欄とする。)	事前	重要な変更(「デジタル手続 法」の施行及び住民基本台 帳法の一部改正に伴う変更) のため
	Ⅲ 特定個人情報の取扱い プロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル 3 特定個人情報の使用 リスク1 目的を超えた は付け、事務に必要のない 情報との紐付けが行われるリ スク リスクへの対策は十分	_	十分である	事前	重要な変更(「デジタル手続 法」の施行及び住民基本台 帳法の一部改正に伴う変更) のため
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル 3 特定個人情報の使用 リスク2 権限のないも (元職員、アクセス権収のない 職員等)によって不正に使用されるリスク ユーザー認証の管理 具体的な管理方法	_	行っている 照合ID及び生体認証(静脈認証)によるユーザー認証を行う。	事前	重要な変更(「デジタル手続 法」の施行及び住民基本台 帳法の一部改正に伴う変更) のため
	Ⅲ 特定個人情報の取扱い プロセスにおけるリスク対策 (2) 都遺府県知事保存所票 本人確認情報ファイル 3 特定個人情報の使い者 (元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使 用されるリスク アクセス権限の発行・ 失効の管理 具体的な管理方法		行っている ・システム使用者の異動や退職等が発生した際に、住民基本台帳ネットワークシステム上でアクセス権限の返却、発効処理を行うとともに、管理簿によりアクセス権限を与えた職員の照合D・名前・付与日時等を管理をしている。	事前	重要な変更(「デジタル手続 法」の施行及び住民基本台 帳法の一部改正に伴う変更) のため
	Ⅲ 特定個人情報の取扱い プロセスにおけるリスク対策 (2)都遺庁県知事保存附票 本人確認情報ファイル 3 特定個人情報の使り (元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使 用されるリスク アクセス権限の管理 具体的な管理方法	_	行っている 記録した管理簿について、アクセス権限の返 却・発効管理が適切に行われていることを、年 1回以上の定期的な棚卸しにより確認し、その 記録を残す。	事前	重要な変更(「デジタル手続 法」の施行及び住民基本台 帳法の一部改正に伴う変更) のため
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル3 特定個人情報の使用リスク2 権限のない者に飛戦員、アクセス権限のない戦員、下クセス権限のない戦員等によって不正に使用されるリスク特定個人情報の使用の記録 具体的な管理方法	_	記録を残している ・附票本人確認情報を扱うシステムの操作履歴業務アクセスログ・操作ログ)を記録し、不正アクセスがないことを確認している。・操作履歴の確認により、附票本人確認情報の検索に関して不正な操作の疑いがある場合は、利用課へのヒアリングや申請文書等との整合性を確認する。・バックアップされた操作履歴について、大阪府住民基本台帳ネットワークシステム管理運用要領により7年間、安全な場所に施錠保管する。	事前	重要な変更(「デジタル手続 法」の施行及び住民基本台 帳法の一部改正に伴う変更) のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	皿 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策(2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル3 特定個人情報の使用リスク2 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用シスクへの対策は十分か	_	十分である	事前	重要な変更(「デジタル手続 法」の施行及び住民基本台 帳法の一部改正に伴う変更) のため
	II 特定個人情報の取扱い プロセスにおけるリスク対策 (2) 都道府県知事保存附票 本人確認情報フィル 3 特定個人情報の使用 リスク3 従業者が事務 以外で使用するリスク リスクに対する措置の 内容	_	・システムの操作履歴(業務アクセスログ・操作ログ)を記録し、不正アクセスがないことを確 にている。 ・操作履歴の確認により、本人確認情報の検索に関して不正な操作の疑いがある場合は、利用課へのヒアリングや申請文書等との整合性を確認する。 ・システム使用者への研修を実施し、事務外利用の禁止等について指導する。 ・上記使用者以外の従業者(システム連用の委託先)は直接附票本人確認情報に関わらない(直接附票本人確認情報に関わらない(直接附票本人確認情報に関わらない(直接附票本人確認情報に関わらない(直接附票本人確認情報に関わるない(直接附票本人確認情報に関わるない(直接所票本人確認情報に関わるない(直接所票本人確認情報に関わらない(直接所票本人確認情報に関わらない(直接所票本人確認情報に関わらない)。	事前	重要な変更(「デジタル手続 法」の施行及び住民基本台 帳法の一部改正に伴う変更) のため
	Ⅲ 特定個人情報の取扱い プロセスにおけるリスク対策 (2) 都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル 3 特定個人情報の使用 リスク3 従業者が事務 以外で使用するリスク リスクへの対策は十分 か	_	十分である	事前	重要な変更(「デジタル手続 法」の施行及び住民基本台 帳法の一部改正に伴う変更) のため
	Ⅲ 特定個人情報の取扱い プロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票 本入確認情報ファイル 3 特定個人情報の使用 リスク4 特定個人情報 ファイルが不正に複製される リスク リスクに対する措置の 内容	_	都道府県サーバの運用管理を行っている委託 先以外は、特定個人情報ファイルを複製でき ないことをシステム上担保している。また、委 託先においても、適切なシステム運用管理権 限を有する者以外は、定期運用に基づくバック アップ時等以外では複製できないことをシステ ム上担保している。加えて、当該バックアップ 時等以外にファイルを複製しないよう、上記の 権限を有する者に研修を実施している。更不 委託契約の中で、個人情報取扱特配事項を め、秘密の保持や従事者への教育を実施し、 義務に違反した場合、契約の解除や損害賠償 を請求する旨を規定している。	事前	重要な変更(「デジタル手続 法」の施行及び住民基本台 帳法の一部改正に伴う変更) のため
	皿 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策(2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル3 特定個人情報の使用リスク4 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク リスクへの対策は十分か	_	十分である	事前	重要な変更(「デジタル手続 法」の施行及び住民基本台 帳法の一部改正に伴う変更) のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ 特定個人情報の取扱い プロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル 4 特定個人情報ファイル の取扱いの委託 時期、不正入手。不正等、 情報の不正及提、保管の不正人提、不管の 用、不正交提供、保管の不正 技供、保管の不正 は、再委託に関するリスク 情報保護管理体制の 確認		・平成24年6月12日、住民基本台帳ネットワークシステム推進協議会(47都道府県が構成員)において、都道府県サーバ集約化の裏施および集約化された都道府県サーバの運用及び監視に関する業務を機構の前身である財団法人地方自治情報センターへ委託することを議決している。 ・委託先である機構は、地方公共団体情報システム機構法、平成25年5月31日法律第29号に基づき平成26年4月1日に設立された組織であり、住基法に基づき住民基本台帳ネットワークシステムの運用を行っている実績がある。 ・そのため、委託先として社会的信用と特定個人情報の保護を継続的に履行する能力がある。 ・そのため、委託先として社会的信用と特定個人情報の保護を継続的に履行する能力がある。 ・そのため、委託先として社会的信用と特定の場合を受けており、情報保護管理体制は十分である。 ・務委託において、委託先の本人確認情報保護管理体制を確認するとともに、必要に応じて立ち入り調査を行う。	事前	重要な変更(「デジタル手続 法」の施行及び住民基本台 帳法の一部改正に伴う変更) のため
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託による特定個人情報の不正入手・不正な使用、不正な提供、保管・消去及び委託契約終了後の不正な使用等、再委託に関するリスク特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限具体的な制限方法		制限している ・委託先(再委託先)には、附票本人確認情報 の更新及び本人確認情報の整合性確認業務 のため特定個人情報ファイルを提供する場合 が想定されるが、その場合はシステムで自動 的に暗号化を行った上で提供することとしており、システム設計上、特定個人情報ファクセス できず閲覧・更新もできない。また、委託先(再委託先を含む。)は、災害等におけるデータの 損失等に対する対策のため、日次で特定個人情報ファイルを媒体に持ちが取のため、日次で特定個人情報ファイルをがクアップのために特定個人情報ファイルを媒体に格納する場合は、システム設計上、特定個人情報にアクセスできず閲覧・更新もできない。 ・契約書に基づき、委託業務に係る作業者名 簿を提出させ、作業者を限定している。	事前	重要な変更(「デジタル手続 法」の施行及び住民基本台 帳法の一部改正に伴う変更) のため
	Ⅲ 特定個人情報の取扱い プロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル 4 特定個分析報ファイル の取扱いの委託 委託先による特定個位 情報、不正な投供、保管・消去 及び委用等、再委託に関するリ 大変に関するリ 大変にの記録 特定個人情報ファイル の取扱いの記録 具体的な方法		記録を残している ・委託先(再委託先を含む。)には、附票本人確認情報の更新及び附票本人確認情報の更新及び附票本人確認情報の更新及び附票本人を含めため特定個人情報ファイルを提供する場合が想定されるが、その場合はシステムで自動的に暗号化を行った上で提供するとしており、システム設計上、特定個人情報にアクセスできず閲覧・更新もできない。・委託先(再委託先(再委託先(事委託会))は、災害等にいるデタの損失等に対ける対象の方の人場であった。日次で特定個人情報ファイルをバックアップのために特を個人情報ファイルをバックアップである場合は、システムで自動的に暗号化を行うこととしており、システムで自動的に暗号化を行うこととしており、システムで自動的に暗号化を行うこととしており、システムで自動的に暗号化を行うこととしており、システムで自動的に暗号化を行うこととしており、システムで自動的に暗号化を行うこととしており、システムで自動的に暗号化を行うこととしており、システムで自動的に暗号化を行うこととしており、システムで自動的に暗号化を行うこととしており、システムで自動にしておいが、バックアップの不正取得や持ち出入している。、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	事前	重要な変更(「デジタル手続 法」の施行及び住民基本台 帳法の一部改正に伴う変更) のため
	Ⅲ 特定個人情報の取扱い プロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル 4 特定個人情報のアイル の取扱いの委託 委託先による特定個人情報の不正な使用、不正な提供、保管・消去 及び委託契約終了後の不正な使用、東重な使用等、再委託に関するリスク 特定個人情報の提供ルール	_	定めている	事前	重要な変更(「デジタル手続 法」の施行及び住民基本台 帳法の一部改正に伴う変更) のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知平ル 4 特定個人情報ファイル の取扱いの委託 委託たよる特定個人情報の不正入手、保管・消去 反び委託等、再委託に関するリスク 特定個人情報の形には関するリスク 特定個人情報の提供 ルール 委託先から他社への提供に関するルールの遵守の確認方法		・委託先である機構に対し、特定個人情報の目的外利用及び提供は認めないことを契約書上明記している。 ・委託先である機構は、日次、月次、年次で目的外利用及び提供についてのチェックを含む、セキュリティチェックを行い、委託元である本府は、チェックリストの結果について、機構より、月次で書面により「附票都道府県ナーバ集約センターの運用監視等に係る作業報告について、他・セキュリティ確認結果報告」の報告を受けている。 ・必要があれば、本府職員が委託業務について機構の履行状況を立ち会いまたは報告を受けることを契約書上明記している。	事前	重要な変更(「デジタル手続 法」の施行及び住民基本台 帳法の一部改正に伴う変更) のため
	皿 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附 本人確認情報ファイル 4 特定個人情報の不正人手・不正な持報の不正人手・不正な持要の不正な提供、保管・不正な境上、不管・消去及び東等、再委託に関するリスク特定個人情報の提供に関するルールの内容法がより、表述の表述を表述の表述を表述の表述を表述の表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表	_	委託先(再委託先を含む。)に送付する特定個人情報ファイルは暗号化されているため、委託先、再委託先を含む。)がファイル内の特定個人情報にアクセスしないシステム設計としている。	事前	重要な変更(「デジタル手続 法」の施行及び住民基本台 帳法の一部改正に伴う変更) のため
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル 4 特定個人情報ファイル の取扱いの委託 委託先による特定個人情報の不正入手・不正な提供、保管・消去 及び委託契約終了後関ホ不正な使用等、再委託に関するリスク 特定個人情報の消去 ルール ルールの内容及び ルール順守の確認方法		定めている ・委託契約上、委託先である機構に提供された特定個人情報ファイルについては、本人確認情報の保存期間が過ぎた際に、システムにて自動判別し消去することを規定している。・バックアップ媒体については、運用設計書」において、「媒体が破損や耐用を教、配用回数を超過したとき、管理簿に理由を明記し、媒体は引き続きデータ保管庫に格納」することにしているが、委託契約上、委託先である機構に提供された特定個人情報ファイルについては、契約完了時に返還または廃棄することを規定する。 ・委託契約の報告条項に基の取扱いについて書面にて報告を受ける。また、必要があれば、本府職員又は監査法人などの第三者が現地調査し、適正に運用されているか確認する。	事前	重要な変更(「デジタル手続 法」の施行及び住民基本台 帳法の一部改正に伴う変更) のため
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附 本人確認情報ファイル 4 特定個人情報のアイル の取扱いの委託 委託先による特定個人情報の不正な提供、保管が不正な提供、保管が不正な規模、不適力を使用等、再委託に関するリスク 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 規定の内容		定めている ・秘密保持義務 ・事業所内からの特定個人情報の持出しの禁 ・特定個人情報の目的外利用の禁止 ・再委託における条件 ・漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任 ・委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄 ・従業者に対する監督・教育 ・契約内容の遵守状況について報告を求める規定 ・委託先の個人情報保護管理体制に関する調査を行うことができる規定等を契約書において定めるととも に、本所と同様の安全管理措置を義務付ける。	事前	重要な変更(「デジタル手続 法」の施行及び住民基本台 帳法の一部改正に伴う変更) のため
	皿 特定個人情報の取扱い プロセスにおけるリスク対策 本人確認情報ファイル 4 特定個人情報ファイル の取扱いの委託 委託先による特定個人情報の不正入手・不正な境 用、不正な提供、保管・消去 及び委託契約終了後の不均正 大方を使用等、再委託に関するリスク 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な政保	_	+分に行っている ・委託先である機構と再委託先の契約において、個人情報保護の条項を設けており、従事者への周知を契約で規定している。 ・再委託する業務は、直接附票本人確認情報に係らない(直接附票本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない)業務を対象としている。 ・再委託を行う場合は、委託元がその必要性を厳しく審査し、再委託先に対して、委託先と同等の安全管理措置を義務付けるとともに、委託たに対して定期的に実施状況等を報告させること等により、必要かつ適切な監督を行っている。	事前	重要な変更(「デジタル手続 法」の施行及び住民基本台 帳法の一部改正に伴う変更) のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ 特定個人情報の取扱い プロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル 4 特定個人情報ファイル の取扱いの委託 委託先による特定個人情報のアエル手・不正な帰て、保管・消去 及び委託契約終了後の不正な使用等、再委託に関するリ スク リスクへの対策は十分か	_	十分である	事前	重要な変更(「デジタル手続 法」の施行及び住民基本台 帳法の一部改正に伴う変更) のため
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル5 特定個人情報の提供・移転 リスク1 不正な提供・移転の記録 特定個人情報の提供・移転の記録 特定個人情報の提供・移転の記録		記録を残している 特定個人情報(個人番号、4情報等)の提供・移転を行う際に、提供・移転の記録(提供・移 転日時、操作者等)をシステム上で管理し、7 年間保存する。	事前	重要な変更(「デジタル手続 法」の施行及び住民基本台 帳法の一部改正に伴う変更) のため
	Ⅲ 特定個人情報の取扱い プロセスにおけるリスク対策 (2)都遺府県知事保存附票 本人確認情報ファイル 5 特定個人情報の提供・移 転の記録 特定個人情報の提供・移転の記録 が定個人情報の提供・移転のルール ルールの内容及び ルール順守の確認方法		定めている 以下の法令等に基づいて、特定個人情報の提供・移転を行っている。 ・住基法第30条の15第2項(本人確認情報の利用) ・住基法第30条の40の6第3項(都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。)の利用) ・電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクへの記録及びその保存の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準・大阪府住民基本台帳ネットワークシステム管理適用契領・大阪府住民基本台帳ネットワークシステム管理適用組制・大阪府在民基本台帳ネットワークシステム管理適用組制・大阪府社日、建設管は、大阪府は民基本台帳を対している大阪府庁内に設置された住基ネット機器の監視を行う監視サーバを活用した常時監視やシステム操作限を、発売アイとエ記法令等に基づいた特定個人情報の提供・移転が行われていることの確認を行っている。	事前	重要な変更(「デジタル手続 法」の施行及び住民基本台 帳法の一部改正に伴う変更) のため
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 5 特定個人情報の提供・移転 リスク1 不正な提供・移転り記録 リスクへの対策は十分か	_	2)十分である	事前	重要な変更(「デジタル手続 法」の施行及び住民基本台 帳法の一部改正に伴う変更) のため
	Ⅲ 特定個人情報の取扱い プロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル 5 特定個人情報の提供・ 移転 リスク2 不適切な方法 で提供・移転が行われるリス ク リスクに対する措置の 内容		・相手方(附栗全国サーバ)と附票都道府県サーバの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。また、自都道府県の他の執行機関への提供及び他の部署への移転のため、媒体へ出力する必要がある場合には、出力の記録が残される仕組みを構築している。・提供先・移転先における特定個人情報の使途については、住基法等で制限されている。	事前	重要な変更(「デジタル手続 法」の施行及び住民基本台 帳法の一部改正に伴う変更) のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ 特定個人情報の取扱い プロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル 5 特定個人情報の提供・ 移転 リスク2 不適切な方法 で提供・移転が行われるリス ク リスクへの対策は十分 か		十分である	事前	重要な変更(「デジタル手続 法」の施行及び住民基本台 帳法の一部改正に伴う変更) のため
	Ⅲ 特定個人情報の取扱い プロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル 5 特定個人情報の提供・ 移転 リスク3 誤った情報を 提供・移転してしまうリスク、 誤った相手に提供・移転して しまうリスク リスクに対する措置の 内容		・誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの 措置 :システム上、照会元から指定された検索条件 に基づき得た結果を適切に提供・移転すること を担保する。 ・誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの 措置 :相手方(附票全国サーバ)と附票都道府県 サーバの間の通信では相互短距を実施してい るため、認証できない相手先への情報の提供 はなされないことがシステム上担保される。 また、情報を暗号化し格納した媒体による情 報の提供・移転が必要な場合には文書による 確認を実施し、法令上の根拠のない相手先へ 情報の提供・移転を防止している。	事前	重要な変更(「デジタル手続 法」の施行及び住民基本台 帳法の一部改正に伴う変更) のため
	Ⅲ 特定個人情報の取扱い プロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル 5 特定個人情報の提供・ 移転 リスク3 誤った情報を 提供・移転してしまうリスク、 誤った相手に提供・移転して しまうリスク リスクへの対策は十分		十分である	事前	重要な変更(「デジタル手続 法」の施行及び住民基本台 帳法の一部改正に伴う変更) のため
	Ⅲ 特定個人情報の取扱い プロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報フィイル 6 情報提供ネットワーク システムとの接続		[O]接続しない(入手) [O]接続しない(提供)	事前	重要な変更(「デジタル手続 法」の施行及び住民基本台 帳法の一部改正に伴う変更) のため
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル 7 特定個人情報の保管・ 消去 リスク1 特定個人情報の保管・ の漏えい・減失・毀損リスク ①NISC政府機関統一基準群		政府機関ではない	事前	重要な変更(「デジタル手続 法」の施行及び住民基本台 帳法の一部改正に伴う変更) のため
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルフ・特定個人情報の保管・消去 リスク1 特定個人情報の帰えい・滅失・毀損リスク ②安全管理体制	_	十分に整備している	事前	重要な変更(「デジタル手続 法」の施行及び住民基本台 帳法の一部改正に伴う変更) のため
	Ⅲ 特定個人情報の取扱い プロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル 7 特定個人情報の保管・ 消去 リスク1 特定個人情報 の漏えい・滅失・毀損リスク ③安全管理規定	_	十分に整備している	事前	重要な変更(「デジタル手続 法」の施行及び住民基本台 帳法の一部改正に伴う変更) のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ 特定個人情報の取扱い プロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル 7 特定個人情報の保管・ 消去 リスク1 特定個人情報 の漏えい・滅失・毀損リスク ④安全管理体制・規定 の職員への周知		十分に周知している	事前	重要な変更(「デジタル手続 法」の施行及び住民基本台 帳法の一部改正に伴う変更) のため
	Ⅲ 特定個人情報の取扱い プロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル 7 特定個人情報の保管・ 消去 リスク1 特定個人情報 の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	_	十分に行っている ・	事前	重要な変更(「デジタル手続 法」の施行及び住民基本台 帳法の一部改正に伴う変更) のため
	Ⅲ 特定個人情報の取扱い プロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル 7 特定個人情報の保管・ 消去 リスク1 特定個人情報 の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	_	十分に行っている 主に下記の対策を講じている。 ・ファイアーウォールの導入、ファイアーウォールログの解析 ・専用回線の利用 ・データの暗号化 ・サーバ間の相互認証 ・ウイルス対策ソフトの定期的パターン更新を行う。 ・OSのセキュリティ更新プログラム、住基ネットアプリケーションの修正プログラムを配信の都度更新する。	事前	重要な変更(「デジタル手続 法」の施行及び住民基本台 帳法の一部改正に伴う変更) のため
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルフ特定個人情報の保管・消去リスク1 特定個人情報の帰えい・滅失・毀損リスクフバックアップ	_	十分に行っている	事前	重要な変更(「デジタル手続 法」の施行及び住民基本台 帳法の一部改正に伴う変更) のため
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策(2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルフ 特定個人情報の保管・消去リスク1 特定個人情報の漏えい・減失・毀損リスクの漏えい・減失・毀損リスの源えい・減失・改損リスクの漏えい・減失・改損リスクので、適事故発生時手順の策定・周知	_	十分に行っている	事前	重要な変更(「デジタル手続 法」の施行及び住民基本台 帳法の一部改正に伴う変更) のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	III 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル・7 特定個人情報の保管・リスク1 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク (9)過去るよいへは、10)過去ないの人に評価機関において、個人情報に関する重大事故が発生したかその内容		発生あり ①府の委託事業受託事業者において、事業者が利用登録施設を電子メールで送信する際、BCC欄にアドレスを入力すべきところ、死先欄に入力したため、メールアドレスを互いに見える状態で送信した。(145名分) ②協会会員に対し、電子メールで送信した際、BCC欄にアドレスを入力すべきところ、宛先順に入力したため、メールアドレスを互いに見える状態で送信した。(118名分) ③電子メールを送信する際に「BCCJ欄にアドレスを入力すべきところを誤って「CCJ欄に入力したため、メールアドレスが互いに見える状態で送信した。(123名分) 4)購資会の申込さに掲載し、閲覧及びダウンロードできる状態となった。(963名分) ⑤担当者が電子メールを送信する際、「BccJ欄にアドレスを入力するの個人情報のデータをホームページに掲載し、閲覧及びダウンロードできる状態となった。(963名分) ⑤担当者が電子メールを送信する際、「BccJ欄にアドレスを入力するとして。(963名分) ⑥担当者が電子メールを送信する際、「BccJ欄にアドレスを入力すぐきところ、誤って「宛先」欄にアドレスを入力すぐきところ、誤って「宛先」棚に入力し一斉送信を行ったため、アドレスが互いに見える状態となった。(111名分) ※住民基本台帳ホットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務においては、個人情報に関する重大事故の発生はない。	事前	重要な変更(「デジタル手続 法」の施行及び住民基本台 帳法の一部改正に伴う変更) のため
	Ⅲ 特定個人情報の取扱い プロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル 7 特定個人情報の保管・ 消去 リスク1 特定個人情報 の漏えい・滅失・毀損リスク (3)過去3年以内に評価 実施機関において、個人情 報に関する重大事故が発生 したか 再発防止策の内容	_	①事業者に対して、再発防止策の検討を指示した。 ②庁外に多数の電子メール発信が必要な場合には、安心一斉送信シスアムを活用する。その他、「Bco」を活用する。その他、「Bco」を活用する。でのまず、「大きな、一大きな、「大きな、「大きな、「大きな、」では、「大きな、「大きな、」では、「大きな、「大きな、」では、「大きな、「大きな、「大きな、「大きな、「大きな、「大きな、「大きな、「大きな	事前	重要な変更(「デジタル手続 法」の施行及び住民基本台 帳法の一部改正に伴う変更) のため
	Ⅲ 特定個人情報の取扱い プロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル 7 特定個人情報の保管・ 消去 リスク1 特定個人情報 の漏えい・滅失・毀損リスク ⑩死者の個人番号	_	保管していない	事前	重要な変更(「デジタル手続 法」の施行及び住民基本台 帳法の一部改正に伴う変更) のため
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル 7 特定個人情報の保管・ 消去 リスク1 特定個人情報 の漏えい・滅失・毀損リスク リスクへの対策は十分	_	十分である	事前	重要な変更(「デジタル手続 法」の施行及び住民基本台 帳法の一部改正に伴う変更) のため
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル 7 特定個人情報の保管・消去 リスク2 特定個人情報の が古い情報のまま保管され続けるリスク リスクに対する措置の	_	附票本人確認情報の提供・移転に併せて提供される個人番号は、自都支的に場所の他の執行機関又は他部署等からの政的により提供・移転された後は、障害発生等により提供・移転先で情報を受領できなかった場合に備えて一時的に保存されるのみであり、情報が更新される必要はない。	事前	重要な変更(「デジタル手続 法」の施行及び住民基本台 帳法の一部改正に伴う変更) のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策(2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル7 特定個人情報の保管・消去リスク2 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクリスクへの対策は十分か	_	十分である	事前	重要な変更(「デジタル手続 法」の施行及び住民基本台 帳法の一部改正に伴う変更) のため
	Ⅲ 特定個人情報の取扱い プロセスにおけるリスク対策 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル 7 特定個人情報の保管・ 消去 リスク3 特定個人情報 が消去されずいつまでも存在 するリスク 消去手順		定めている ・障害発生等により提供・移転先で情報を受領できなかった場合に備えた一時的な保存の終了後、特定個人情報をシステムにて自動判別し消去する(消去されたデータは、復元できない)・磁気ディスクの廃棄時は、府職員が要領・手順書等に基づき、内容の消去、破壊等を行うとともに、磁気ディスク管理簿にその記録を残す。・保存期間が経過した帳票等の紙媒体については、府職員が要領にもとづき溶解処理等を行う。	事前	重要な変更(「デジタル手続 法」の施行及び住民基本台 帳法の一部改正に伴う変更) のため
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策(2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル7 特定個人情報の保管・消去リスク3 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクリスクへの対策は十分か		十分である。	事前	重要な変更(「デジタル手続 法」の施行及び住民基本台 帳法の一部改正に伴う変更) のため

変更箇所別紙

変更箇所別紙		
変更日 項目 I 基本情報	変更前の記載 大阪府は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づいて住民基本台	変更後の記載 住民基本台帳ネットワークに関する業務は「1. 本人確認情報の管理及び
1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システムとして、住民基本 台帳ネットワークシステム(以下、住基ネットという。)を府内市町村と共同し て構築している。	提供等に関する事務」及び「2. 附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」に分かれる。
	なお、住民基本台帳は、住基法に基づき作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともこ行政の近代に「対処するため、住民に関する記録を正確かつ場か、向に行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、そのとか日に甲本・大学での四ののは特徴が、よるとなる。	1. 本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 大阪府は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づいて住民基本台 帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システムとして、住民基本 台帳ネットワークシステム(以下「住基ネット」という。)を府内市町村と共同し て構築している。
	他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。 具体的に大阪府では、住基法の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。(別添1を参照)	なお、住民基本台帳は、住基法に基づき作成されるものであり、市町村にお ける住民の届出に関する制度及びその住民とれる地位を記録する各種の台 帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の 近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ続一的に行うもので あり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名策の登録、その
	①府内市町村からの本人確認情報に係る変更の通知に基づく特定個人情報ファイルの更新及び地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への通知(2大阪府知事から大阪府の他の執行機関への本人確認情報の提供	他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。 具体的に大阪府では、住基法の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で 取り扱う。(別添1を参照)
	③住民による請求に基づく当該個人の本人確認情報の開示並びに開示結果に基づく住民からの本人確認情報の訂正、追加又は削除の申出に対する調査	①府内市町村からの本人確認情報に係る変更の通知に基づく特定個人情 報ファイルの更新及び通知
	の表示	(3)住民による請求に基づく当該個人の本人確認情報の開示並びに開示結果に基づく住民からの本人確認情報の訂正、追加又は削除の申出に対する 調査
	(⑥磁気ディスクによる特定個人情報ファイルの管理	(4大阪府の知事部局の他の部署及び大阪府の他の執行機関が地方公共 回依情報システム機構(以下「機構」という。)に行う本人確認情報照会要求 の仲介 (5大阪府の知事部局の他の部署が検索する条件に該当する本人確認情報 の表示
		(⑥磁気ディスクによる特定個人情報ファイルの管理 2. 附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務
		2 町県本外価協り報の音単なが戻けで、時の3 の等が 状阪府は、市町村における市町村CS、大阪府における附票都道府県サー バ及び機構における附票全国サーバ等により構成される「附票連携システ 人」において、国外転出者に係る本人確認を行うための社会的基盤としての 役割を担うため、4情報(氏名、住所、生年月日、性別)、住民票コード及びこ れらの変更情報で構成される「都道府県和事保存附票本人確認情報ファイ ルを作成し、戸籍の附票に関する記録を正確に行う責務がある。そのため、 附票本人確認情報の管理及び提供等に係る以下の事務を実施する。なお、 耐温原県知事保存附票本人確認情報以下来文に併せて記載する場合は、 「都道府県知事保存附票本人確認情報以下来文に併せて記載する場合は、 「都道府県知事保存附票本人確認情報以下まれいの記載は、「附票本 人確認情報」とする。)には、個人番号は含まれない。
		①府内市町村からの附票本人確認情報に係る変更の通知に基づく特定個 人情報ファイルの更新及び機構への通知 之大阪府知事から大阪府の他の終行機関への附票本人確認情報の提供 ③住民による請求に基づ公当該個人の附票本人確認情報の開示並びに開 示結果に基づく住民からの附票本人確認情報の訂正、追加又は削除の申 出に対する調査 (3大阪府の知事部局の他の部署及び大阪府の他の執行機関が機構に行う 附票本人確認情報照会要求の仲介 (5大阪府の知事部局の他の部署が検索する条件に該当する附票本人確認 情報の表示
I 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		1. 附票本人確認情報の更新
において使用するシステムの機能 システム2①システムの機能		: 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを最新の状態 に保つため、市町村GSを経由して通知された附票本人確認 情報の更新情報を元に当該ファイルを更新し、附票全国サー パに対して当該附票本人確認情報の更新情報を通知する。
		2. 大阪府の他の執行機関への情報提供 :大阪府の他の執行機関による住基法に基づく情報照会に対 応するため、照会のあった当該個人の個人の4情報等に対応 する附票本人確認情報を都道府県知事附票保存附票本人確 認情報ファイルから抽出し、照会元に提供する。 その際、番号法で認められた場合に限り、大阪府の他の執行 機関から水めに応じ、附票本人確認情報の提供に併せて 当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存本人確 認情報ファイルから個人番号を抽出し、照会元に提供する場 合がある。
		3. 附票本人確認情報の開示 :法律に基づく住民による自己の附票本人確認情報の開示請 求に対応するため、当該個人の附票本人確認情報を都道府 県知事保存附票本人確認情報ファイルから抽出し、帳票に出 力する。
		4. 機構への情報照会 : 附票全国サーバに対して住民票コード又は4情報の組合せ をキーとした附票本人確認情報照会要求を行い、該当する個 人の附票本人確認情報を受領する。
		5. 附票本人確認情報検索 : 附票都道府県サーバの代表端末又は業務端末(都道府県 サーバと共用する。)において入力された4情報(氏名、住所、 性別、生年月日)の組合せをキーに都道府県知事保存附票本 人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する附票本人 確認情報の一覧を画面上に表示する。
		6. 附票本人確認情報整合 : 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市町村から附票本人確認情報を受領1. 当該附

	項目	変更前の記載	変更後の記載
変更日	ХI	a, >⊂ pv ∨ durae	東大人の記念、旧さけり、東京大学の記念 票本人確認情報を用いて当該ファイルに記録された附票本人 確認情報の整合性確認を行う。
	I 基本情報 4 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ①事務実施上の必要性	大阪府では、以下の必要性から、都道府県知事保存本人確認情報ファイルを取り扱う。	(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル 大阪府では、以下の必要性から、都道府県知事保存本人確 認情報ファイルを取り扱う。
		・都道府県知事保存本人確認情報ファイルは、転出入があった場合等にスムーズな住民情報の処理を行うこと、また全国 的な本人確認手段として、1つの市町村内にとどまらず、全地 方公共団体で、本人確認情報を正確かつ統一的に記録・管理 することを目的として、以下の用途に用いられることが住基法 に規定されている。	・都道府県知事保存本人確認情報ファイルは、転出入があった場合等にスムーズな住民情報の処理を行うため、また全国的な本人確認手段として、1つの市町村内にとどまらず、全地方公共団体で、本人確認情報を正確かつ統一的に記録・管理することを目的として、以下の用途に用いられる。
		①住基ネットを用いて市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務(住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務)の処理を行うため、区域内の住民に係る最新の本人確認情報を管理する。②市町村からの本人確認情報の更新情報の通知を受けて都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新し、当該更新情報を機構に対して通知する。 ③自都道府県の他の執行機関からの照会に基づき、本人確認情報を提供する。	①住基ネットを用いて市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務(住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務)の処理を行うため、区域内の住民に係る最新の本人確認情報を管理する。 ②市町村からの本人確認情報の更新情報の通知を受けて都道府県知事保存本人権認情報ファイルを更新し、当該更新情報を機構に対して通知する。 ③自都道府県の他の執行機関からの照会に基づき、本人確認情報を提供する。 ④住民からの請求に基づき、当該個人の本人確認情報を開
		示する。 ⑤住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び 提供等に関する事務において、本人確認情報を検索する。 ⑥市町村において保存する本人確認情報との整合性を確認 する。	示する。 ⑤住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び 提供等に関する事務において、本人確認情報を検索する。 ⑥市町村において保存する本人確認情報との整合性を確認 する。
			(2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 大阪府では、以下の必要性から、都道府県知事保存附票本 人確認情報ファイルを取り扱う。
			・都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルは、国外転出 者に係る本人確認手段として、1つの市町村内にとどまらず、 全地方公共団体で、附票本人確認情報を正確かつ統一的に 記録・管理することを目的として、以下の用途に用いられる。
			① 附票連携システムに係る附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務の処理を行うため、区域内の住民に係る最新の附票本人確認情報を管理する。②市町村からの附票本人確認情報の更新情報の通知を受けて都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを更新し、当該更新情報を機構に対して通知する。③大阪府の他の執行機関からの照会に基づき、附票本人確認情報を提供する。その際、番号法で認められた場合に限り、自都道府県の他の執行機関からの求めに応じ、附票本人確認情報の提供に併せて当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、照会元に提供する場合がある。
			(3) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (5) (5) (6) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7
	(別添1)事務内容 (2)附票本人確認情報の管理及び提供に 関する事務 (備考)		1. 附票本人確認情報の更新に関する事務 1-①大阪府内市町村において受け付けた住民の異動に関する情報を、大阪府内市町村CSを通じて附票大阪府サーバに通りする。
			1-② 附票大阪府サーバにおいて、市町村より受領した附票 本人確認情報を元に都道府県知事保存附票本人確認情報 ファイルを更新する。 1-③ 機構に対し、住民基本台帳ネットワークを介して、附票 本人確認情報の更新を通知する。
			2. 大阪府の他の執行機関への情報提供 2-①大阪府の他の執行機関において、4情報等をキーワードとした附票本人確認情報の照会を行う。 2-②大阪府知事において、提示されたキーワードを元に都道府県知事保存附票本人確認情報アイルを検索し、照会元に対し、對該個人の附票本人確認情報を提供する。その際、番号法で認められた場合に限り、大阪府の他の執行機関からの求めに応じ、附票本人確認情報の提供に併せて当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、照会元に提供する場合がある。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載 ※検案対象者が他都退府県の場合は附票至国サーバに対し
			※検系対象有か他和迫府原の場合は附票主国サーバに対して検索の要求を行う。 ※一括提供の方式により附票本人確認情報を提供する場合には、大阪府知事において、総務部市町村局行政課に設置する業務端末を操作し、個人番号を利用する事務については専用線を用いて、個人番号を利用しない事務については電子記録媒体を用いて提供する。
		_	3. 附票本人確認情報の開示に関する事務 3-①住民より附票本人確認情報の開示請求を受け付ける。 3-②開示請求者(住民)に対し、都道府県知事保存附票本 人確認情報ファイルに記録された当該個人の附票本人確認 情報を開示する。
			4. 機構への情報照会に係る事務 4-①.機構に対し、4情報等をキーワードとした附票本人確認 情報の照会を行う。 4-②.機構より、当該個人の附票本人確認情報を受領する。
			5. 附票本人確認情報検索に関する事務 5-①.4情報の組み合わせを検索キーに都道府県知事本人 確認情報を検索する。
			6. 附票本人確認情報整合 6-①、市町村CSより、附票大阪府サーバに対し、整合性確認用の附票本人確認情報を送付する。 6-②、附票大阪府サーバにおいて、市町村CSより受領した整合性確認用の附票本人確認情報を用いて都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルの整合性確認を行う。 6-③、附票大阪府サーバより、市町村CSに対して整合性確認結果を通知する。"